

# 平成28年度業務実績等報告書

平成29年6月

独立行政法人日本学生支援機構

# 平成 28 年度業務実績等報告書 目次

■年度評価 項目別評定一覧表.....	1	④ 減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用.....	44
■各項目の業務実績及び自己評価		<21> 減額返還・返還期限猶予及び返還免除制度の運用状況.....	44
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置.....	4	⑤ 所得連動返還型奨学金制度の導入.....	49
1 共通的事項.....	4	<22> 所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた準備状況.....	49
(1) 透明性及び公平性の確保.....	4	(4) 情報提供等の充実.....	51
<1> 運営評議会の実施状況.....	4	<23> 情報提供等の実施状況.....	51
<2> 外部評価の実施状況.....	5	(5) 学校との連携強化.....	55
(2) 広報・広聴の充実.....	6	<24> 学校との連携の実施状況.....	55
<3> 広報活動の実施状況.....	6	3 留学生支援事業.....	60
<4> 広聴活動の実施状況.....	7	(1) 日本への留学前の学生に対する支援.....	60
(3) 学生支援に関する調査・分析・研究の実施.....	9	① 日本留学に関する情報提供等の充実.....	60
<5> 学生支援に関する調査・分析・研究の実施状況.....	9	<25> 日本留学に関する情報提供の実施状況.....	60
(4) 情報セキュリティ対策の実施.....	12	② 日本留学試験の適切な実施.....	66
<6> 情報セキュリティ対策の実施状況.....	12	<26> 日本留学試験の実施状況.....	66
2 奨学金貸与事業.....	15	<27> 年間応募者数.....	68
(1) 奨学金貸与の的確な実施.....	15	<28> 収支改善に係る検討状況.....	70
<7> 奨学金貸与の的確な実施状況.....	15	③ 日本語教育センターにおける教育の実施.....	71
(2) 適格認定の実施.....	21	<29> 質の高い教育の実践状況.....	72
<8> 適格認定の実施状況.....	21	<30> 留学生受入れに係る取組状況.....	75
(3) 返還金の回収促進.....	24	<31> 卒業予定者の満足度.....	77
① 返還金回収状況の把握と分析.....	25	(2) 外国人留学生に対する在学中の支援.....	79
<9> 回収状況の把握・分析等の実施状況.....	25	① 外国人留学生に対する学資金の支給.....	79
② 回収の取組.....	27	<32> 外国人留学生に対する学資金支給に係る実施状況.....	79
<10> 当年度分回収率.....	27	② 外国人留学生に対する宿舍の支援等.....	82
<11> 要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合の削減率.....	28	<33> 札幌、金沢、福岡の各国際交流会館の売却に向けた取組状況及び運営状況.....	83
<12> 総回収率.....	30	<34> 東京国際交流館における収支の改善状況.....	84
<13> リレー口座の加入徹底及び返還相談に係る取組状況.....	32	<35> 兵庫国際交流会館における収支の改善状況.....	86
<14> 初期延滞における督促の実施状況.....	32	<36> 東京国際交流館、兵庫国際交流会館における国際交流拠点としての活用に係る実施状況.....	88
<15> 中長期延滞における督促の実施状況.....	33	<37> 留学生借り上げ宿舍支援事業の実施状況.....	93
<16> 法的処理の実施状況.....	36	③ 外国人留学生等の交流推進.....	94
<17> 延滞者の実態調査の実施状況.....	37	<38> 国際交流事業の実施状況.....	94
<18> 住所調査の実施状況.....	38	(3) 外国人留学生に対する卒業・修了後の支援.....	96
<19> 個人信用情報機関の活用状況.....	39	① 外国人留学生に対する就職支援.....	96
③ 機関保証制度の運用.....	40	<39> 外国人留学生に対する就職支援の実施状況.....	96
<20> 機関保証制度の運用状況.....	40	② 外国人留学生に対するフォローアップ.....	98
		<40> 外国人留学生に対するフォローアップの実施状況.....	98

(4) 日本人留学生の海外留学に関する情報提供等の充実.....	100	(3) コンプライアンスの推進.....	150
<41> 海外留学に関する情報提供の実施状況.....	100	<60> コンプライアンス職員研修の実施状況.....	150
(5) 日本人留学生に対する学資金の支給.....	103	<61> 個人情報保護の徹底に係る実施状況.....	151
<42> 日本人留学生に対する学資金支給に係る実施状況.....	103	<62> 情報公開の実施状況.....	153
(6) 日本人留学生に対する留学前後の支援.....	111	III 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画.....	154
<43> 日本人留学生に対する留学前・留学後の研修等の実施状況.....	111	(1) 収入の確保等.....	154
4 学生生活支援事業.....	114	<63> 収入の確保等の状況.....	154
(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の充実.....	114	(2) 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施.....	157
<44> 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の実施状況.....	114	<64> 適切な債権管理及び貸倒引当金計上に係る実施状況.....	157
(2) 障害のある学生等に対する支援の充実.....	116	(3) 予算.....	158
<45> 障害のある学生の修学支援に関する実態調査・分析等の充実のための取組状況.....	116	<65> 予算の執行状況.....	158
<46> 障害のある学生等の支援に係る事業の実施状況.....	118	(4) 収支計画.....	164
(3) キャリア・就職支援の実施.....	121	<66> 計画と実績の対比.....	164
<47> キャリア・就職支援の実施状況.....	121	(5) 資金計画.....	169
5 その他附帯業務.....	124	<67> 計画と実績の対比.....	169
(1) 高校生等に対する学資金貸与事業への協力.....	124	IV 短期借入金限度額.....	175
<48> 高校奨学金事業の円滑な実施のための協力状況.....	124	<68> 短期借入金の調達状況.....	175
(2) 寄附金事業の実施.....	125	V 独立行政法人通則法第三十条第二項第四の二号で定める不要財産又は不要財産となることが見 込まれる財産の処分等に関する計画.....	176
<49> 寄附金事業の実施状況.....	125	<69> 国際交流会館の売却に向けた取組状況及び売却による収入の国庫納付等手続きの 取組状況.....	176
II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置.....	127	VI 独立行政法人通則法第三十条第二項第五号で定める重要な財産の処分等に関する計画.....	177
1 業務の効率化.....	127	<70> 職員宿舎の処分に係る実施状況.....	177
(1) 一般管理費等の削減.....	127	VII 剰余金の使途.....	178
<50> 一般管理費(人件費、公租公課及び土地借料を除く。)削減の進捗状況.....	128	<71> 剰余金の活用状況.....	178
<51> 業務経費(人件費、奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。)削 減の進捗状況.....	129	VIII その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項.....	179
<52> 奨学金貸与業務における事業規模の推移を踏まえた費用の効率化の状況.....	130	1 施設及び設備に関する計画.....	179
<53> 政府の方針等を踏まえた総人件費の見直し及び給与水準の適正化に係る実施状況.....	130	<72> 施設及び設備の整備に係る実施状況.....	179
(2) 外部委託等の推進.....	132	2 人事に関する計画.....	180
<54> 外部委託の実施状況.....	132	(1) 方針.....	180
(3) 契約の適正化.....	135	<73> 人材の確保、適正配置、育成のための取組状況.....	180
<55> 契約の適正化に係る実施状況.....	135	(2) 人事に係る指標.....	181
(4) 情報システムの活用.....	140	<74> 業務量に応じた適正な人員配置の実施状況.....	181
<56> 業務効率化に資する情報システムの運用状況.....	140	3 中期目標の期間を超える債務負担 ※中期目標期間を超える債務負担はないため割愛。	
2 組織の効果的な機能発揮.....	142	4 積立金の使途.....	183
<57> 組織改善の状況.....	142	<75> 積立金の利用状況.....	183
3 内部統制・ガバナンスの強化.....	143		
(1) 事業の確実な実施.....	143		
<58> ガバナンス確保の状況.....	143		
(2) 監査の実施.....	147		
<59> 内部監査の実施状況.....	147		

## 年度評価 項目別評定一覧表

中期計画・評価指標	年度評価				
	26 年 度	27 年 度	28 年 度	29 年 度	30 年 度
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置					
1 共通的事項					
(1) 透明性及び公平性の確保					
運営評議会の実施状況	B	B	B		
外部評価の実施状況	B	B	B		
(2) 広報・広聴の充実					
広報活動の実施状況	B	B	B		
広聴活動の実施状況	B	B	B		
(3) 学生支援に関する調査・分析・研究の実施					
学生支援に関する調査・分析・研究の実施状況	B	B	B		
(4) 情報セキュリティ対策の実施					
情報セキュリティ対策の実施状況	B	B	B		
2 奨学金貸与事業					
(1) 奨学金貸与の的確な実施					
奨学金貸与の的確な実施状況	B	B	A		
(2) 適格認定の実施					
適格認定の実施状況	B	B	B		
(3) 返還金の回収促進					
① 返還金回収状況の把握と分析					
回収状況の把握・分析等の実施状況	B	B	B		
② 回収の取組					
当年度分回収率	A	A	A		
要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合の削減率	C	B	C		
総回収率	A	A	A		
リレー口座加入徹底及び返還相談に係る取組状況	B	B	B		
初期延滞における督促の実施状況	B	B	B		
中長期延滞における督促の実施状況	B	B	B		
法的処理の実施状況	B	B	B		

中期計画・評価指標	年度評価				
	26 年 度	27 年 度	28 年 度	29 年 度	30 年 度
延滞者の実態調査の実施状況					
	B	B	B		
住所調査の実施状況					
	B	B	B		
個人信用情報機関の活用状況					
	B	C	B		
③ 機関保証制度の運用					
機関保証制度の運用状況	B	B	B		
④ 減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用					
減額返還・返還期限猶予及び返還免除制度の運用状況	B	B	B		
⑤ 所得連動返還型奨学金制度の導入					
所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた準備状況	B	B	B		
(4) 情報提供等の充実					
情報提供等の実施状況	B	B	B		
(5) 学校との連携強化					
学校との連携の実施状況	B	B	B		
3 留学生支援事業					
(1) 日本への留学前の学生に対する支援					
① 日本留学に関する情報提供等の充実					
日本留学に関する情報提供の実施状況	B	B	B		
② 日本留学試験の適切な実施					
日本留学試験の実施状況	B	B	B		
年間応募者数	B	B	B		
収支改善に係る検討状況	B	B	B		
③ 日本語教育センターにおける教育の実施					
質の高い教育の実践状況	B	B	B		
留学生受入れに係る取組状況	B	B	B		
卒業予定者の満足度	A	B	B		

中期計画・評価指標	年度評価				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
(2)外国人留学生に対する在学中の支援					
①外国人留学生に対する学資金の支給					
外国人留学生に対する学資金支給に係る実施状況	B	B	B		
②外国人留学生に対する宿舎の支援等					
札幌、金沢、福岡の各国際交流会館の売却に向けた取組状況及び運営状況	B	B	B		
東京国際交流館における収支の改善状況	B	C	B		
兵庫国際交流会館における収支の改善状況	C	B	B		
東京国際交流館、兵庫国際交流会館における国際交流拠点としての活用に係る実施状況	B	B	B		
留学生借り上げ宿舎支援事業の実施状況	B	B	B		
③外国人留学生等の交流推進					
国際交流事業の実施状況	B	B	B		
(3)外国人留学生に対する卒業・修了後の支援					
①外国人留学生に対する就職支援					
外国人留学生に対する就職支援の実施状況	B	B	B		
②外国人留学生に対するフォローアップ					
外国人留学生に対するフォローアップの実施状況	B	B	B		
(4)日本人留学生の海外留学に関する情報提供等の充実					
海外留学に関する情報提供の実施状況	B	B	B		
(5)日本人留学生に対する学資金の支給					
日本人留学生に対する学資金支給に係る実施状況	B	B	B		
(6)日本人留学生に対する留学前後の支援					
日本人留学生に対する留学前・留学後の研修等の実施状況	B	B	B		
4 学生生活支援事業					
(1)学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の充実					
学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の実施状況	B	B	B		
(2)障害のある学生等に対する支援の充実					
障害のある学生の修学支援に関する実態調査・分析等の充実のための取組状況	B	B	B		

中期計画・評価指標	年度評価				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
障害のある学生等の支援に係る事業の実施状況	B	B	B		
(3)キャリア・就職支援の実施					
キャリア・就職支援の実施状況	B	B	B		
5 その他附帯業務					
(1)高校生等に対する学資金貸与事業への協力					
高校奨学金事業の円滑な実施のための協力状況	B	B	B		
(2)寄附金事業の実施					
寄附金事業の実施状況	B	B	B		
II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置					
1 業務の効率化					
(1)一般管理費等の削減					
一般管理費(人件費、公租公課及び土地借料を除く)削減の進捗状況	A	A	A		
業務経費(人件費、奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く)削減の進捗状況	A	A	A		
奨学金貸与業務における事業規模の推移を踏まえた費用の効率化の状況	B	B	B		
政府の方針等を踏まえた総人件費の見直し及び給与水準の適正化に係る実施状況	B	B	B		
(2)外部委託等の推進					
外部委託の実施状況	B	B	B		
(3)契約の適正化					
契約の適正化に係る実施状況	B	B	B		
(4)情報システムの活用					
業務効率化に資する情報システムの運用状況	B	B	B		
2 組織の効果的な機能発揮					
組織改善の状況	B	B	B		
3 内部統制・ガバナンスの強化					
(1)事業の確実な実施					
ガバナンス確保の状況	B	B	B		

中期計画・評価指標		年度評価				
		26 年 度	27 年 度	28 年 度	29 年 度	30 年 度
(2) 監査の実施	内部監査の実施状況	B	B	B		
	(3) コンプライアンスの推進					
	コンプライアンス職員研修の実施状況	B	B	B		
	個人情報保護の徹底に係る実施状況	C	B	C		
	情報公開の実施状況	B	B	B		
III 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画						
(1) 収入の確保等	収入の確保等の状況	B	B	B		
	(2) 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施					
	適切な債権管理及び貸倒引当金計上に係る実施状況	B	B	B		
(3) 予算	予算の執行状況	B	B	B		
	(4) 収支計画					
	計画と実績の対比	B	B	B		
(5) 資金計画	計画と実績の対比	B	B	B		
	IV 短期借入金の限度額					
	短期借入金の調達状況	B	B	B		
V 独立行政法人通則法第三十条第二項第四の二号で定める不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画						
	国際交流会館の売却に向けた取組状況及び売却による収入の国庫納付等手続きの取組状況	B	B	B		
VI 独立行政法人通則法第三十条第二項第五号で定める重要な財産の処分等に関する計画						
	職員宿舎の処分に係る実施状況	—	—	B		
VII 剰余金の使途						
	剰余金の活用状況	—	—	—		

中期計画・評価指標		年度評価				
		26 年 度	27 年 度	28 年 度	29 年 度	30 年 度
VIII その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項						
1 施設及び設備に関する計画	施設及び設備の整備に係る実施状況	B	B	B		
	2 人事に関する計画					
(1) 方針	人材の確保、適正配置、育成のための取組状況	B	B	B		
	(2) 人事に係る指標					
	業務量に応じた適正な人員配置の実施状況	B	B	B		
3 中期目標の期間を超える債務負担						
	※中期目標期間を超える債務負担はないため割愛。	/	/	/	/	/
4 積立金の使途						
	積立金の利用状況	—	—	—		

各項目の評定基準は、「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準」(平成27年6月30日文部科学大臣決定)を踏まえ、以下のとおりとする。

S：中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。

A：中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の120%以上とする。)

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の100%以上120%未満)。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%以上100%未満)。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、抜本的な改善を要する(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%未満)。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 共通的事項

(1) 透明性及び公平性の確保

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	57,765	58,200	59,130		
従事人員数(人)	8	8	8		

注) 決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	28 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価	
<p>機構全体の業務について、透明性及び公平性の確保を図るため、法令、規程等を遵守するとともに、外部有識者からの助言を得る等、適切な運営を図る。</p>	<p>① 外部有識者の参画を得た業務運営 外部有識者から構成される会議等を通じ、機構の事業運営に関する重要事項について助言を得る。</p>	<p>① 外部有識者の参画を得た業務運営 外部有識者から構成される会議等を通じ、機構の事業運営に関する重要事項について助言を得ることを通じて業務の適切性を確保する。</p>	<p>&lt;1&gt; 運営評議会の実施状況</p>	<p>○運営評議会の開催 運営評議会を2回開催し、機構の運営又は業務の実施に関する重要事項について審議を行い、外部有識者から、高度な見識と知見に基づく客観的な助言をいただいた。</p> <p>(1)第1回 ①日程:平成28年10月4日 ②議題:・給付型奨学金制度について ・新所得連動返還型奨学金制度について ・障害学生支援を取り巻く状況とJASSO や学校等の取組について ・平成29年度概算要求について ③主な審議内容:給付型奨学金の制度設計等に係る助言</p> <p>(2)第2回 ①日程:平成29年1月24日 ②議題:・平成29年度予算案について ・奨学金事業の拡充について ③主な審議内容:奨学金の新制度に係る周知・広報と正確な情報提供に係る助言</p>	<p>&lt;評定&gt; B  &lt;評定根拠&gt; 外部有識者から機構の事業運営に関する重要事項について助言を得たことは評価できる。</p>	

	<p>② 外部評価の実施 外部有識者により構成する評価委員会において、厳格かつ客観的な評価を実施し、その結果をホームページにおいて公表するとともに、事業の改善に活用する。</p>	<p>② 外部有識者の活用による自己評価の実施 外部有識者による評価委員会を開催し、厳格かつ客観的な評価を行う。また、その結果を効率的・効果的な事業の実施に向けた改善に活用する。評価の結果は、ホームページにおいて公表する。</p>	<p>&lt;2&gt; 外部評価の実施状況</p>	<p>○外部有識者の意見を踏まえた自己評価の実施 (1)平成 27 年度の業務実績に関する評価の実施 平成 27 年度の業務実績に関する評価に当たり、業務実績及び自己評価案をとりまとめた上で、外部有識者で構成される独立行政法人日本学生支援機構評価委員会(第 1 回)(平成 28 年 6 月 17 日)を開催し、業務実績等に関する意見を聴取した。その後、評価委員会の意見を踏まえて評価を決定し、平成 27 年度業務実績等報告書としてとりまとめ、平成 27 年 6 月 22 日付で文部科学大臣に提出するとともに、評価委員会の意見と併せてホームページにて公表した。</p> <p>(2)平成 28 年度の業務実績に係る評価指標の決定 平成 28 年度の業務実績について客観的な評価を行うために、計画事項に沿って、評価指標及び定量的指標の評定基準(S、A、B、C、Dの基準)の案を策定し、平成 27 年度独立行政法人日本学生支援機構評価委員会(第 2 回)(平成 28 年 12 月 1 日～12 月 22 日(書面審議))を開催し、意見を聴取した上で決定した。</p> <p>○評価結果の事業の改善への活用 平成 27 年度の業務実績に関する評価の結果については、各部等にフィードバックし、平成 28 年 10 月～11 月にかけて、評価結果や評価における指摘事項等がどのように業務に反映されているかにも留意しつつ、ヒアリング等を通じて業務の進捗状況等を確認し、計画の達成に課題があると認められた事項については改善を促し、当該改善状況に係るフォローアップを行った。 なお、進捗状況やフォローアップの結果については、適宜役員に報告した。</p>	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt; ・外部有識者により構成される評価委員会において業務実績等に関する意見を聴取し、厳格かつ客観的な評価の実施に努めたことは評価できる。 ・平成 27 年度の評価結果に留意して平成 28 年度の業務の進捗状況や課題を確認し、フォローアップを行ったことは、評価を活用した事業の改善という点において評価できる。</p>
--	---	---	----------------------------	--	--



I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 共通的事項

(2) 広報・広聴の充実

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	56,923	91,589	57,590		
従事人員数(人)	5	6	5		

注) 決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	28 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
事業全般にわたり、国内外の学生等に対する情報発信機能を強化する観点を踏まえ、広報・広聴の充実を図る。	① 各年度策定する広報計画の下で国内外の学生や関係機関等に対して、機構の事業等に関する情報を様々な広報手段を用いて、見やすさ、わかりやすさに留意しつつ、迅速かつ正確に提供する。	① 広報計画を策定し、その下で国内外の学生や関係機関等に対して、機構の事業等に関する情報を様々な広報手段を用いて、見やすさ、わかりやすさに留意しつつ、迅速かつ正確に提供する。	<3> 広報活動の実施状況	<p>○広報活動基本計画の策定 各部等の長から指名された職員を構成員とする広報企画委員会において、広報活動に関する基本的な計画等の方針を定めた「平成 28 年度広報活動基本計画」を策定し、各部等に周知の上、事業と広報の一体的な推進に取り組んだ。</p> <p>○組織全体に関する広報 広報活動基本計画に基づき、組織全体に関わる以下の広報活動を行った。</p> <p>(1)奨学金事業に関する正確な報道と正しい理解を促進するための取組 昨今、機構の奨学金事業について様々な報道がなされているが、延滞者が急増しているかのような報道等、誤解の多い報道が見受けられ、生徒・学生がこれらの報道を目にした時に、奨学金の貸与を受けることを敬遠し、進学自体を諦めることに繋がりがねないという点が懸念される状況となっている。こうしたことから、奨学金事業に対する負のイメージを払拭すると共に国民の皆様の正しい理解を促進し、もって教育の機会均等という事業の目的の達成に寄与することを目的に、次の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学金事業に関心を持つ皆様を対象に、「奨学金事業への理解を深めていただくために〔報道等を見て関心を持ってくださった皆様に向けたデータ集〕」を作成しホームページに掲載した。</li> <li>・奨学金事業への正しい理解を促進するため、ソーシャル・メディア・ネットワーク上での拡散を狙った、約 8 分間の動画「そうだったのか！奨学金」を作成した。(平成 29 年 4 月公表)</li> </ul>	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報基本計画に基づいて、機構全体で多様な広報活動に取り組んだことは評価できる。</li> <li>・誤解等を含む報道への対応として、データ集及び動画を作成したことは評価できる。</li> <li>・ホームページにおける利用者の利便性向上等のために様々な改善を行ったことは評価できる。</li> </ul>

			<p>(2)報道対応 報道機関に対し、プレスリリースを 44 件行った。</p> <p>(3)ホームページの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サイトでの検索結果を用い、高い頻度で検索されたキーワードに対して、お勧めページのサムネイルを表示させるほか、ホームページのトップや奨学金のトップ画面に案内のバナーを掲載し利用者のニーズに応じた情報提供に努めた。</li> <li>・機構内の全ウェブコンテンツを対象としてアクセシビリティ対応状況等を調査し、一元的に把握できるようにした。また、機構職員及びウェブコンテンツ管理者を対象に「ウェブアクセシビリティ研修」を行い、ウェブコンテンツに必要とされるアクセシビリティ対応について理解を深める機会を設けた。</li> </ul> <p>&lt;ホームページ年間アクセス件数&gt;</p> <table border="1" data-bbox="835 595 1523 683"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>(参考)平成27年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>67,869,296件</td> <td>61,069,211件</td> <td>11.1%増</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)メールマガジンを学校の教職員等を対象に月1回(毎月15日)、合計12回配信し、奨学金・留学生支援・学生生活支援業務の最新情報を提供した。</p> <p>&lt;メールマガジン配信件数&gt; ※年度末配信件数</p> <table border="1" data-bbox="828 842 1516 930"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>(参考)平成27年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,563件</td> <td>5,320件</td> <td>4.6%増</td> </tr> </tbody> </table>	平成28年度	(参考)平成27年度	前年度比	67,869,296件	61,069,211件	11.1%増	平成28年度	(参考)平成27年度	前年度比	5,563件	5,320件	4.6%増	
平成28年度	(参考)平成27年度	前年度比														
67,869,296件	61,069,211件	11.1%増														
平成28年度	(参考)平成27年度	前年度比														
5,563件	5,320件	4.6%増														
<p>② 幅広く国民や関係者の声を施策に生かすため、広聴モニターを活用等により、広聴の充実を図る。</p>	<p>② 幅広く国民や関係者の声を施策に生かすため、広聴モニター・アンケート調査等により、機構及び機構の事業についての広</p>	<p>&lt;4&gt; 広聴活動の実施状況</p>	<p>○広聴調査 今後の業務改善の参考となるよう、高等教育への進学や留学に関する高校生及び高校生の親への広報の検討、機構の事業の理解促進のための訴求力のある情報発信の検討の資料とすることを目的として、広聴モニターを活用した調査を実施した。(平成29年1月調査実施、平成29年5月公表)</p> <p>[調査概要]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①趣旨及び目的:今後の広報活動に活かすため、高等教育への進学時の状況、留学予定及び機構に関する認知度等について調査</li> <li>②調査対象:全国の大学生と、大学生の親(親子関係ではない)の男女</li> <li>③調査方法:インターネットモニター調査により、大学1・2年生400人、大学1・2年生の子どもをもつ親400人を確保する方法で実施</li> <li>④調査時期:平成29年1月12日から1月16日</li> <li>⑤有効回答数:800人</li> </ol>	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の業務及び情報提供の改善の参考となるよう、高校生及び高校生の親への広報の検討等、具体的な対象や目的を定めて広聴調査を実施したことは評価できる。</li> <li>・意見投稿フォームに寄せられた意見等を具体的な業務改善の参考としたことは評価できる。</li> </ul>												

		聴を行う。		<p>⑥主な調査項目：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報を収集する際に参考にしている情報源(テレビ、Twitter 等)</li> <li>・進学に関する情報の入手先(高校の先生、ウェブサイト等)</li> <li>・進学のための資金について親子で話し合いをした時期</li> <li>・日本学生支援機構について(機構のイメージ、認知度)</li> </ul> <p>○意見投稿フォームの運用及び業務改善への活用  ホームページ上で運用している意見投稿フォームに投稿された意見について、役員及び各部等の長が出席する経営管理会議で報告するとともに、スカラネット・パーソナル(※)の利便性向上への対応など業務改善の参考とした。</p> <p>(※)スカラネット・パーソナル:奨学金貸与中の奨学生や奨学金の返還者が、インターネット上で、本人の奨学金に関する情報の閲覧や各種申請等を行うことができる情報システム。</p>	
--	--	-------	--	--	--

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 共通的事項

(3) 学生支援に関する調査・分析・研究の実施

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	81,438	76,928	87,602		
従事人員数(人)	9	9	8		

注)決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	28 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
<p>機構や国の施策等に反映させるため、学生支援に関する調査研究を実施する。</p>	<p>機構や国の施策等に反映させるため、学生生活実態、奨学金貸与事業の実情、外国人留学生在籍状況など、学生支援に関する調査・分析・研究を、関係機関との連携を図りつつ実施する。</p>	<p>機構や国の施策等に反映させるため、学生生活調査、奨学事業実態調査、外国人留学生在籍状況調査等の学生支援に関する調査・分析・研究に取り組む。</p>	<p>&lt;5&gt; 学生支援に関する調査・分析・研究の実施状況</p>	<p>○学生支援に関する調査・分析・研究の実施</p> <p>(1)学生生活調査                      学生の生活実態等を把握するため、全国の大学、短期大学、大学院の学生を対象として、隔年で実施している。                      平成 28 年度は、学生生活調査実施検討委員会による検討を踏まえ、調査票及び調査実施方法を策定し、平成 28 年 11 月に調査を実施した。                      なお、前回(平成 26 年度実施)に引き続き、調査項目には「大学生等の学習状況に関する調査」(国立教育政策研究所と共同実施)及び「学生に対するインターンシップ実施状況調査」を含めた。                      また、大学・短期大学別の調査票とするとともに、回答者の負担軽減のため調査票を折らずに提出できるように、調査票提出用封筒のサイズを変更したほか、配付資料の帳合を機構側で行うなど、調査依頼校の事務負担軽減を図った。</p> <p>(2)奨学事業に関する実態調査等                      ・奨学事業に関する実態調査は、学校、地方自治体、団体等の行う奨学事業の事業内容等を把握し、奨学事業の発展に資するため、平成 23 年度以降 3 年ごとに実施することとしており、平成 28 年度は平成 29 年度に実施する調査の準備を行った。                      ・上記調査のほか、大学、地方公共団体、奨学事業実施団体が行う奨学金制度に関する情報提供については、平成 29 年度進学者等の利用に資するため、最新の情報に更新を行った。(平成 29 年 1 月)</p>	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;                      ・学生生活調査、外国人留学生在籍状況調査を計画的かつ着実に実施したことは評価できる。特に、学生生活調査については、全国の学生を対象として生活実態等を把握する国内唯一の調査であり、これを継続して実施していることは評価できる。                      ・ホームページで提供する大学、地方公共団体等が行う奨学金制度の情報を更新し、検索機能を導入して利用者の利便性の向上を図ったことは評価できる。                      ・調査ローデータを、東京大学社会科学研究所付属社会調査・データアーカイブ研究センター(SSJDA)へ寄託することとし、寄託に着手したことは、</p>

			<p>(3)留学生に関する調査          留学生政策に関する基礎資料を得ることを目的として、以下の調査を実施した。</p> <p>[外国人留学生在籍状況に関する調査]</p> <p>①外国人留学生在籍状況調査          大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)、我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関における外国人留学生の在籍状況(5月1日現在)を把握するため実施し、調査結果についてプレスリリースを行うとともに、機構のホームページで公表した。(平成29年3月)          また、同調査実施に併せ、以下の2つの調査を実施し、①と併せて公表した。</p> <p>②外国人留学生年間受入れ状況調査          ③短期教育プログラムによる外国人学生受入れ状況調査</p> <p>[その他調査]          留学生交流の現状把握及び留学情報提供機能の強化等に役立てるため、以下の調査を実施し、調査結果を機構のホームページで公表した。</p> <p>①協定等に基づく日本人学生留学状況調査(平成29年3月公表)          ②外国人留学生進路状況調査(平成29年4月公表)          ③外国人留学生学位授与状況調査(平成29年4月公表)          ④私費外国人留学生生活実態調査(平成27年度に調査を実施し、平成28年9月調査結果を公表)</p> <p>○調査分析機能の充実に向けた取組</p> <p>(1)調査分析室定例会議          調査分析室が事務局となり、各部の調査分析に係る情報の共有及び各部横断的な課題に対する検討を行う場として、各部の調査分析室担当を中心とする「調査分析室定例会議」を開催し、各調査に係る進捗報告や改善点等について議論した。(年間4回)</p> <p>(2)機構の情報資産の寄託          機構が保有する調査データの幅広い活用に向けて、第三者への提供のあり方等について検討を行った。その結果、平成28年度以降に実施する全ての調査のローデータについては、調査結果公表後に、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター(SSJDA)へ原則として寄託することとした。平成28年度は3件の調査ローデータについてSSJDAへ寄託した。(平成29年3月)</p>	<p>調査データの幅広い活用及び学生支援に関する研究等の発展に資するものであり、機構や国の施策等に反映させることができるため、評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構職員が奨学金事業の効果等について理解を深めることを目的として、奨学金の使途及び有用性について実態を分析するよう有識者に依頼したことは、評価できる。</li> <li>・調査データの集約管理の実施は、調査データの散逸防止という点において、評価できる。</li> </ul>
--	--	--	--	---

				<p>(3)機構の事業に関する調査の実施 中長期的な事業のあり方に係る議論や政策立案に資するよう、機構職員が奨学金事業の効果や課題等について理解を深めることを目的として、有識者へ「学生生活調査」の結果を活用した奨学金の使途及び有用性に関する実態分析を依頼した。(平成 28 年 12 月)</p> <p>(4)調査データの集約管理 各部において過去に実施した調査データの散逸防止のため、各部から提出された調査データの複製を集積し、引き続き適切に保管した。</p>	
--	--	--	--	---	--

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 共通的事項

(4) 情報セキュリティ対策の実施

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	98,756	115,820	114,798		
従事人員数(人)	9	9	9		

注) 決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	28 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、情報システム環境を整備する。	大量の個人情報を取扱う組織であるという特殊性を踏まえ、最新の動向及び政府のセキュリティ対策における方針を踏まえ、適切なセキュリティ対策を推進する。	情報セキュリティに関する最新動向及び政府の方針を踏まえつつ、情報セキュリティポリシーに基づくセキュリティ対策の向上を図る。	<6> 情報セキュリティ対策の実施状況	<p>情報セキュリティに関する最新動向及び政府の方針を踏まえ、機構が保有する情報資産の安全及び信頼を確保するために情報セキュリティポリシーに基づくセキュリティ対策の向上を図るため、以下の対応を行った。</p> <p>○情報セキュリティポリシーの改定 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群(平成 28 年度版、平成 28 年 8 月 31 日決定)に基づき、機構内の情報セキュリティ委員会の審議を経て、情報セキュリティポリシーを改定した。(平成 29 年 3 月 29 日) [主な改定事項] (1)CSIRT(Computer Security Incident Response Team)体制、対処・連絡手順等の整備 (2)重要な情報のインターネットからの分離 (3)データベースのセキュリティ対策の強化 (4)クラウドサービスを利用するにあたっての注意事項</p> <p>○リスクアセスメントの実施(セキュリティアセスメント) セキュリティに影響を与える要素(外部脅威および内部脅威)について、第三者の観点から調査・分析し、機構内システムの情報セキュリティを確保するためのあるべき姿とその実施方法、ロードマップを策定した。併せて、セキュリティを確保したうえで、機構にとって最適なネットワークの在り方についても、調査・分析を行った。(平成 28 年 8~9 月)</p>	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt; ・情報セキュリティポリシーの改定を適切に行うとともに、情報セキュリティに関する最新動向及びリスクアセスメントにおける指摘事項を踏まえ、様々なセキュリティ対策を講じるとともに、ネットワークのセキュリティの強化やインシデント発生時の被害拡大防止等を目的とした機構内ネットワークの再構築に着手したことは、セキュリティ対策の強化という観点から評価できる。 ・標的型メール攻撃に対する訓練、研修及び全職員を対象とした自己点検の実施により役職員の情報セキュリティに関する意識向上を図ったことは、大量の個人情報を扱う組織としての責任体制を強化すると</p>

			<p>○情報セキュリティ対策の強化</p> <p>(1)リスクアセスメント等を踏まえたセキュリティ対策の強化      リスクアセスメントの評価結果及び情報セキュリティポリシー等を踏まえた対策、併せて、高度化したサイバー攻撃への対策として、入口での防御だけでなく、侵入されたことを想定し、機密情報等の流出を防ぐための内部・出口対策という多層防御の観点から、以下の対策を新たに実施した。</p> <p>①外部公開 Web システムに対する改ざん検知ツールの導入      外部からの不正アクセスによりWebシステムが改ざんされた際に、被害を最小限に留める事を目的に、改ざん情報を検知・通知するセキュリティツールを導入した。(平成 28 年 9 月)</p> <p>②ログ情報収集・管理システムの導入      サーバーやネットワーク機器からのログ情報を収集し、インシデント発生時の調査だけでなく、定期的にチェックすることで不正通信等の兆候を捉えるためのシステムを導入した。(平成29年3月)</p> <p>③標的型メール攻撃検知・対策システムの導入      パソコンにソフトウェアを入れるタイプのセキュリティ製品を導入することで、出入口を通過しない通信(USBやDVD等の媒体経由)での感染やマルウェアの実行を防止するとともに、検知した端末を隔離することで、他の端末、サーバーへの転移による被害拡大を止めるためのシステムを導入した。(平成29年3月)</p> <p>④機構内ネットワークの再構築      機構内ネットワークのセキュリティの強化やインシデント発生時の被害拡大防止等を目的として、機構内ネットワークの再構築に着手した。(平成 29 年 3 月)</p> <p>(2)個人情報保護規程改正に伴う対応      個人情報保護規程改正に伴い、情報システムで取り扱う保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報への不適正なアクセスの監視のため、一定数以上の保有個人情報がダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能を設定した。(平成 28 年 8 月)</p> <p>(3)その他のセキュリティ対策</p> <p>①脆弱性診断と診断結果に対する対策      Web アプリケーションプログラムやミドルウェア等について脆弱性診断を実施し、診断結果に応じた対策を実施した。</p> <p>②ウィルス対策      コンピュータウィルス対策として、毎日最新のウィルス情報を取得して、ファイルの参照及び更新時にリアルタイムでウィルスチェックを実施するとともに、毎週 1 回全ファイルのウィルスチェックを実施した。</p>	<p>いう観点から評価できる。</p>
--	--	--	---	---------------------



			<p>○情報セキュリティに対する役職員の意識向上のための取組</p> <p>(1)標的型メール訓練、情報セキュリティ研修の一体的実施  役職員の情報セキュリティ意識向上を目的として、毎年度、標的型メール訓練を実施しているが、平成28年度は標的型メール訓練と情報セキュリティ研修を一体的に実施することとし、標的型メール訓練の結果に基づいて、想定される被害や対策等、について学ぶ実践的な内容の研修を実施した。  ・標的型メール訓練:2回(全役職員対象)  ・情報セキュリティ研修:3回(主に新任職員及び主任層対象:131人)</p> <p>(2)職員研修等の実施  情報セキュリティ対策を周知徹底するため、以下の研修を実施した。  ①コンプライアンス・個人情報保護・情報セキュリティ研修(対象:各支部の職員、参加者75人)  ②新入職員等(非常勤職員・派遣職員を含む)研修</p> <p>(3)情報セキュリティポリシー自己点検  情報セキュリティに対する理解の浸透度を確認するため、全職員を対象とした情報セキュリティ自己点検を実施した。</p>	
--	--	--	--	--

## I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

## 2 奨学金貸与事業

## (1) 奨学金貸与の的確な実施

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	875,122	1,139,587	854,755		
従事人員数(人)	31	28	30		

注) 決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
		28 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
真に支援を必要とする者に貸与が行われるよう、奨学生に関する家計調査等を行い、調査で得られたデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ収入基準の見直しを図る。	18 歳人口が減少していく一方で、18 歳人口の約 8 割が高等教育機関へ進学していることや、今後の経済状況などを踏まえつつ、意欲と能力がある学生が経済的な理由により進学を断念することがないようにするために、国における今後の貸与基準等の検討に	平成 27 年度に引き続き、奨学生の生活実態や家計の実態等について最新のデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ調査・分析を行い、その結果を踏まえ、収入基準の見直しに取り組む。	<7> 奨学金貸与の的確な実施状況	<p>○給付型奨学金の導入準備 「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)や「未来への投資を実現する経済対策」(平成 28 年 8 月 2 日閣議決定)を踏まえて、「給付型奨学金制度の設計について&lt;議論のまとめ&gt;」(平成 28 年 12 月 19 日文科科学省給付型奨学金制度検討チーム)がとりまとめられ、経済的に困難な状況にある低所得世帯の生徒に対して大学等への進学を後押しすることを目的として、給付型奨学金を創設し、平成 30 年度以降進学者を対象とした本格導入に先立ち、平成 29 年度進学者を対象として一部先行実施(私立・自宅外生と社会的養護を必要とする者(児童養護施設退所者等)を対象)することとなった。 機構は、同制度の実施機関として、文科科学省と協力して制度の詳細について策定するとともに、学校・生徒等を対象として制度の周知を図った。</p> <p>(1)給付型奨学金制度の概要 ①給付対象:大学(短期大学を含む)・高等専門学校(4・5 年生)・専修学校専門課程の学生等 ※募集対象は、大学・専修学校専門課程に進学予定の高校 3 年生等又は高等専門学校 4 年生に進級予定の高等専門学校 3 年生。ただし、平成 29 年度進学者・進級者は進学・進級後の募集。 ②給付金額:月額 2 万円、3 万円又は 4 万円(設置者(国公私立)別や通学形態別による ③推薦基準:機構が示すガイドラインに記載の要件を踏まえ、各高等学校等において策定</p>	<p>&lt;評定&gt; A  &lt;評定根拠&gt; ・既存の奨学金貸与事業を適切に運営しつつ、経済的に困難な状況にある生徒への支援の拡充を目的とする給付型奨学金の導入や第一種奨学金の学力基準の実質的撤廃について適切に対応し、新しい制度等の確実な導入に向けて準備を行ったことは評価できる。 ・真に必要な貸与月額を貸与するため、第一種奨学金貸与月額の見直しを行ったことは評価できる。 ・貸与額が延滞発生に与える影響等を勘案した借り過ぎ防止策について、着実に実施したことは評価できる。 ・意欲ある学生・生徒が進学・就学の機会を失わないよう、</p>

<p>また、貸与基準の見直しに際しては、貸与額が高額となる奨学金の併用貸与者が、修学を行う上で真に必要な額の貸与となるよう、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を行うものとする。</p>	<p>また、貸与基準の見直しに際しては、貸与額が高額となる奨学金の併用貸与者が、修学を行う上で真に必要な額の貸与となるよう、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を行うものとする。</p>	<p>また、貸与基準の見直しに際しては、貸与額が高額となる奨学金の併用貸与者が、修学を行う上で真に必要な額の貸与となるよう、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を行うよう取り組む。</p>	<p>※以下は、家計及び学力・資質に係る要件。ただし、平成 29 年度進学者においては、学力・資質要件のイを除き、これらを推薦基準とする。</p> <p>(家計要件) 家計支持者(父母)が住民税非課税である者、生活保護受給世帯の者又は社会的養護を必要とする者</p> <p>(学力・資質要件) 以下のいずれかを満たす者 ア 教科の学習で各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めていること イ 教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、教科の学習で各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めていること ウ 社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後の学修に意欲があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者</p> <p>(2)給付型奨学金の創設に関する学校・生徒等への周知 ①案内チラシの配付:給付型奨学金やその他の制度改正を案内するチラシを作成し、全国の高校・大学等に配付 ②学校関係者への説明:奨学業務連絡協議会(平成 29 年 2 月)において、大学等の奨学金担当者に対して、給付型奨学金を含め、平成 29 年度以降の新制度に関する内容に重点をおいて説明。 また、奨学生採用業務に関する研修会(平成 29 年 3 月)においても、新制度について説明。 ③電話相談の実施:新制度に関する疑問等に答えるため電話相談を実施 [相談期間]平成 28 年 12 月 28 日～平成 29 年 7 月 31 日(予定) [相談件数]1,944 件 ※平成 29 年 3 月末時点</p> <p>○第一種奨学金の成績基準の実質的撤廃 経済的な不安により進学を断念せざるを得ないような低所得世帯の生徒について、それらの生徒の進学を一層後押しすることを目的として、第一種奨学金の学力(成績)基準を実質的に撤廃することとし、平成 29 年度進学予定者より適用するため、予約採用における追加採用等の対応を適切に実施した。</p> <p>○第一種奨学金貸与月額の見直し 平成 29 年度事業予算案の策定にあたって文部科学省と財務省が協議した内容を踏まえ、真に必要な貸与月額を貸与するため、第一種奨学金の貸与月額を新</p>	<p>平成 24 年度に創設した所得連動返還型無利子奨学金や東日本大震災復興枠の採用を行うなど、制度を適切に運用したことは評価できる。</p>
--	--	---	--	---

設するとともに、家計支持者の年収が一定額を超える場合の貸与月額に制限を設けるための準備を行った(平成 29 年度に推薦を受け付ける平成 30 年度大学等奨学生採用候補者(平成 30 年度入学の予約採用者)から適用予定)。

[見直し内容]

(1)貸与月額の新設

奨学金を貸与する者が、それぞれの状況に応じ必要な金額を借りられるよう、選択できる貸与月額を増やした(下表\*部分)。

(2)貸与月額の制限

家計支持者の年収が一定額以上の者は、各区分の最も高い月額以外から選択するようにした(下表太枠部分)。

進学先	国公立		私立	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学	45,000 円	51,000 円	54,000 円	64,000 円
	30,000 円	*40,000 円	*40,000 円	*50,000 円
	*20,000 円	30,000 円	30,000 円	*40,000 円
	-	*20,000 円	*20,000 円	30,000 円
	-	-	-	*20,000 円
短期大学、高等 専門学校(4,5 年 生)、専修学校	45,000 円	51,000 円	53,000 円	60,000 円
	30,000 円	*40,000 円	*40,000 円	*50,000 円
	*20,000 円	30,000 円	30,000 円	*40,000 円
	-	*20,000 円	*20,000 円	30,000 円
	-	-	-	*20,000 円

○奨学生に対する貸与の適格性確保について

貸与額が高額となることが延滞発生に与える影響等を勘案し、奨学金の借り過ぎ防止策として以下の施策について、平成 28 年度採用者より着実に実施した。

(1)第二種奨学金における貸与期間の制限

(2)併用貸与者のうち第二種奨学金の最高月額希望者に対する指導等

(3)申込時における過去の奨学生番号の届出

また、借り過ぎ防止策として、通算貸与総額の制限及び奨学生の年齢制限についても文部科学省と引き続き検討した。

○奨学生採用状況

奨学生の新規採用及び平成 29 年度大学等進学予定者の予約採用を以下のとおり行った。

(1)平成 28 年度奨学生新規採用状況

①全体の採用状況

平成 28 年度採用者数は 438,137 人であり、うち予約採用は 297,021 人であった。

また、家計状況が厳しい世帯(年収 300 万円以下)の学生等が安心して教育を受けられるよう設けられた所得連動返還型無利子奨学金(※)(第一種奨学金)について 40,839 人を採用した。

(※)所得連動返還型無利子奨学金とは、平成 24 年度に創設した、卒業後に一定の所得を得るまでの間は返還期限を猶予する制度のことである。

<平成28年度奨学生新規採用状況>

(単位:人)

区分	採用者数	採用者数	
		(うち予約採用)	(うち所得連動)
総 数	438,137	297,021	40,839
第一種 計	164,755	106,623	40,839
大学・短期大学	111,300	75,644	30,013
大学院	26,079	9,181	—
高等専門学校	910	330	267
専修学校(専門課程)	26,436	21,460	10,558
海外留学奨学金	30	8	1
第二種 計	273,382	190,398	—
大学・短期大学	192,680	136,244	—
大学院	5,840	1,580	—
高等専門学校	201	—	—
専修学校(専門課程)	73,975	51,906	—
海外留学奨学金	686	668	—

②東日本大震災復興枠の採用状況

東日本大震災の被災世帯の学生等が進学・修学の機会を失わないよう、定期採用において「第一種奨学生(震災復興枠)」を設け、学校に推薦基準を満たす該当者全員を推薦するよう依頼し、推薦された全員を採用した。ま

た、平成 28 年度予約採用候補者のうち東日本大震災の被災世帯の学生等については「第一種奨学生(震災復興枠)」として採用した。

<平成 28 年度東日本大震災復興枠(無利子)採用者数>

第一種採用者	(うち震災復興枠採用数)
164,755人	1,161人

(2)平成 29 年度大学等進学予定者に係る採用候補者の決定状況

平成 29 年度大学等進学予定者に係る採用候補者は 363,157 人であり、うち所得連動返還型無利子奨学金(※)の該当者は 43,202 人であった。

(※)所得連動返還型無利子奨学金とは、平成 24 年度に創設した、卒業後に一定の所得を得るまでの間は返還期限を猶予する制度のことである。

<平成29年度大学等進学予定者に係る採用候補者決定状況>

区分	採用候補者決定数	(うち所得連動)
第一種奨学金	132,003人	43,202人
第二種奨学金	231,154人	—
計	363,157人	43,202人

○振込超過金の取扱いについて

—「奨学金貸与事業における振込超過金の取扱い等について」(是正改善要求(平成 26 年 10 月 30 日会計検査院)における指摘事項

学校担当者向けの研修会等において、学籍事務担当者と奨学金事務担当者が、退学者等に関する情報を学内で直ちに共有するよう周知徹底した。また、退学者等に対して奨学金を 3 ヶ月以上超過して振り込んだことにより、振込超過金を組入処理(※)した学校から提出された再発防止策に対して、その実施状況を確認する調査(平成 27 年 6 月から開始)を平成 28 年度も引き続き実施し(平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月までの調査実績:延べ 95 校(平成 27 年 6 月～平成 28 年 3 月までの調査実績:延べ 123 校))、調査対象の全校が再発防止に係る取組を実施していることを確認した。さらに、調査開始後、3 ヶ月以上の振込超過金の組入処理が 3 度目になった 2 校に対しては訪問調査を実施した。(平成 29 年 3 月)

(※)組入処理とは、経済的な事情等により即座の返金が困難な振込超過金を返還金とし返還させるために借用金額に組入れる処理。

			<p>○返還誓約書の徴取について</p> <p>－「財政融資資金本省資金融通先等実地監査について」(平成 27 年 2 月 12 日 財務省理財局長通知)における指摘事項</p> <p>平成 27 年度新規採用者から、返還誓約書未提出者に対する奨学金振込の一括保留等のスケジュールを1ヶ月前倒しすることとし、適切に運用した。</p> <p>また、学校に対しては、研修会等において、返還誓約書の徴取に係る対応が適切に実施されるよう周知徹底を図るとともに、学校が指定する提出期限までに返還誓約書の提出がない者については、直ちに奨学金の振込を保留するよう文書により要請し、併せて機構における振込保留の前倒しについてもリマインドを行った。</p>	
--	--	--	---	--

## I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

## 2 奨学金貸与事業

## (2) 適格認定の実施

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	146,800	145,312	147,548		
従事人員数(人)	18	18	18		

注) 決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価														
中期目標	中期計画	28 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価									
大学等との一層の連携により、奨学金の必要性等を奨学生自ら判断させるための指導を行うとともに、大学等が適切な適格認定を行うことができるよう、「適格基準の細目」をより明確化、具体化し、大学等への周知を徹底する。	大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を一層促し、あわせて奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行う等、厳格な適格認定の実施を図る。「適格基準の細目」を明確	大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を一層促し、あわせて奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行う等、厳格な適格認定の実施を図る。	<8> 適格認定の実施状況	<p>○適格認定の実施状況</p> <p>(1)適切な貸与月額指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年 9 月から 10 月に開催した学校担当者向け研修会で、奨学生に、奨学金の必要性を判断させることや適切な貸与月額を選択させることについて指導するよう周知を図った。</li> <li>平成 27 年度適格認定において、各学校が実施した「適切な貸与月額への『指導』」結果をとりまとめ、奨学金事務担当者ホームページに公表した。(平成 29 年 3 月)</li> <li>必要最小限の貸与月額を選択させる「指導」の徹底については、無作為に抽出した学校(34 校)に対し、「指導」時に使用した面接用紙の提出を求め(平成 28 年 8 月)、個別の内容について点検を行った。</li> </ul> <p>(2)適格認定による奨学生処置状況</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度実績 (925,733 件中)</th> <th>(参考) 平成27年度実績 (936,524 件中)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奨学金廃止(学業成績不振者等)</td> <td>10,499 (1.1%)</td> <td>11,816 (1.3%)</td> </tr> <tr> <td>奨学金停止(学業成績不振者等)</td> <td>9,846 (1.1%)</td> <td>10,729 (1.1%)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成28年度実績 (925,733 件中)	(参考) 平成27年度実績 (936,524 件中)	奨学金廃止(学業成績不振者等)	10,499 (1.1%)	11,816 (1.3%)	奨学金停止(学業成績不振者等)	9,846 (1.1%)	10,729 (1.1%)	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な貸与月額指導等について研修会で周知を図り、各学校が実施した指導の結果をとりまとめ奨学金担当者ホームページに公表したことは、大学等との連携により奨学生に対して自覚を促し奨学金の必要性等を自ら判断させるという観点から、評価できる。</li> <li>平成 27 年度適格認定における「警告」の認定者全員について実態調査を行い、調査結果を公表するとともに、不適切な認定のあった学校への適切な対応や防止策の周知を行い、制度の適正な運用に努めたことは評価できる。</li> </ul>
区分	平成28年度実績 (925,733 件中)	(参考) 平成27年度実績 (936,524 件中)												
奨学金廃止(学業成績不振者等)	10,499 (1.1%)	11,816 (1.3%)												
奨学金停止(学業成績不振者等)	9,846 (1.1%)	10,729 (1.1%)												



<p>また、継続的に不適切な認定を行った学校名の公表等再発の防止を図る仕組みを導入する。</p>	<p>化、具体化し、大学等への周知を徹底する。 また、継続的に不適切な認定を行った学校名の公表等再発の防止を図る仕組みを導入する。</p>	<p>また、不適切な認定を防止するための方策を講ずるとともに、適格認定に係る調査を引き続き実施する。</p>		<table border="1"> <tr> <td>警告(学修評価が著しく劣る者等)</td> <td>17,997 (1.9%)</td> <td>18,182 (1.9%)</td> </tr> <tr> <td>激励(学修評価が劣る者)</td> <td>— —</td> <td>— —</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>38,342 (4.1%)</td> <td>40,727 (4.3%)</td> </tr> </table>	警告(学修評価が著しく劣る者等)	17,997 (1.9%)	18,182 (1.9%)	激励(学修評価が劣る者)	— —	— —	合計	38,342 (4.1%)	40,727 (4.3%)		
警告(学修評価が著しく劣る者等)	17,997 (1.9%)	18,182 (1.9%)													
激励(学修評価が劣る者)	— —	— —													
合計	38,342 (4.1%)	40,727 (4.3%)													
<p>(注)平成 27 年度に適格基準の細目を改定し、「激励」区分を廃止している。</p>				<p>○適格認定実態調査</p>											
<p>(1)平成 27 年度適格認定に係る実態調査の実施</p>				<p>平成 27 年度適格認定による「警告」について、以下の調査を実施した(平成 28 年 6 月)。また、調査結果をとりまとめてホームページにて公表した(平成 28 年 12 月)。</p>											
<p>[調査内容]</p>				<p>「警告」と認定した全件(18,112 件 995 校)の中に、本来「廃止」若しくは「停止」と認定すべき「卒業延期確定者」がいないかを調査し、その結果 9 件 6 校の不適切な認定事例を確認した。</p>											
<p>(2)調査結果に基づく対応</p>				<p>①改善計画書による確認</p>											
<p>不適切な認定のあった学校 6 校に対して改善計画書の提出を求め、「卒業延期確定者」を「廃止」若しくは「停止」と認定しなかった理由及び改善事項等について確認した。</p>				<p>②訪問調査又は面談の実施</p>											
<p>不適切な認定が実態調査開始以降 2 回目となった 2 校に対して機構職員による訪問調査を実施し、事務の実施状況を確認した。</p>				<p>③不適切な認定の是正</p>											
<p>不適切な認定が確認された 9 件については、学校に対して認定時に遡及して「廃止」若しくは「停止」と認定するよう要請し、適切に処理された。</p>				<p>(3)不適切な認定の防止</p>											
<p>平成 27 年度適格認定実態調査の結果に基づいて実施した訪問調査の結果を踏まえ、不適切な認定事例の発生を防止するため、平成 28 年度適格認定において、適格認定期間に卒業予定期が確定しない者に係る認定処理方法等をまとめ、「適格認定処理要領」に記載した。</p>															

			<p>○不適切な認定への対応</p> <p>－「奨学金貸与事業における振込超過金の取扱い等について」(是正改善要求) (平成 26 年 10 月 30 日会計検査院)における指摘事項</p> <p>平成 26 年度適格認定より学校における認定が適切でなかったことが判明した場合には、遡って認定の変更を求めることとし、適格認定実施に係る学校宛通知及び奨学生への配付物等にその旨を明記した。また、平成 28 年 9 月から 10 月及び平成 29 年 3 月に開催した学校担当者向け研修会や平成 29 年 2 月に開催した奨学業務連絡協議会においても、当該取扱いに係る資料を配付のうえ、周知を図った。さらに、平成 28 年度「奨学事務の手引」や奨学生として採用決定した際に本人に配付する「奨学生のしおり」にも、同様の説明を掲載するなど、機会を捉えて周知を図った。</p>	
--	--	--	---	--

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

2 奨学金貸与事業

(3) 返還金の回収促進

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	5,462,466	6,013,156	7,635,706		
従事人員数(人)	193	187	204		

注) 決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

主要なアウトプット(アウトカム)情報							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
(1)当年度分回収率 (年度計画値)	中期目標期間中に 96%とする。	—	95.82%以上	95.88%以上	95.93%以上		
(実績値)	—	95.75%	96.4%	96.7%	96.8%		
(達成度) ※基準値と年度計画値の差を100%とする。	—	—	928.6%	730.8%	583.3%		
(2)要返還債権数に 占める当該年度に 新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合の削減率 (年度計画値)	平成 25 年度実績に 対して中期目標期間中に 20%以上削減する。	—	6.02%以上	10.40%以上	14.28%以上		
(実績値)	—	0.921%	0.876% ※対 25 年度削減率 4.89%	0.808% ※対 25 年度削減率 12.27%	0.848% ※対 25 年度削減率 7.93%		
(達成度) ※年度計画値を100%とする。	—	—	81.2%	118.0%	55.5%		
(3)総回収率 (年度計画値)	中期目標期間中に 83%以上とする。	—	82.75%以上	82.87%以上	82.93%以上		

(実績値)	—	82.56%	84.8%	85.9%	86.9%		
(達成度) ※基準値と年度計画値の差を100%とする。	—	—	1,178.9%	1,077.4%	1,173.0%		

## ① 返還金回収状況の把握と分析

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	28年度計画	評価指標	業務実績		自己評価
奨学金貸与事業は返還金をその原資の一部としていることから、返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、返還者に関する情報の調査・分析を実施・強化し、これを踏まえた適切な返還金の回収促進を図る。	毎年度、返還金の回収状況について、貸与規模や経済状況等の影響も含めた定量的な把握・分析を実施するとともに、返還促進方策の効果を検証し、次年度の取組を効果的に行うために必要な改善を図る。	外部有識者で構成する委員会において、返還金の回収状況について、貸与規模等の影響も考慮しつつ、定量的な把握・分析を実施するとともに、次年度の取組を効果的に行うため、返還促進方策の効果を検証する。 また、前年度の検証結果に基づき必要な改善を図る。	<9> 回収状況の把握・分析等の実施状況	<p>○平成 28 年度債権管理・回収等検証委員会における回収状況の定量的把握・分析、返還促進方策の効果の検証 債権管理・回収の適切性等を検証するとともに、必要な改善策等の検討を目的として、外部有識者及び金融関係者等で構成される「債権管理・回収等検証委員会」を平成 28 年度に 3 回開催した。 本委員会では、直近の回収状況や各種回収施策の効果等について、外部シンクタンクの定量的な分析結果等を参考に審議を行った。その結果、機構における返還金の回収状況は、回収促進の取組や業務改善等の効果もあり、着実に改善しているとの結論を得た。</p> <p>○平成 28 年度債権管理・回収等検証委員会報告書(提言概要) 機構における返還金の回収状況は、回収促進の取組や業務改善等の効果もあり、着実に改善している。 今後の回収促進策を考える上で、これまでの取組を継続していくことは重要であるが、更なる回収促進を図るべく、以下の各種施策を行うことが必要である。</p> <p>(1)新たに3か月以上延滞となる債権の抑制にかかる施策について 延滞進行の各段階において延滞解消のための施策が整備されている中、更なる改善のための方向性として、携帯電話番号宛ショートメッセージサービス(SMS)による事前振替通知による延滞予防等の対応が有効と考えられる。民間金融機関においては、振替日前に振替日及び振替金額等を事前にeメール等で知らせるサービスを実施している。 機構においても、平成26年度より実施している口座未加入者へのSMS送付を実施した技術的基盤を利活用し、猶予明け返還者等に的を絞り、振替前にSMSにより事前通知を行うことで、手続き漏れや入金忘れ等による延滞発生を予防することが可能となる。 これまでも実施している口座未加入者や振替不能者等へのSMSによる働きか</p>	<p>&lt;評価&gt; B</p> <p>&lt;評価根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部有識者で構成する債権管理・回収等検証委員会において、返還金の回収状況について定量的な把握・分析を実施し、回収促進の取組や業務改善等の効果について検証を行ったことは評価できる。</li> <li>同委員会において、今後の更なる回収促進に向けた施策提言をとりまとめたことは評価できる。</li> <li>平成 27 年度債権管理・回収等検証委員会における検証結果に基づき、回収促進のための取組を実施したことは評価できる。</li> </ul>	

けについては、引き続き、実施するとともに、事前振替通知については実施に向けた検討を行う必要がある。

(2)その他の施策について

①奨学金制度に対する正しい理解の醸成

奨学金の返還義務について返還開始前に認知する割合は増加(改善)傾向にある一方で、延滞者は返還開始後に認知する割合が高い。引き続き、高校生等を中心にした周知を徹底するとともに、その周辺にあたる学校担当者や家族への広報活動に更なる改善余地が存すると考えられる。

また、機構における返還促進の取組については、これまでも奨学金の申込から返還までの手続きを説明した冊子(奨学金ガイドブック)や「奨学金DVD」等の映像資料の作成・配付を行うとともに、返還が滞っている返還者に対し、その延滞期間に応じて段階を踏んで働きかけを行っているが、理解が十分ではない返還者もまだ存在することから、引き続き、正しい理解を得るための周知の取組を行うことが必要である。

②適切な貸与金額選択の促進

貸与額と延滞状況には一定の相関がみられ、貸与総額が大きくなるにつれて延滞率、一般猶予利用率ともに上昇する傾向がある。奨学金事業の趣旨に鑑みれば、貸与額の制限等は不適當である一方で、奨学金の「借り過ぎ」は返還者の負担を高めるとともに、機構における回収の可能性を損なう可能性も示唆される。

そのため、例えば「学生生活調査」等に基づき、学生生活に係る平均的な収支及び奨学金貸与額について採用時に周知を図ることなど申込時における学生生活に係る経済的イメージの醸成を図ることや、ホームページにおける「返還例」への到達性を高めるとともに、必要に応じて、過去の返還実績に基づく貸与総額と延滞状況等、返還負担に関する周知を図るなど申込時における返還に係る負担の周知を図ることが有効と考えられる。

(参考)平成 28 年度債権管理・回収等検証委員会審議経過

- ・第 1 回 平成 28 年 11 月 7 日
- ・第 2 回 平成 29 年 2 月 6 日
- ・第 3 回 平成 29 年 3 月 15 日

○平成 27 年度債権管理・回収等検証委員会における検証結果を踏まえた平成 28 年度の新しい取組

(1)携帯電話番号宛ショートメッセージサービス(SMS)を用いた働きかけ

SMS を用いて、口座未加入者及び減額返還・返還期限猶予の適用期間が満了する返還者を対象とした口座加入督促及び返還期限猶予制度等の案内に

				<p>加え、平成 28 年度は、機関保証で振替不能 3 回目の督促架電が不通話であった返還者に対する口座入金督促及び平成 28 年 10 月の新規返還開始者のうち、口座振替において「残高不足」以外の理由による振替不能であった債権で払込用紙による請求に移行した返還者に対する口座手続きの督促を実施した。</p> <p>(2)学校と連携した卒業生に対する働きかけ          学校長から卒業生に働きかけの文書を送付する取組において、各学校がより実施しやすくなるよう、以下の見直しを行った。          ①文書送付時期を平成 27 年度は 12 月としていたが、平成 28 年度は各学校の適当と思われる時期とした。          ②実施方法として文書送付及びメール送信に加えて、ホームページ・SNS・同窓会誌等への掲載など学校独自の工夫による取組も可能とした。</p>
--	--	--	--	---

## ② 回収の取組

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価																																					
中期目標	中期計画	28 年度計画	評価指標	業務実績		自己評価																															
返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保するため、今中期目標期間中の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率を中期目標期間中に96%とする。	返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保するため、今中期目標期間中の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率を中期目標期間中に96%とする。	返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保するため、今中期目標期間中の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率を中期目標期間中に96%とすることを目指す。	<p>&lt;10&gt; 当年度分回収率            S: 回収率が A 評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている            A: 95.97% 以上            B: 95.93% 以上            95.97%未満            C: 95.89% 以上            95.93%未満            D: 95.89% 未満</p>	<p>○当年度分回収率            返還開始前後における返還意識の涵養、延滞初期における督促や回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還期限猶予制度の周知等により、確実な回収に努めた。この結果、平成 28 年度に返還期日が到来する要回収額に対する回収額の割合（当年度分回収率）は 96.8%となった。</p> <p>&lt;当年度分回収率&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> <th>(参考)平成27年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要回収額</td> <td>579,290百万円</td> <td>542,460百万円</td> <td>36,830百万円増</td> </tr> <tr> <td>回収額</td> <td>560,984百万円</td> <td>524,504百万円</td> <td>36,480百万円増</td> </tr> <tr> <td>回収率</td> <td>96.8%</td> <td>96.7%</td> <td>0.1ポイント増</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;参考:新規返還者の回収率&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> <th>(参考)平成27年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要回収額</td> <td>24,610百万円</td> <td>24,573百万円</td> <td>37百万円増</td> </tr> <tr> <td>回収額</td> <td>23,948百万円</td> <td>23,932百万円</td> <td>16百万円増</td> </tr> <tr> <td>回収率</td> <td>97.3%</td> <td>97.4%</td> <td>0.1ポイント減</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成28年度	(参考)平成27年度	前年度比	要回収額	579,290百万円	542,460百万円	36,830百万円増	回収額	560,984百万円	524,504百万円	36,480百万円増	回収率	96.8%	96.7%	0.1ポイント増	区分	平成28年度	(参考)平成27年度	前年度比	要回収額	24,610百万円	24,573百万円	37百万円増	回収額	23,948百万円	23,932百万円	16百万円増	回収率	97.3%	97.4%	0.1ポイント減	<p>&lt;評定&gt; A            &lt;評定根拠&gt;            返還開始前後における返還意識の涵養、延滞初期における督促や回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還期限猶予制度の周知等により、当年度分回収率が96.8%に達し、年度計画値 95.93%を大きく上回ったことは評価できる。</p>
区分	平成28年度	(参考)平成27年度	前年度比																																		
要回収額	579,290百万円	542,460百万円	36,830百万円増																																		
回収額	560,984百万円	524,504百万円	36,480百万円増																																		
回収率	96.8%	96.7%	0.1ポイント増																																		
区分	平成28年度	(参考)平成27年度	前年度比																																		
要回収額	24,610百万円	24,573百万円	37百万円増																																		
回収額	23,948百万円	23,932百万円	16百万円増																																		
回収率	97.3%	97.4%	0.1ポイント減																																		

<p>また、要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合を前中期目標期間最終年度における割合と比較し中期目標期間中に20%以上改善する。</p>	<p>要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合を前中期目標期間最終年度における割合と比較し中期目標期間中に20%以上改善する。</p>	<p>要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合を前中期目標期間最終年度における割合と比較し中期目標期間中に20%以上改善することを指す。</p>	<p>&lt;11&gt; 要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の削減率 S:改善率がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている A:17.14%以上 B:14.28%以上 17.14%未満 C:11.42%以上 14.28%未満 D:11.42%未満</p>	<p>○要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の状況</p> <p>新たな3ヶ月以上の延滞を抑制するためには、延滞の早期における解消とともに、在学中の指導も含めた返還意識の涵養や奨学金制度に関する正しい理解の促進が重要であることを踏まえ、以下のとおり様々な施策を実施した。</p> <p>(1)初期延滞債権に係る督促 ・振替不能1~3回目の者に対して振替不能通知の送付及び督促の架電を行った。(振替不能2回目は連帯保証人、振替不能3回目は連帯保証人及び保証人への通知・架電も併せて実施。) ・延滞3ヶ月以上の者については回収業務をサービサーに委託し、督促のほか、返還期限猶予の願出に係る指導、個人情報情報機関への登録に関する注意喚起、法的措置や代位弁済に関する注意喚起を行った。</p> <p>(2)携帯電話番号宛ショートメッセージサービス(SMS)を用いた働きかけ(再掲) SMSを用いて、口座未加入者及び減額返還・返還期限猶予の適用期間が満了する返還者を対象とした口座加入督促及び返還期限猶予制度等の案内に加え、平成28年度は、機関保証で振替不能3回目の督促架電が不通話であった返還者に対する口座入金の督促及び平成28年10月の新規返還開始者のうち、口座振替において「残高不足」以外の理由による振替不能であった債権で払込用紙による請求に移行した返還者に対する口座手続きの督促を実施した。 [SMS送信実績] 平成27年度:3回、延べ12,263件 平成28年度:8回、延べ21,539件</p> <p>(3)借り過ぎ防止策の実施(再掲) 貸与額が高額となることで延滞発生に与える影響等を勘案し、奨学金の借り過ぎ防止策として、①第二種奨学金における貸与期間の制限、②併用貸与者のうち第二種奨学金の最高月額希望者に対する指導等、③申込時における過去の奨学生番号の届出を平成28年度採用者より着実に実施した。</p> <p>(4)学校との連携による奨学生・返還者への指導、働きかけ(再掲) ・奨学金制度や諸手続に対する理解の増進、返還意識の涵養を図るため、採用時及び卒業時において、奨学生に対する説明会を開催するよう大学等に協力を求めるとともに、説明会用のマニュアルを改訂し配付した。 ・各学校宛に「奨学金返還延滞の防止について(依頼)」を送付し、延滞状況等を通知するとともに、返還について一層の協力を要請した。各学校長、学長には、内容を確認したかを書面にて理事長宛に回答するよう依頼した。(平成28</p>	<p>&lt;評定&gt; C</p> <p>&lt;評定根拠&gt; 要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合の平成25年度同割合に対する削減率は7.93%に留まり、計画値14.28%を下回ったが、延滞抑制のための取組としては、早期における延滞解消を目的とした初期延滞者への督促、借り過ぎ防止策の実施、在学中の奨学生への指導や卒業後に新たに返還を開始する者への学校と連携した働きかけ、また、減額返還制度や返還期限猶予制度の周知にも一層力を入れており、返還意識の涵養や必要な手続の促進を図っている。特に、ショートメッセージサービスを利用した口座加入等の督促、新たに返還を開始する者への学校からの働きかけ、奨学業務連絡協議会への学校の出席については、いずれも前年度と比較して拡大・改善しており、取組の強化が図られている。このほか、奨学金事業について正しい理解を促進するための広報活動も強化しており、対象・内容ともに幅広い施策を着実に実施している。 他方で、新たに延滞3ヶ月以上となった債権の要返還債権全体に占める構成比は0.8~0.9%と小さく、機構の施策の効果が実績として現れにくいという点を考慮する必要があり、ま</p>
---	--	---	--	--	--

			<p>年 8 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年 9 月から 10 月に開催した学校担当者向け研修会で、奨学生に、奨学金の必要性を判断させることや適切な貸与月額を選択させることについて指導するよう周知を図った。また、平成 27 年度適格認定において、各学校が実施した「適切な貸与月額への『指導』」結果をとりまとめ、奨学金事務担当者ホームページに公表した。</li> <li>延滞率の悪化状況や奨学業務連絡協議会への出席状況等を基に、特に返還指導が必要と思われる 15 校を対象に、機構職員による学校訪問及び学校関係者との懇談を行った。</li> <li>学生が卒業後に延滞状況に陥ることを防ぐために、平成 28 年 10 月から新たに返還開始する者に対して、学校から通知文を送付する等の働きかけを行うよう依頼を行った。平成 28 年度は、各学校がより実施しやすくなるよう実施方法等の見直しを行い、実施率の改善を図った。</li> </ul> <p>[学校からの働きかけの実施率]</p> <p>平成 27 年度:82.4%</p> <p>平成 28 年度:84.5%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>奨学業務連絡協議会を開催し(平成 29 年 2 月)、大学等の奨学金担当者に対して、返還金回収促進のための具体的方策を説明し周知を図った。平成 28 年度は会場を増やして実施し、出席率の改善を図った。</li> </ul> <p>[奨学業務連絡協議会出席率]</p> <p>平成 27 年度:68.5%</p> <p>平成 28 年度:71.7%</p> <p>(5)減額返還制度・返還期限猶予制度の一層の周知(再掲) 減額返還制度及び返還期限猶予制度の一層の周知を図るため、ガイダンス DVD のホームページへの掲載、新たに返還を開始する者へのリーフレットの送付、各制度の適用期間終了時の延滞を抑制するためのチラシの送付を行った。</p> <p>[(参考)両制度の認知度]</p> <p>※奨学金の返還者に関する属性調査(平成 27 年度)に基づく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>返還期限猶予制度:64.1% (対平成 26 年度 横ばい)</li> <li>減額返還制度:58.1% (対平成 26 年度 1.9 ポイント増)</li> </ul> <p>(6)広報活動の強化(再掲) 奨学金制度に関する正しい理解を促進するため、「奨学金事業への理解を深めていただくために[報道等を見て関心を持ってくださった皆様に向けたデータ集]」及び動画「そうだったのか！奨学金」を作成し、ホームページにて公開した。(動画は平成 29 年 4 月公開)</p>	<p>た、要返還債権数に占める 3 ヶ月以上延滞債権全体(新規以外を含む)の割合は、平成 25 年度と比較して、26.10%の改善となり、返還金の回収状況は、全体として健全な方向に推移していると言える。これらのことを踏まえて C 評定とする。</p>
--	--	--	---	---



平成 28 年度末段階で、当該年度に新たに 3 ヶ月以上延滞債権となった債権数の要返還債権数に占める割合は 0.848%であり、平成 25 年度末の同割合 0.921%に対して 7.93%削減された。

<要返還債権数に占める当該年度に新たに 3 ヶ月以上延滞債権となった債権数>

区分	平成28年度	(参考) 平成27年度	【基準】 平成25年度
要返還債権数(A)	4,359,961件	4,191,181件	3,788,801件
新たに3か月以上延滞債権 となった債権数(B)	36,956件	33,846件	34,890件
割合 (B÷A)	0.848%	0.808%	0.921%
対平成25年度削減率	7.93%	12.27%	-

<参考:要返還債権数に占める3ヶ月以上延滞債権となった債権数>

区分	平成28年度	(参考) 平成27年度	【基準】 平成25年度
要返還債権数(A)	4,359,961件	4,191,181件	3,788,801件
3か月以上延滞債権数(B)	171,014件	175,482件	201,064件
割合 (B÷A)	3.922%	4.187%	5.307%
対平成25年度削減率	26.10%	21.10%	-

総回収率  
(当該年度  
に返還され  
るべき要回  
収額に対す  
る回収額の  
割合)を中  
期目標期間  
中に83%  
以上にす  
る。

総回収率  
(当該年度  
に返還され  
るべき要回  
収額に対す  
る回収額の  
割合)を中  
期目標期間  
中に83%  
以上にす  
る。

総回収率  
(当該年度  
に返還され  
るべき要回  
収額に対す  
る回収額の  
割合)を中  
期目標期間  
中に83%  
以上にす  
ることを指  
す。

<12> 総回  
収率  
S:総回収率  
がA評定と  
同等以上  
で、かつ質  
的に顕著な  
成果が得ら  
れている  
A:83.00%  
以上  
B:82.93%  
以上

○総回収率

返還開始前後における返還意識の涵養、延滞初期における督促や回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還期限猶予制度の周知等により、確実な回収に努めた。この結果、平成 28 年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合(総回収率)は 86.9%となった。

<総回収率>

区分	平成28年度	(参考)平成27年度	前年度比
要回収額	661,277百万円	626,171百万円	35,106百万円増
回収額	574,655百万円	538,172百万円	36,483百万円増
回収率	86.9%	85.9%	1.0ポイント増

<評定> A

<評定根拠>

返還開始前後における返還意識の涵養、延滞初期における督促や回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還期限猶予制度の周知等により、総回収率が 86.9%に達し、年度計画値 82.93%を大きく上回ったことは評価できる。

83.00%未満  
C : 82.86 %  
以上  
82.93%未満  
D : 82.86 %  
未満

<参考1:繰上返還額を考慮した場合の回収率>

前年度までに行われた繰上返還によって返還済となっている額及びこれを加えた回収率は以下のとおりである。

区分	平成28年度	(参考)平成27年度
繰上額	1,109億円	1,003億円
回収率	88.8%	87.9%

<参考2:割賦の区分別回収実績>

割賦の区分 (期首)	要回収額 (千円)	回収額 (千円)	回収率(%)	
			平成28 年度	(参考) 平成27 年度
8年以上延滞	18,652,651	1,787,062	9.6	8.9
1年以上8年未満	47,726,316	5,279,869	11.1	11.4
7年以上8年未満	3,955,493	408,354	10.3	10.7
6年以上7年未満	5,153,617	522,064	10.1	10.9
5年以上6年未満	5,952,953	625,373	10.5	11.1
4年以上5年未満	7,066,404	752,062	10.6	10.9
3年以上4年未満	7,937,627	839,834	10.6	11.3
2年以上3年未満	8,399,831	969,572	11.5	11.6
1年以上2年未満	9,260,391	1,162,610	12.6	12.4
1年未満	15,608,557	6,603,801	42.3	39.7
3月以上1年未満	8,774,445	2,127,741	24.2	23.0
3月未満	6,834,112	4,476,061	65.5	62.9
○延滞分計	81,987,525	13,670,732	16.7	16.3
○当年度分	579,289,784	560,984,040	96.8	96.7
総回収実績	661,277,309	574,654,772	86.9	85.9

(注)総計は四捨五入の都合上、一致しない場合がある。

	<p>回収の取組として、以下の施策を推進する。</p> <p>ア. リレー口座（口座振替）の加入を徹底する取組を行うほか、コールセンターによる返還相談を実施する。</p>	<p>回収の取組として、以下の施策を推進する。</p> <p>ア. 口座振替による返還を徹底する取組を行うほか、コールセンターによる返還相談を実施する。</p>	<p>&lt;13&gt; リレー口座の加入徹底及び返還相談に係る取組状況</p>	<p>○リレー口座（口座振替）加入徹底の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校に対して、採用時説明会や返還説明会を実施し、リレー口座加入の手続きを徹底するよう協力を求めるとともに、加入率の低い学校には機構職員を派遣して指導の充実等を要請した。</li> <li>・口座未加入者に対して、携帯電話番号宛ショートメッセージサービス（SMS）による加入督促を行った。</li> </ul> <p>(1)新規返還開始者に係るリレー口座（口座振替）加入率</p> <table border="1" data-bbox="846 403 1563 539"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> <th>(参考)平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合</td> <td>99.7%</td> <td>99.7%</td> </tr> <tr> <td>無利子</td> <td>99.8%</td> <td>99.8%</td> </tr> <tr> <td>有利子</td> <td>99.7%</td> <td>99.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)返還者全体に係るリレー口座（口座振替）加入率</p> <table border="1" data-bbox="846 603 1563 738"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> <th>(参考)平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合</td> <td>97.6%</td> <td>97.4%</td> </tr> <tr> <td>無利子</td> <td>97.3%</td> <td>97.0%</td> </tr> <tr> <td>有利子</td> <td>97.8%</td> <td>97.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○コールセンターによる返還相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コールセンター受託業者と適宜情報交換しながら、オペレータ向けマニュアルを更新し、返還相談の充実を図った。</li> <li>・返還者への文書発送時等、相談業務の繁忙期にはオペレータを増員する等、適時適正な人員を確保するよう努めた。</li> <li>・コールセンターに寄せられた返還者からの意見を反映し、ホームページや申請用紙等の説明をより分かりやすい内容に改める等、改善を図った。</li> </ul>	区分	平成28年度	(参考)平成27年度	総合	99.7%	99.7%	無利子	99.8%	99.8%	有利子	99.7%	99.7%	区分	平成28年度	(参考)平成27年度	総合	97.6%	97.4%	無利子	97.3%	97.0%	有利子	97.8%	97.7%	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リレー口座加入徹底のために取り組んでいることは評価できる。</li> <li>・受託業者と連携して、適宜必要な体制を確保しながらコールセンターを運営し返還相談を実施しており、評価できる。</li> </ul>
区分	平成28年度	(参考)平成27年度																											
総合	99.7%	99.7%																											
無利子	99.8%	99.8%																											
有利子	99.7%	99.7%																											
区分	平成28年度	(参考)平成27年度																											
総合	97.6%	97.4%																											
無利子	97.3%	97.0%																											
有利子	97.8%	97.7%																											
	<p>イ. 初期段階の延滞者に対しては、早期における督促の集中実施を行うほか、民間委託を活用し返還金回収を</p>	<p>イ. 原則として、延滞4ヶ月となった初期延滞債権について、回収業務をサービスに委託する（期間は約5ヶ月</p>	<p>&lt;14&gt; 初期延滞における督促の実施状況</p>	<p>○初期延滞債権の回収委託実施状況</p> <p>(1)振替不能者への振替不能通知発送及び督促架電</p> <p>振替不能 1 回目の方が 2 回目以降連続して振替不能となることを抑止するため、本人、連帯保証人等に対し、通知を発送し、督促架電を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・振替不能 1 回目…本人への通知及び架電</li> <li>・振替不能 2 回目…本人及び連帯保証人(人的保証)への通知及び架電</li> <li>・振替不能 3 回目…本人、連帯保証人及び保証人(人的保証)への通知及び架電</li> </ul>	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;</p> <p>初期延滞債権について、督促架電及び回収業務をサービスに委託するとともに、延滞解消しない者についても継続して回収業務を委託して督促を実施したことは評価できる。</p>																								

	<p>行う。</p>	<p>間)。回収委託の結果、延滞解消または法的処理移行しない者については、引き続き回収業務を委託する。</p>		<p>〈督促架電の状況〉</p> <table border="1" data-bbox="853 177 1554 264"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> <th>(参考)平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>架電件数</td> <td>1,735,792件</td> <td>1,687,996 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)延滞3ヶ月以上の者に係る回収委託          早期における督促の集中的実施を図るため、延滞3ヶ月以上となった初期延滞者に係る回収業務をサービサーに委託した。          サービサーにおいて、返還期限猶予の願出に係る指導を行うとともに、早期の延滞解消を図るため以下の取組を行った。          ・個人信用情報機関への登録対象となっている者に対しては、架電により登録に関する注意喚起を実施          ・法的措置や代位弁済を前提とした強い督促の文言を記載した通知の送付          また、一部入金があってもなお延滞解消しない者について、回収委託を継続して実施した(9,723件)。</p> <p>〈初期延滞債権の回収委託実績〉</p> <table border="1" data-bbox="853 687 1509 804"> <thead> <tr> <th></th> <th>回収</th> <th>猶予</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>39,294 件</td> <td>7,452件</td> </tr> <tr> <td>回収金額</td> <td>2,647,473 千円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"> <span style="font-size: 2em;">{</span>         委託開始当初の委託件数 84,096 件          " 請求金額 4,930,649 千円     </p> <p>(注1)「件数」は債権数である。          (注2)「回収金額」とは委託期間中にサービサーに入金された金額と直接機構に入金された金額の合計である。          (注3)「回収金額」には繰上返還となった入金を含む。          (注4)「猶予」とは、サービサーから返還者へ返還期限猶予の願出用紙を送付した件数である。</p>	区分	平成28年度	(参考)平成27年度	架電件数	1,735,792件	1,687,996 件		回収	猶予	件数	39,294 件	7,452件	回収金額	2,647,473 千円	—	
区分	平成28年度	(参考)平成27年度																		
架電件数	1,735,792件	1,687,996 件																		
	回収	猶予																		
件数	39,294 件	7,452件																		
回収金額	2,647,473 千円	—																		
	<p>ウ. 中長期段階の延滞者に対しては、民間委託を活用した回収を行うほか、法的処</p>	<p>ウ. 中長期段階の延滞債権について、回収業務をサービサーに委託するほか、計画</p>	<p>&lt;15&gt; 中長期延滞における督促の実施状況</p>	<p>○中長期延滞債権の回収委託実施状況          中長期延滞債権については、延滞2年半以上8年未満かつ6月以上入金無しである債権の回収業務を計画的にサービサーへ委託した。          また、一部入金があってもなお延滞解消しない者について、回収委託を継続して実施した。</p>	<p>〈評定〉 B          〈評定根拠〉          東日本大震災の被災者に配慮しつつ、中長期延滞債権について、回収業務をサービサーに委託するとともに、延滞解消しない者についても継続して回収業</p>															

理による督促及び回収を行う。

的に法的処理を行う。

<平成28年4月～平成29年3月回収委託実績>

①平成26年度契約分 回収委託(委託時延滞2年半以上8年未満)

	回収	猶予
件数	2,183 件	23件
回収金額	204,585 千円	—

※平成28年8月31日で管理回収委託期間終了、平成28年9月から委託継続。  
委託継続の当初件数2,030件。以降は委託継続に含む。

平成 28 年度当初の委託件数 6,782 件  
" 請求金額 6,137,817 千円

②平成27年度契約分 回収委託(委託時延滞2年半以上8年未満)

	回収	猶予
件数	5,410 件	305件
回収金額	1,008,680 千円	—

平成 28 年度当初の委託件数 10,551 件  
" 請求金額 8,270,756 千円

③平成28年度契約分 回収委託(委託時延滞2年半以上8年未満)

	回収	猶予
件数	3,160 件	167件
回収金額	506,437 千円	—

委託開始当初の委託件数 8,403 件  
" 請求金額 6,558,383 千円

④委託継続分

	回収	猶予
件数	15,421 件	103件
回収金額	2,039,523 千円	—

平成 28 年度当初の委託件数 20,459 件  
" 請求金額 17,925,548 千円

(注 1)「件数」は、債権数である。

(注 2)「回収金額」とは、委託期間中にサービス者に入金された金額と直接機構に入金

務を委託して督促を実施したことは評価できる。

された金額の合計である。

(注3)「回収金額」には、繰上返還となった入金を含む。

(注4)上記②及び③の回収委託については、一部入金があるものの延滞解消の見込がない債権も含まれる。

(注5)「猶予」とは、サービスから返還者へ返還期限猶予の願出用紙を送付した件数である。

〈東日本大震災への対応〉

東日本大震災の災害救助法適用地域居住者のうち、沿岸部の居住者に対し、平成27年度から引き続き回収委託を行った。「被災状況調査票」の送付及びサービスを活用した架電による状況確認を踏まえ、督促を再開している。(原発被災地域については、引き続き督促の対象から除外。)

回収委託をするにあたり、被災状況が確認できていないものについては状況確認し、状況が確認できた場合は状況を踏まえて猶予指導等の対応を行った。

内陸部の居住者については、当初委託期間中(平成26年4月～平成27年10月)に一部入金があるがなお延滞解消しないものについて、平成27年11月以降委託の継続を実施した。

⑤平成27年度契約分 東日本大震災に係る災害救助法適用地域(沿岸部)

	回収	猶予
件数	184件	16件
回収金額	40,635千円	—

平成28年度当初の委託件数	400件
” 請求金額	283,642千円

⑥委託継続分 東日本大震災に係る災害救助法適用地域(内陸部)

	回収	猶予
件数	557件	38件
回収金額	89,704千円	—

平成28年度当初の委託件数	742件
” 請求金額	528,664千円

(注1)「件数」は、債権数である。

(注2)「回収金額」とは、委託期間中にサービスに入金された金額と直接機構に入金

				<p>された金額の合計である。</p> <p>(注3)「回収金額」には、繰上返還となった入金を含む。</p> <p>(注4)「猶予」とは、サービスから返還者へ返還期限猶予の願出用紙を送付した件数である。</p>																									
			<p>&lt;16&gt; 法的処理の実施状況</p>	<p>○法的処理実施状況</p> <p>法的処理の対象を定めた「平成28年度法的処理実施計画」において、平成26年度財政融資資金本省資金融通先等実地監査における指摘事項への対処方針を踏まえ、平成27年度に引き続き返還誓約書未提出者に対する優先的な法的処理の実施を含め、計画的に法的処理を実施した。</p> <p>返還者本人が住所不明等のため法的処理の条件が調わない場合には、「延滞債権に係る法的処理の方針について」に基づき、連帯保証人または保証人に対して法的処理を実施した。</p> <p>(1)初期延滞債権に係る法的処理 延滞3ヶ月以上となった者を対象に回収委託を実施し、それでもなお原則として入金がなく延滞9ヶ月以上となった者に対して、順次「支払督促申立予告」以降の法的処理を実施した。</p> <p>(2)中長期延滞債権に係る法的処理</p> <p>①返還誓約書未提出者 平成27年度末時点で延滞1年以上であり、1年以上入金のない者(過去に一度も入金がない者を含む)を対象に、優先して法的処理を実施した。</p> <p>②返還誓約書提出者 平成27年度末時点で延滞7年以上であり、1年以上入金のない者(過去に一度も入金のない者を含む)を対象に、法的処理を実施した。 また、時効中断を目的として、平成27年度末時点で延滞10年以上であり6年以上入金のない者を対象に、法的処理を実施した。</p> <p>&lt;法的処理実施状況&gt; (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> <th>(参考) 平成27年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払督促申立予告</td> <td>17,862</td> <td>16,737</td> <td>6.7%増</td> </tr> <tr> <td>支払督促申立</td> <td>9,106</td> <td>8,713</td> <td>4.5%増</td> </tr> <tr> <td>仮執行宣言付支払督促申立</td> <td>2,383</td> <td>2,268</td> <td>5.1%増</td> </tr> <tr> <td>強制執行予告</td> <td>3,446</td> <td>3,622</td> <td>4.9%減</td> </tr> <tr> <td>強制執行申立</td> <td>590</td> <td>778</td> <td>24.2%減</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成28年度	(参考) 平成27年度	前年度比	支払督促申立予告	17,862	16,737	6.7%増	支払督促申立	9,106	8,713	4.5%増	仮執行宣言付支払督促申立	2,383	2,268	5.1%増	強制執行予告	3,446	3,622	4.9%減	強制執行申立	590	778	24.2%減	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt; 法的処理実施計画において法的処理の対象や処理計画件数等を定め、計画的に法的処理を実施したことは評価できる。</p>
区分	平成28年度	(参考) 平成27年度	前年度比																										
支払督促申立予告	17,862	16,737	6.7%増																										
支払督促申立	9,106	8,713	4.5%増																										
仮執行宣言付支払督促申立	2,383	2,268	5.1%増																										
強制執行予告	3,446	3,622	4.9%減																										
強制執行申立	590	778	24.2%減																										



				<table border="1"> <tr> <td>強制執行</td> <td>387</td> <td>498</td> <td>22.3%減</td> </tr> <tr> <td>和解</td> <td>4,816</td> <td>4,634</td> <td>3.9%増</td> </tr> </table> <p>(注)件数は、債権数である。</p> <p>&lt;平成28年度支払督促申立予告処理の実施結果&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応答があったもの(入金・猶予等)</td> <td>7,478</td> <td>41.9%</td> </tr> <tr> <td>対応中(支払督促申立準備中等)</td> <td>5,477</td> <td>30.7%</td> </tr> <tr> <td>支払督促申立実施</td> <td>4,907</td> <td>27.5%</td> </tr> <tr> <td>実施総数</td> <td>17,862</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)支払督促申立予告については、平成28年度(平成28年4月～29年3月)毎月発送した。</p> <p>(注2)計数は、それぞれ四捨五入しているため合計において一致しない場合がある。</p>	強制執行	387	498	22.3%減	和解	4,816	4,634	3.9%増	区分	件数	割合	応答があったもの(入金・猶予等)	7,478	41.9%	対応中(支払督促申立準備中等)	5,477	30.7%	支払督促申立実施	4,907	27.5%	実施総数	17,862	100.0%	
強制執行	387	498	22.3%減																									
和解	4,816	4,634	3.9%増																									
区分	件数	割合																										
応答があったもの(入金・猶予等)	7,478	41.9%																										
対応中(支払督促申立準備中等)	5,477	30.7%																										
支払督促申立実施	4,907	27.5%																										
実施総数	17,862	100.0%																										
エ. 延滞者の実態調査を実施し、その結果を回収促進施策へ反映させる。	エ. 延滞者の実態調査を実施し、その結果を回収促進施策へ反映させる。	<17> 延滞者の実態調査の実施状況	<p>○延滞者の実態調査(奨学金の返還者に関する属性調査)の実施</p> <p>(1)平成27年度実施調査の結果公表 平成27年度に実施した調査については、集計・分析結果をホームページに公表した。(平成29年3月公表)</p> <p>(2)平成28年度調査の実施 延滞者の実態を把握するため、平成27年度に引き続き、延滞者及び無延滞者から対象を抽出して「奨学金の返還者に関する属性調査」を実施した(平成29年1月)。回答方法について、平成27年度に引き続き、WEBと郵送を併用し、WEBでの回答受付期間を延長した上で、期日までに回答のない者への督促を行った。</p> <p>&lt;回答率(延滞者分)&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> <th>(参考)平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>19,623件</td> <td>19,658件</td> </tr> <tr> <td>回答者</td> <td>2,838件</td> <td>2,941件</td> </tr> <tr> <td>回答率</td> <td>14.5%</td> <td>15.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○回収促進策への反映 ・平成27年度に引き続き、各学校に対して在学猶予中の者のデータ提供をし、在学猶予期間終了後に返還を始める者への返還指導の強化を依頼した(平成28</p>	区分	平成28年度	(参考)平成27年度	対象者	19,623件	19,658件	回答者	2,838件	2,941件	回答率	14.5%	15.0%	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度に実施した調査の集計・分析結果を公表したことは評価できる。</li> <li>・延滞者の実態把握のため、回答の督促も含めて着実に実施したことは評価できる。</li> </ul>												
区分	平成28年度	(参考)平成27年度																										
対象者	19,623件	19,658件																										
回答者	2,838件	2,941件																										
回答率	14.5%	15.0%																										



				<p>年 8 月)。また、各学校に対して、在学猶予手続きの周知徹底及び在学猶予期間が終了する奨学生に対する返還指導の徹底を依頼した。(平成 28 年 9 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校における返還指導に資するため、奨学業務連絡協議会において、返還説明会の確実な実施、返還方法等の説明、延滞した場合の督促に関する周知等を行った。(平成 29 年 2 月)</li> </ul>	
	<p>才. 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の徹底を図る。</p>	<p>才. 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の徹底を図る。</p>	<p>&lt;18&gt; 住所調査の実施状況</p>	<p>○住所調査の実施</p> <p>(1)役場照会等による住所調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度も引き続き、役場への住所照会業務等の外部委託を活用して住所調査を実施し(474,783件)、定期会合の場で進捗管理を適切に行った。</li> <li>・役場照会時に添付する返還誓約書の画像化(PDF 化)の推進により、返還誓約書の索出に要する時間を縮減し、役場照会結果等の確認・登載事務及び個別の照会に係る処理の更なる迅速化を図った。</li> </ul> <p>(2)学校への協力依頼</p> <p>年度初頭に、各学校へ卒業生の住所情報の提供が可能であるか照会し、可能と回答のあった学校から、年3回、住所調査が必要な卒業生の住所情報の提供を受けた。更に、その情報に基づいて対象の卒業生へ転居届を郵送し、判明した新住所を登録した。</p> <p>(3)その他の調査</p> <p>役場照会による住所調査の実施結果が「該当者無し」であった者等について、以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構に登録されている携帯電話へ SMS(ショートメッセージサービス)を一斉送信し、機構への住所確認の連絡を求めた。これを年5回、20,539件に送信したところ、3,447件の住所が判明した。</li> <li>・平成27年度に引き続き、電話番号クリーニング(全国の固定・携帯電話履歴データを保持する業者に電話番号を照会)した(15,169件)。その結果が、「移転先電話番号判明」及び「電話番号変更履歴なし」であった者のうち、住所状態が返戻になっている者4,000件について架電したところ、1,581件の住所が判明した。</li> <li>・住所不明者数の減少を図るための新たな対応として、直近の住所情報を対象とした従来の外部委託による照会に加え、住所の変更履歴が複数ある者については、個別の変更履歴を丹念に辿り、過去に判明した住所地の役場に対する照会を6,081件行い、4,190件判明した(平成28年度末時点)。</li> </ul> <p>(4)実施結果</p> <p>(1)~(3)の調査等の結果、平成28年度末の住所不明数は前年度比2割以上の減少をみた。</p>	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt; 住所不明者に関して、工夫を凝らした追跡調査や引き続き、SMS、業者の活用による住所調査とともに、役場回答の処理の迅速化を図り、住所不明数を前年度比で 2 割以上減少させたことは評価できる。</p>

				<p>&lt;住所不明数&gt;</p> <table border="1" data-bbox="855 178 1599 288"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度末</th> <th>(参考) 平成27年度末</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住所不明数</td> <td>26,371人</td> <td>34,389人</td> <td>8,018人減</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)「住所不明」とは、機構からの発送物が返戻となった後、新しい(正しい)住所が判明・登録されるまでの状態である。</p>	区分	平成28年度末	(参考) 平成27年度末	前年度比	住所不明数	26,371人	34,389人	8,018人減	
区分	平成28年度末	(参考) 平成27年度末	前年度比										
住所不明数	26,371人	34,389人	8,018人減										
<p>カ. 延滞者の多重債務を防止するため、個人信用情報機関を活用する。</p>	<p>カ. 対象となる延滞者の延滞情報について、個人信用情報機関への登録を行う。</p>	<p>&lt;19&gt; 個人信用情報機関の活用状況</p>	<p>○個人信用情報機関の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人信用情報の登録に同意している初期延滞者に対しては、複数回の文書送付(延べ890千通)及び架電により、このまま延滞状態が継続した場合には登録されることを注意喚起することによって延滞長期化の抑制を図った。</li> <li>・併せて返還期限猶予制度の周知を行い、該当する場合は願出を提出するよう促した。</li> <li>・文書送付や架電による注意喚起を行っても返還期限猶予の願出等がないまま延滞3ヶ月以上となった者については、個人信用情報機関へ登録した。</li> </ul> <p>&lt;個人信用情報機関への登録状況&gt;</p> <table border="1" data-bbox="851 711 1400 778"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>(参考)平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21,242件</td> <td>20,350件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)登録件数は債権数であり人員ではない。</p> <p>○個人信用情報機関への誤登録事案に係る再発防止について</p> <p>平成27年度に発覚した、システムの不具合による個人信用情報機関への入金情報の誤登録事案については、平成27年12月に策定した再発防止策に基づき、以下のとおり再発防止に取り組んだ。</p> <p>(1)全件精査</p> <p>個人信用情報機関に登録された個人信用情報データと機構で保持している個人信用情報データの全件精査を行い、登録情報の正確性を確保した。</p> <p>(2)登録データの事前チェックの強化</p> <p>個人信用情報機関にデータを登録する前に情報部門において、登録するデータが奨学金業務システムの情報の内容と一致しているか、また、入金区分等に関する判定処理が正しいかを機械的にチェックし、さらに、奨学金返還業務部門においても、再度、登録するデータと奨学金業務システムの情報を照合して、正確性を確保した。</p>	平成28年度	(参考)平成27年度	21,242件	20,350件	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に登録の注意喚起や返還期限猶予制度の周知を行った上で、対象となる延滞者を個人信用情報機関に登録したことは、延滞の抑止や多重債務化の防止という観点から評価できる。</li> <li>・平成27年度に発生した個人信用情報機関への誤登録に係る対応については、再発防止策に基づき、システム、データの両面から品質の確保や誤登録の防止に努めていることから評価できる。</li> </ul>					
平成28年度	(参考)平成27年度												
21,242件	20,350件												

				<p>(3)システム開発における品質管理の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム開発段階からの品質管理を行う品質管理室を設置し、品質管理のプロセス強化を図った。</li> <li>・制度変更等によるシステム改修に当たり、個人信用情報データ作成プログラムへの影響を調査しプログラムの改修が必要になった場合には各工程における検証を行い、品質を担保した。</li> </ul>	
--	--	--	--	---	--

③ 機関保証制度の運用

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価																														
中期目標	中期計画	27年度計画	評価指標	業務実績		自己評価																								
<p>機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。機関保証制度について、学生等に対して適切に周知を図るとともに同制度の収支の健全性を確保するため、保証機関の将来の事業コスト等を踏まえた事業計画を踏まえ、毎年度検証するとともに、保証料率について、その水</p>	<p>機関保証制度選択者の返還意識の向上を促すため、大学等と連携し、学生等に対して適切に情報提供、周知を行い、適切な制度の運用を図る。</p> <p>機関保証制度の運用においては、同制度に係る契約を遵守し、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。また、機</p>	<p>機関保証制度について、大学等と連携し、配付書類等を活用して学生等に対して適切に情報提供することにより周知を図り、機関保証選択者への返還意識の徹底を図る。</p> <p>機関保証制度の運用においては、同制度に係る契約を遵守し、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。また、文</p>	<p>&lt;20&gt; 機関保証制度の運用状況</p>	<p>○機関保証制度(※)の周知及び返還意識の徹底 保証機関(公益財団法人日本国際教育支援協会、以下「協会」という)及び大学等と連携し、以下の取組を行うことで機関保証制度の周知及び返還意識の徹底を図った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①平成 28 年度保証料及び代位弁済後の手続等の情報を機構及び協会のホームページに掲載した。</li> <li>②機関保証制度を案内する内容のリーフレット及びチラシを奨学金希望者、学校における奨学金事務担当者及び都道府県市区町村の教育委員会等に配付した。</li> <li>③新たな取組として、「日本学生支援機構奨学金適格認定・返還指導等研修会」において機関保証制度を案内する内容のチラシを配付した。</li> <li>④平成 29 年 4 月より実施される所得連動返還方式の導入及び保証料率の引き下げを踏まえ、機関保証制度を案内する内容のリーフレット及びチラシを改訂した。</li> </ol> <p>(※)機関保証制度とは、日本学生支援機構の奨学金貸与を受けるにあたって、一定の保証料を支払うことで保証機関が連帯保証するものである。</p> <p>&lt;機関保証制度の選択状況&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> <th>(参考)平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">選択者数</td> <td>第一種</td> <td>62,673件</td> <td>67,634件</td> </tr> <tr> <td>第二種</td> <td>123,176件</td> <td>131,602件</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>185,849件</td> <td>199,236件</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">選択率</td> <td>第一種</td> <td>38.25%</td> <td>40.15%</td> </tr> <tr> <td>第二種</td> <td>43.08%</td> <td>45.38%</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>41.32%</td> <td>43.46%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)奨学生採用時の選択状況であり、保証の変更者は含まない。</p>			区分	平成28年度	(参考)平成27年度	選択者数	第一種	62,673件	67,634件	第二種	123,176件	131,602件	全体	185,849件	199,236件	選択率	第一種	38.25%	40.15%	第二種	43.08%	45.38%	全体	41.32%	43.46%	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学等及び保証機関と連携して機関保証制度を周知するとともに、機関保証選択者への返還意識の徹底を図ったことは評価できる。</li> <li>・延滞者に対する督促を適切に実施したうえで、代位弁済となる対象債権を確実に請求したことは評価できる。</li> <li>・文部科学省や外部有識者等を含む委員会の審議を通じて、所得連動返還方式導入及び保証料率引き下げの影響を踏まえて機関保証制度の妥当性を検証するとともに、保証料率の水準について他の保証機関と比較し、保証料率の合理性について確認したことは評価できる。</li> </ul>
	区分	平成28年度	(参考)平成27年度																											
選択者数	第一種	62,673件	67,634件																											
	第二種	123,176件	131,602件																											
	全体	185,849件	199,236件																											
選択率	第一種	38.25%	40.15%																											
	第二種	43.08%	45.38%																											
	全体	41.32%	43.46%																											

<p>準を他の保証機関と比較した上で合理性を明らかにする。</p>	<p>が円滑に機能するよう、同制度の収支の健全性を確保するため、文部科学省や外部有識者等を含む委員会において、保証機関の将来の事業コスト等を踏まえ、機関保証制度の妥当性を毎年検証する。なお、その際には、保証料率について、その水準を他の保証機関と比較した上で、その合理性を明らかにするものとする。</p>	<p>外部有識者等を含む委員会において、保証機関の将来の事業コスト等を踏まえ、機関保証制度の妥当性を検証する。なお、その際には、保証料率について、その水準を他の保証機関と比較した上で、その合理性を明らかにする。</p>		<p>&lt;機関保証制度を選択した新規返還者の回収率&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> <th>(参考)平成27年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要回収額</td> <td>11,615百万円</td> <td>11,693百万円</td> <td>79百万円減</td> </tr> <tr> <td>回収金</td> <td>11,199百万円</td> <td>11,282百万円</td> <td>84百万円減</td> </tr> <tr> <td>回収率</td> <td>96.4%</td> <td>96.5%</td> <td>0.1ポイント減</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)百万円未満四捨五入の関係により、各項目の金額と前年度比増減の計算結果が一致しないことがある。</p> <p>&lt;機関保証制度選択者における要返還債権数に対する無延滞債権数の占める割合&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> <th>(参考)平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合</td> <td>89.5%</td> <td>88.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○代位弁済請求の実施 代位弁済請求に至る前の段階においては、債権回収会社への回収委託、催告書(期限の利益剥奪予告)の送付、訪問督促・居住確認及び期限の利益剥奪通知書の送付を通じて、きめ細やかな督促及び指導を実施した。かかる督促及び指導にも関わらず延滞状況が改善しなかったものについては、確実に代位弁済請求を実施した。</p> <p>&lt;代位弁済履行状況&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> <th>(参考)平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>7,910件</td> <td>7,168件</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>171.7億円</td> <td>153.0億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)金額は、元金、利息、延滞金の合計である。</p> <p>○機関保証制度の「妥当性」の検証 「「勤告の方向性」の指摘事項を反映した見直し案」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)の指摘を受け、機関保証の妥当性を毎年度検証するため平成20年9月に設置した外部有識者を含む「機関保証制度検証委員会」において、外部シンクタンクによる分析の結果等について審議を行い、以下のとおり報告書を取りまとめた。</p> <p>(1)長期財政収支シミュレーション結果の審議 平成29年度より実施される所得連動返還方式の導入及び保証料率引き下げの影響等を考慮した長期財政収支シミュレーションにより、向こう25年間(平</p>	区分	平成28年度	(参考)平成27年度	前年度比	要回収額	11,615百万円	11,693百万円	79百万円減	回収金	11,199百万円	11,282百万円	84百万円減	回収率	96.4%	96.5%	0.1ポイント減	区分	平成28年度	(参考)平成27年度	割合	89.5%	88.8%	区分	平成28年度	(参考)平成27年度	件数	7,910件	7,168件	金額	171.7億円	153.0億円
区分	平成28年度	(参考)平成27年度	前年度比																																
要回収額	11,615百万円	11,693百万円	79百万円減																																
回収金	11,199百万円	11,282百万円	84百万円減																																
回収率	96.4%	96.5%	0.1ポイント減																																
区分	平成28年度	(参考)平成27年度																																	
割合	89.5%	88.8%																																	
区分	平成28年度	(参考)平成27年度																																	
件数	7,910件	7,168件																																	
金額	171.7億円	153.0億円																																	

成 53 年度まで)、財政面の支障は特段生じないことを確認した。  
今後の方向性については、所得連動返還方式に係る選択率や返還状況等の実績を見ながら、保証料率の引き下げ余地も含めて中長期的な観点から検証を行うことが必要である旨が示された。

(2)保証料率水準の検証

保証料率の合理性を明らかにするため、他の金融機関の教育ローンとの比較調査分析を昨年度に引き続き行った。調査の結果、機構の奨学金の保証料率は、調査対象とした他の金融機関の教育ローンの保証料率と比較しても、低廉であると言えることを確認した。

<参考 1>平成 28 年度機関保証制度検証委員会報告書(概要)

(1)機構における機関保証債権の回収状況及び協会における代位弁済後回収状況について

- ・平成 27 年度の機構における機関保証債権の回収状況については、これまでの回収促進策の効果により、平成 26 年度に比べて 0.18 ポイント改善し 96.90%となった。
- ・平成 21 年度から平成 27 年度までに代位弁済された債権について、協会における経過年数別の累積回収率は、全体的に改善していることが確認された。

(2)所得連動返還方式の導入及び保証料率の引き下げについて

- ・文部科学省に設置された「所得連動返還型奨学金制度有識者会議」の提言を踏まえ、協会の事業計画及び当該計画等を踏まえた長期財政収支シミュレーションについて、所得連動返還方式の導入及び保証料率引き下げの影響を考慮することとした。
- ・所得連動返還方式導入の影響としては、以下の 4 点を考慮することとした。
  - ①事業規模への影響
  - ②返還期間の長期化
  - ③適状代位弁済率の低下
  - ④代位弁済後回収率の低下
- ・保証料率の引き下げについては、機構及び協会における協議状況を踏まえ、平成 29 年度以降の新規採用に係る第一種奨学金の保証料率を年 0.589%(現行の 0.693%より 15%引き下げ)とする前提で長期財政収支シミュレーションを行うこととした。

(3)協会の事業計画及び当該計画等を踏まえた長期財政収支シミュレーションについて

- ・所得連動返還方式導入の影響①～④の影響を踏まえた協会の事業計画及び当該計画等を踏まえた長期財政収支シミュレーションの結果、代位弁済額(支出)の減少幅が代位弁済後回収額(収入)の減少幅を上回り、機関保証選択率の増加による事業規模拡大の影響と相まって保証金残高が増加していく見通しであると推計された。
- ・また、第一種奨学金に係る保証料率の15%引き下げを考慮した場合、年間15億円程度の収入減が見込まれるものの、長期的な傾向としては単年度収支及び保証金残高ともに増加を続ける見通しであると推計された。
- ・さらに、急激な景気悪化等による適状代位弁済率の悪化というストレスを想定した場合においても、単年度収支は正の値で推移し保証金残高は漸増の見通しであると推計された。
- ・上記の結果に鑑み、平成28年度の時点では、向こう25年間における財政面の支障は特段生じないことを確認した。
- ・このため、保証料率については、今後の所得連動返還方式に係る選択率や返還状況等の実績を注視する必要があるものの、更なる引き下げの可否を検討しうると考察された。

(4)他の保証機関との保証料率の比較について

- ・保証料率の合理性を明らかにするため、単純な比較はできないことを前提に、他の金融機関の教育ローンとの比較調査分析を平成27年度に続行した。
- ・その結果、協会の保証料率は、他の保証機関の保証料率に比べ低廉であることが確認された。

(5)今後の方向性について

- ・所得連動返還方式の選択率等の実績の推移や返還状況の実績を踏まえて、保証料率の引き下げ余地も含めて、今後も中長期的な機関保証制度の安定性確保の観点から検証を行うことが必要である。
- ・所得連動返還方式選択者は必ず機関保証制度に加入する取扱いとなったことに鑑み、今後は、機関保証制度の重要性が益々高まるとともに機関保証の債権数や債権残高の増加が想定される。
- ・かかる状況を踏まえ、外部委託をより一層活用する等、より少ない負担で効率よく機関保証制度を運営する方法を模索するとともに、機構と協会が協力して円滑な事業モデルの構築を引き続き目指すことが重要である。

			<p>&lt;参考2&gt;平成28年度機関保証制度検証委員会審議経過</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回 平成28年11月28日</li> <li>・第2回 平成29年1月27日</li> <li>・第3回 平成29年2月28日</li> <li>・第4回 平成29年3月22日</li> </ul> <p>○代位弁済請求基準の見直しについて</p> <p>―「財政融資資金本省資金融通先等実地監査について」(平成27年2月12日財務省理財局長通知)における指摘事項への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮に係る代位弁済請求基準の見直しに関する協議を毎月実施した。代位弁済基準見直しの具体案を保証機関に提示し、保証機関において審議され、その後も協議を継続した。</li> </ul>	
--	--	--	---	--

④ 減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価												
中期目標	中期計画	28年度計画	評価指標	業務実績		自己評価						
奨学金の減額返還、返還期限猶予及び返還免除に関しては、制度の適正な運用を図る。	返還が困難な者に対しては、基準に従い、減額返還制度や返還期限猶予制度の適切な運用を図る。  また、返還免除にしても制度の適切な運用を図る。	返還が困難な者に対しては、引き続き返還者の状況を考慮し減額返還制度及び返還期限猶予制度を適切に運用する。  また、優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度に関しては、業績優秀者奨学金	<21> 減額返還・返還期限猶予及び返還免除制度の運用状況	<p>○減額返還制度(※)の運用</p> <p>(※)減額返還制度とは、災害、傷病、その他経済的理由により、奨学金の返還が困難な者を対象とし、一定期間1回当たりの当初割賦金額を2分の1に減額し、減額返還適用期間に応じた分の返還期間を延長する制度である。なお、平成28年度は2分の1の減額に加えて3分の1に減額できるよう、制度拡充の準備を進めた。</p> <p>(1)減額返還の承認 減額返還制度を適切に運用し、基準に合致したものについて減額返還を承認した。</p> <p>&lt;減額返還の承認件数&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> <th>(参考)平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>承認件数</td> <td>21,013件</td> <td>18,464件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)減額返還制度の周知 ①ホームページにおける周知 返還が困難になった場合の救済制度として、引き続きより一層の周知を図るため、減額返還制度及び返還期限猶予制度の内容や両制度の違いについての解説が入ったガイダンスDVDを機構ホームページに掲載した。</p>		区分	平成28年度	(参考)平成27年度	承認件数	21,013件	18,464件	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減額返還制度及び返還期限猶予制度については、より一層の周知を図るとともに、迅速に事務処理を行い、返還が困難な者を対象として制度を適切に運用したことは評価できる。</li> <li>・優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度については、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、適切に運用するとともに、博士後期課程への進学者の返還免除内定制度の対象を広げ、同制度の充実を図ったことは評価できる。</li> </ul>
区分	平成28年度	(参考)平成27年度										
承認件数	21,013件	18,464件										



返還免除認定委員会の審議を経て、適切に運用する。

- ②卒業後初年度に返還期限猶予の適用を受ける者への周知
- ・平成28年度が卒業後初年度で、未就職や低収入を事由とした返還期限猶予の適用を受ける返還者に対し、制度の特長を説明したチラシを「返還期限猶予承認通知」に同封して送付した。
  - ・平成27年度が卒業後初年度で、未就職や低収入を事由として返還期限猶予制度の適用を受け、平成28年度も引き続き返還期限猶予制度の適用を受ける返還者に対しても、減額返還制度の利用を促すチラシを「返還期限猶予承認通知」に同封して送付した。
- ③新たに返還を開始する者への周知
- 減額返還制度及び返還期限猶予制度の内容や、両制度の違いを解りやすく説明するリーフレットを、新たに返還を開始する者に対し「返還開始のお知らせ」に同封して送付した。
- ④減額返還又は返還期限猶予の適用期間終了時の周知
- 減額返還または返還期限猶予の適用後の延滞を抑制するため、各制度の適用を受けている返還者に対し、適用期間終了前に送付する通知（「減額返還期間終了のお知らせ」または「奨学金返還期限猶予期間の終了と返還開始のお知らせ」）に、減額返還及び返還期限猶予制度の案内チラシを同封して送付した。
- また、この発送のタイミングに併せて、「JASSO モバイルサイトメールマガジン」及び「JASSO メールマガジン」に、減額返還制度の紹介記事を掲載した。

○返還期限猶予制度の運用

(1)返還期限猶予の承認

返還者からの相談に対して適切な指導を行うとともに、審査基準等に基づく適切な審査を行い、基準に合致したものについて返還期限の猶予を承認した。

<返還期限猶予の承認件数>

(単位:件)

区分	平成28年度	(参考)平成27年度
在学猶予	141,778	150,279
一般猶予	154,249	148,090
病氣中	9,229	9,152
災害	678	329
入学準備	422	399
生活保護	4,218	3,850
生活困窮	133,379	130,018
育児休暇等	4,032	3,319
所得連動	2,291	1,023
合計	296,027	298,369



(2)返還期限猶予制度の周知

返還が困難になった場合の救済制度として、引き続きより一層の周知を図るため、減額返還制度及び返還期限猶予制度の内容や両制度の違いについての解説が入ったガイダンス DVD を機構ホームページに掲載した。  
また、新たに返還を開始する者に対して、両制度の内容や両制度の違いを解りやすく説明をしたリーフレットを、「返還開始のお知らせ」に同封して送付した。

(3)返還期限猶予の申請・承認の迅速化

返還期限猶予の申請事由として最も多い「生活困窮」について、引き続きホームページにおいて、添付すべき証明書類等に関する留意点を集約して説明し、申請者の理解を促すなど、不備返送件数の抑制を図るとともに、受付件数の増加にも適切に対応し、審査等業務の円滑かつ迅速な処理に努めた。

<返還期限猶予願の受付・不備返送状況>

区分	平成28年度	(参考) 平成27年度	前年度比
受付件数	140,262件	131,906件	8,356件増
不備返送件数	24,718件	22,152件	2,566件増
不備返送率	17.6%	16.8%	0.8ポイント増

(注)毎月の猶予願出者数を集計したもの。上記(1)の返還期限猶予の承認件数と対応しない。

○特に優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度の適切な運用

業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の認定に基づき、以下のとおり適切に運用した。

(1)返還免除制度に係る認定委員会の開催等

- ・平成 28 年 5 月 27 日:第 1 回業績優秀者奨学金返還免除認定委員会開催
- ・平成 28 年 6 月 10 日:平成 27 年度特に優れた業績による返還免除の認定結果を各大学へ通知
- ・平成 28 年 11 月 21 日:第 2 回業績優秀者奨学金返還免除認定委員会開催
- ・平成 28 年 12 月 2 日:平成 28 年度特に優れた業績による返還免除候補者の推薦依頼を各大学へ通知

## (2)候補者推薦に係る大学への働きかけ

- ・貸与終了者が1名の大学においても推薦の機会を与えるため推薦枠を提示するとともに、奨学生でない学生も含めた中で奨学生の業績を評価するよう、平成27年度同様に各大学へ指導した(平成28年度推薦依頼通知文への記載及び平成28年度奨学業務連絡協議会における口頭説明)。
- ・大学が推薦人数の基準となる貸与終了予定者の情報を得られやすくするために、情報の提供を平成27年度同様に5回行った。

<平成27年度貸与終了者に係る特に優れた業績による大学院第一種奨学生返還免除の認定状況>

課程	貸与終了者数(人)	推薦者数(人)	免除者数(人)		
			全額免除	半額免除	
修士	23,949	7,167	7,167	2,389	4,778
専門職	1,499	442	442	147	295
博士	3,358	1,038	1,032	344	688
計	28,806	8,647	8,641	2,880	5,761

## ○特に優れた業績により返還免除を受けた者の進路等調査

特に優れた業績により返還免除を受けた者の社会での活躍状況及び本制度の効果を検証することを目的として、平成22年度に返還免除を受けた者のうち、半数の者を対象に現況等の追跡調査を以下のとおり実施した。(調査結果は、平成29年5月開催の業績優秀者奨学金返還免除認定委員会にて報告)

- ・調査実施時期:平成29年1月～2月
- ・調査対象者数:4,404人
- ・回答数:2,174人(回答率49.4%)

## ○博士課程進学時に特に優れた業績による返還免除者を内定できる制度の新設・周知等

平成28年度、大学院博士課程において第一種奨学金の貸与を受ける者を対象として、奨学生推薦時(予約採用においては採用候補者推薦時)に返還免除候補者を推薦するよう、対象となる大学に対して以下のとおり依頼した。

また、各大学の運用実態等を踏まえ、平成28年度から、前年度の大学院博士課程1年次に第一種奨学生として採用された者が2名以上(平成27年度は10名

				<p>以上)の大学を対象とすることとし、運用の改善を図った。</p> <p>[平成 28 年度返還免除内定に係る実施事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 28 年 4 月 5 日:平成 28 年度大学院奨学生在学定期採用時における返還免除候補者の推薦を大学へ依頼した。</li> <li>・平成 28 年 8 月 5 日:平成 28 年度追加採用時における返還免除候補の推薦を対象となる大学へ依頼した。</li> <li>・平成 28 年 10 月 19 日:平成 28 年度大学秋季入学者における採用時返還免除候補者の推薦を対象となる大学へ依頼した。</li> <li>・平成 29 年 2 月 15 日:平成 28 年度返還免除内定者の認定結果を大学へ通知(2 大学 3 名)</li> </ul> <p>[平成 29 年度返還免除内定に係る実施事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 28 年 8 月 30 日:平成 29 年大学院博士課程進学時における予約時返還免除候補者の推薦を対象となる大学へ依頼した。</li> </ul> <p>○海外留学支援制度(長期派遣／大学院学位取得型)の給付を受けかつ第一種奨学金の貸与を受ける者を対象とする特に優れた業績による返還免除制度の周知・実施等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 28 年 4 月 26 日:第一種奨学金の貸与を受けている奨学生のうち、平成 27 年度新規採用者(8 名)及び平成 28 年度貸与終了予定者(6 名)となる奨学生 14 名に対し、返還免除の申請依頼に関する通知を行った。</li> <li>・平成 28 年 6 月 10 日:27 年度貸与終了者における認定結果を通知(半額免除 1 名)</li> <li>・平成 28 年 11 月～平成 29 年 3 月:平成 28 年度新規採用者 11 名に対し、順次、採用決定通知等とともに、返還免除の申請依頼に関する通知を行った。</li> </ul>	
--	--	--	--	--	--

## ⑤ 所得連動返還型奨学金制度の導入

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	28年度計画	評価指標	業務実績		自己評価
所得の捕捉が可能となることを前提に、奨学金の返還額が所得に連動する柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた準備を行うとともに、適切な実施を期する。	所得の捕捉が可能となることを前提に奨学金の返還額が所得に連動する柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた準備を行う。	文部科学省に置かれた所得連動返還型奨学金制度有識者会議における検討結果を踏まえて、所得の捕捉が可能となることを前提に奨学金の返還月額が所得に連動する新たな「所得連動返還型奨学金制度」を導入するための準備を進めるとともに、平成29年度に進学する予約採用候補者や学校等に対する新制度の周知等を行う。	<22> 所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた準備状況	<p>○所得連動返還方式の導入に向けた検討状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省に設置された「所得連動返還型奨学金制度有識者会議」(機構はオブザーバーとして出席)において、平成28年9月にとりまとめられた「審議まとめ」に基づき、外部シンクタンクへの委託を通じて制度導入による回収金等への影響に関するシミュレーション及び業務影響分析を実施した。</li> <li>・上記分析結果等を踏まえ、文部科学省と共同で制度詳細を検討し、また、理事長代理を委員長とする「マイナンバー・所得連動返還対応に関するIT化小委員会」において導入に向けた実務的な課題の検討を通じて、平成29年4月より第一種奨学金に当該制度を導入するための準備を進めた。</li> </ul> <p>○マイナンバーの利用開始に向けた検討及び準備の状況</p> <p>所得連動返還方式導入の前提となるマイナンバーの利用開始について、以下のとおり検討及び準備を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーの利用開始に向けて、現行業務における課題分析等を外部シンクタンクに委託し、分析結果に基づいて検討を行った。</li> <li>・理事長を委員長とする「IT戦略委員会」及び「マイナンバー・所得連動返還対応に関するIT化小委員会」において導入に向けた技術的・実務的な検討を行い、平成29年4月より第一種奨学金のうち所得連動返還方式を選択した者からマイナンバー収集を開始することを決定した。</li> </ul> <p>○所得連動返還方式及びマイナンバーの利用開始に係る周知</p> <p>希望する者に確実に情報が届くよう、回数、媒体等を工夫し以下のとおり実施した。</p> <p>(1)チラシの配付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校3年生に向けて高校等に所得連動返還方式の概要について、チラシを配付(平成28年4月)</li> <li>・予約採用候補者に向けて所得連動返還方式(を選択する者はマイナンバーの提出が必要であることも含め)について、チラシを配付(平成28年10月)</li> </ul> <p>(2)ホームページでの周知</p> <p>国民に向けたマイナンバーの利用等に係るFAQの掲載とともに、学校の奨学金事務担当者に向け、新制度に関する留意事項等について、ホームページに</p>	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回収金等への影響に関するシミュレーション及び業務影響分析の実施に加え、各種委員会等における検討を重ね、平成29年4月より第一種奨学金において所得連動返還方式を導入するための準備を進めたことは評価できる。</li> <li>・外部シンクタンクによる課題分析等及び各種委員会等における検討を重ね、平成29年4月より所得連動返還方式を選択した者のマイナンバー収集を行うための準備を進めたことは評価できる。</li> <li>・各種媒体を通じ高校生や学校関係者等へきめ細やかな周知及び情報提供を行ったことは評価できる。</li> </ul>	

				<p>てFAQの掲載を行った。</p> <p>(3)学校担当者への周知徹底 所得連動返還方式及びマイナンバーの利用について奨学業務連絡協議会や研修会等にて資料を配付の上、対面で説明を行う等、制度の円滑な導入に向けて、関係者への情報の提供に努めた。</p>	
--	--	--	--	---	--

## I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

## 2 奨学金貸与事業

## (4) 情報提供等の充実

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	I-2-(1)、I-2-(2)、 I-2-(3)に含む。	I-2-(1)、I-2-(2)、 I-2-(3)に含む。	I-2-(1)、I-2-(2)、 I-2-(3)に含む。		
従事人員数(人)	I-2-(1)、I-2-(2)、 I-2-(3)に含む。	I-2-(1)、I-2-(2)、 I-2-(3)に含む。	I-2-(1)、I-2-(2)、 I-2-(3)に含む。		

注) 決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価													
中期目標	中期計画	28 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価								
奨学金の申込、貸与及び返還に関する情報提供を、ホームページ等を活用し積極的かつわかりやすく行う。	奨学金の申込、貸与及び返還に関する情報提供にあたっては、ホームページ等を活用するなど、積極的かつわかりやすく行う。	奨学金制度や手続き等の情報提供にあたっては、ホームページや印刷物等の文章やレイアウト等を奨学生や返還者等にわかりやすいものとする等、適切かつ迅速に伝わるよう充実を図る。	<23> 情報提供等の実施状況	<p>○ホームページにおける奨学金情報等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構ホームページ、奨学金事務担当者ページを随時更新し、学校等への情報提供を行った。</li> <li>・平成 29 年度以降の新制度(給付型奨学金・低所得低所得世帯の生徒に係る第一種奨学金の成績基準の実質的撤廃・所得連動返還方式等)について掲載し、新制度に係る周知を図った。</li> <li>・地方公共団体による奨学金返還支援制度及び平成 28 年度から実施された無利子奨学金「地方創生枠」に関する情報提供を行うとともに、地方創生に係る返還支援制度について、掲載依頼のあった都道府県及び市区町村の制度を随時掲載または更新した。</li> </ul> <p>&lt;奨学金事業ホームページアクセス件数&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> <th>(参考)平成27年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクセス件数</td> <td>51,230,225件</td> <td>37,235,685件</td> <td>37.6%増</td> </tr> </tbody> </table> <p>○電話相談の実施 平成 28 年熊本地震による被災学生を対象とした奨学金の緊急・応急採用及び平成 29 年度から実施される給付型奨学金等について、電話相談窓口を設け、以下のとおり問合せ・相談への対応を行った。</p>	区分	平成28年度	(参考)平成27年度	前年度比	アクセス件数	51,230,225件	37,235,685件	37.6%増	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページの運用やガイドンス DVD の充実等により、奨学生や返還者等への積極的かつわかりやすい情報提供の実施や利用者の利便性の向上という観点から評価できる。</li> <li>・平成 29 年度以降の新制度について、ホームページでの情報提供とともに、電話相談窓口を設置して、利用者等からの問合せや相談に丁寧に対応したことは評価できる。</li> <li>・災害発生時に、緊急採用・応急採用についてホームページ、メールマガジンを通じ関係機関に周知を図り、東日本大震災の被災世帯の学生の採用や、被災により返還が困難な場合の減額返還・返還期限</li> </ul>
区分	平成28年度	(参考)平成27年度	前年度比										
アクセス件数	51,230,225件	37,235,685件	37.6%増										

(1)熊本地震に係る電話相談の実施  
 [相談期間]平成 28 年 4 月 20 日～5 月 16 日  
 [相談件数]734 件

(2)新たな奨学金制度に係る電話相談の実施  
 [相談期間]平成 28 年 12 月 28 日～平成 29 年 7 月 31 日(予定)  
 [相談件数]1,944 件 ※平成 29 年 3 月末時点

○ガイダンス DVD の充実  
 ホームページに掲載されている動画「(在学採用)奨学金を希望する皆さんへ/奨学生となった皆さんへ」を、パソコン、スマートフォン等でも支障なく閲覧できるように改訂した。(平成 29 年 3 月公開)

○奨学金ガイド及び奨学金ガイドブックの作成・配付  
 奨学金希望者への全般的な概要案内としての「奨学金ガイド 2017」、進学を希望する高校生に奨学金制度を分かりやすく説明することを目的とした「奨学金ガイドブック 2017」を作成・配付するとともに、ホームページに掲載した。

○モバイルサイト及びモバイルサイトメールマガジンによる情報提供の充実  
 奨学生及び返還者にモバイルサイトメールマガジンを月 1 回(毎月 5 日)発信し、奨学金事業に関する情報提供を行った。

〈モバイルサイトアクセス件数等〉

区分	平成28年度	(参考) 平成27年度	前年度比
アクセス件数	302,966件	292,495件	3.6%増
メールマガジン 配信件数	34,490件	34,864件	1.1%減

○奨学金貸与・返還シミュレーションの利用促進  
 ・学生・生徒が奨学金の貸与額及び返還に関するシミュレーションを行うことのできる機能である「奨学金貸与・返還シミュレーション」をホームページ上で引き続き運用した。  
 ・奨学金貸与・返還シミュレーションの利用方法を説明する印刷物を作成し、対象

猶予等について、引き続きホームページ内の特設ページで周知したことは、適切かつ迅速な情報提供という観点から評価できる。

者とその保護者及び学校に配付した。

〈奨学金貸与・返還シミュレーション利用状況〉

区分	平成28年度	(参考) 平成27年度	前年度比
アクセス件数	4,408,444件	2,979,738件	47.9%増

○スカラネット・パーソナルの利用促進

- ・セキュリティ向上の観点から、スカラネット・パーソナルのログイン時に「利用規約」の確認を必須事項とし、利用規約の掲載については、全学校宛に通知文を fax 送信するとともに、奨学金事務担当者ページ及び機構ホームページにて周知した。(平成 28 年 9 月)
- ・セキュリティ向上の観点から、「ユーザ ID」と「パスワード」の他に「奨学生番号」も入力させ、本人認証の強化を図り、当該目的について周知をした。(平成 28 年 11 月)
- ・スカラネット・パーソナルの在学猶予願について、願出の際に、学校番号や区分等の入力が必要な旨を、スカラネット・パーソナル上に分かりやすく表示するよう改善を図った。(平成 28 年 12 月)
- ・スカラネット・パーソナルから「返還残高証明書」の申請を可能とした。その際に、ホームページで案内するだけでなく、学校宛にも当該内容について周知した。(平成 29 年 3 月)

〈スカラネット・パーソナル利用状況〉

区分	平成28年度	(参考) 平成27年度	前年度比
登録数	2,380,317件	1,889,225件	26.0%増
アクセス件数	108,131,411件	80,163,080件	34.9%増

○災害救助法適用に係る情報提供

(1)奨学金の緊急採用・応急採用に関する情報提供

災害救助法が適用された以下の災害に際し、奨学金の緊急採用・応急採用について、ホームページ、メールマガジンによる迅速な情報提供、プレスリリース等による関係機関への周知とともに、大学等(約 4,000 校)に推薦依頼の通知を行った。



<災害救助法適用に係る情報>

災害	情報提供を行った日	情報提供先関係機関
平成 28 年熊本県熊本地方の地震	4 月 15 日・18 日	(株)熊本日日新聞社を含め 5 報道機関、熊本県庁を含め 46 団体
平成 28 年台風第 10 号	9 月 1 日	(株)岩手日日新聞社を含め 10 報道機関、北海道庁を含め 34 団体
平成 28 年鳥取県中部地震	10 月 24 日	(株)山陰放送を含め 3 報道機関、鳥取県庁を含め 4 団体
平成 28 年新潟県糸魚川市における大規模火災	12 月 26 日	(株)新潟日報社を含め 6 報道機関、新潟県庁を含め 22 団体

(2)東日本大震災被災者への情報提供

ホームページ内の東日本大震災特設ページにおいて、被災世帯の学生の採用や、被災したことにより返還困難な状況が継続している場合の減額返還・返還期限猶予等の手続き方法について、引き続き周知を図った。

## I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

## 2 奨学金貸与事業

## (5) 学校との連携強化

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	I-2-(1)、I-2-(2)、 I-2-(3)に含む。	I-2-(1)、I-2-(2)、 I-2-(3)に含む。	I-2-(1)、I-2-(2)、 I-2-(3)に含む。		
従事人員数(人)	I-2-(1)、I-2-(2)、 I-2-(3)に含む。	I-2-(1)、I-2-(2)、 I-2-(3)に含む。	I-2-(1)、I-2-(2)、 I-2-(3)に含む。		

注)決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	28 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
学校との連携強化を推進し、奨学生の返還意識の涵養のための指導等を徹底する。	奨学金の返還意識の涵養等のため、奨学生の採用や貸与中の奨学生に対する指導を大学等と連携して進める。 特に、採用時、継続時、返還開始前の奨学金貸与上重要な節目において、奨学金制度や諸手続きに対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、	奨学金の返還意識の涵養等のため、奨学生の採用や貸与中の奨学生に対する指導を大学等と連携して進める。 特に、採用時、継続時、返還開始前の奨学金貸与上重要な節目において、奨学金制度や諸手続きに対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、	<24> 学校との連携の実施状況	<p>○高等学校等(大学等予約採用)における指導の充実のための取組 大学等進学前に奨学金を申込み高校生等に対し、奨学金制度や諸手続きに対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校等の奨学金担当者を対象とした各都道府県主催の説明会等に機構職員の派遣又は資料配付を行った(職員派遣 14 地区 17 回、資料配付 17 地区)。</li> <li>・高等学校等の教職員向けの月刊誌等へ奨学金制度や手続き等に関する記事を連載した(17 回)。</li> <li>・全国高等学校 PTA 連合会の全国大会(1 回)及び地区大会(9 地区)において、奨学金制度や手続きに関する資料を配付した。(平成 28 年 6 月～8 月)</li> </ul> <p>○大学等が実施する奨学生に対する説明会の充実のための取組 採用時等において、奨学金制度や諸手続きに対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求めるとともに、説明会の充実を図るため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学等が行う採用時説明会の充実を図るため、採用時説明会用のマニュアルを改訂し、学校担当者向けホームページに掲載した。</li> <li>・リレー口座未加入率及び振替不能率が平均値より高い学校 27 校に機構職員を派遣し、採用時説明会の視察と併せて学校における奨学生への指導内容や説明会の実施状況を把握するとともに、学校に対し、説明内容の充実や適切な奨学金事務を行うよう要請・指導した。</li> <li>・大学等が行う返還説明会の充実を図るため、返還説明会用のマニュアルを</li> </ul>	<p>&lt;評価&gt; B</p> <p>&lt;評価根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校及び都道府県等とも連携して、高等学校等における指導の充実を図るとともに、奨学金制度や諸手続きに対する理解の増進を図ったことは評価できる。また、大学等の奨学金担当者を対象とした研修会の実施、採用時説明会及び返還説明会のマニュアルの整備等により、奨学生に対する指導の充実を図ったことは評価できる。</li> <li>・学校担当者用ホームページ等を活用して学校担当者に対して奨学金返還の重要性について周知した。</li> <li>「奨学金の返還延滞の防止について(依頼)」によって、各学校に延滞状況等を把握させたことは、返還金回収方策の広</li> </ul>

奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求める。

また、大学等の担当職員を対象として奨学金業務に関する研修会を開催するとともに、大学等に対して返還金回収方策の広報、周知を図る。

なお、大学等に関する延滞率等の公表については、大学等が確実に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供の一環として適切に行う。

奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求める。

また、大学等の担当職員を対象として奨学金業務に関する研修会を開催するとともに、大学等に対して返還金回収方策の広報、周知を図る。

なお、奨学金事業の健全性確保のための取組の成果と情報公開については、大学等が確実に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供の一環として適切に行う。

改訂し、各大学等に配付した。

○大学等の奨学金担当者を対象とした奨学金業務に関する研修会の実施  
奨学生に対する指導を大学等と連携して行えるよう、過去の研修会開催時におけるアンケート結果等を踏まえ、平成 28 年度学校担当者向け研修会に係る年間計画を策定し、以下のとおり研修会を実施した。

(1)日本学生支援機構奨学金学校事務担当者研修会の実施  
(研修内容:適格認定、異動、返還指導に関する業務)  
[平成 27 年度からの変更点]参加規模(回数)を拡大(新規会場:仙台・岡山・沖縄)

開催地	日程	出席校数(校)	出席人数(人)
札幌	9月27日	87	106
仙台	10月18日	113	145
東京	9月30日	269	315
	10月14日	363	436
名古屋	10月20日	186	221
大阪	10月21日	378	460
岡山	10月5日	103	118
福岡	10月4日	218	260
沖縄	10月12日	46	61
計(8地区9回)		1,763	2,122
(参考)平成27年度(6地区7回)		1,711	1,919

報・周知を図るという観点から、評価できる。  
・大学等が、確実に効果的に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供として、各学校の貸与者の状況を周知したことは評価できる。

(2)日本学生支援機構奨学金採用業務等研修会の実施  
 (研修内容:次年度の変更点、採用、返還誓約書に関する業務)  
 [平成27年度からの変更点]参加規模(回数)を拡大(新規会場:沖縄)

開催地	日程	出席校数(校)	出席人数(人)
札幌	3月16日	73	96
仙台	3月2日	106	143
東京	3月13日	315	363
	3月14日	294	351
名古屋	3月22日	173	218
大阪	3月21日	361	447
岡山	3月10日	99	112
福岡	3月9日	193	233
沖縄	3月7日	42	55
計(8地区9回)		1,656	2,018
(参考)平成27年度 (7地区8回)		1,444	1,686

○延滞率等の状況を踏まえた機構職員の派遣  
 返還金の回収促進に向けた取組の一環として、延滞率の悪化状況や奨学業務連絡協議会への出席状況等を基に、特に返還指導が必要と思われる15校を対象に機構職員による学校訪問及び学校関係者との懇談を行い、学校における返還指導の状況確認を行うとともに奨学生への指導の徹底等を要請した。

○奨学業務連絡協議会の実施状況  
 ・平成29年2月に、奨学業務連絡協議会を開催し、大学等の奨学金担当者に対して、「給付型奨学金制度」、「新所得連動返還型奨学金制度」等、平成29年度以降の新制度に関する内容に重点をおいて説明するとともに、平成29年度における事務処理の変更点、貸与時の取扱いに関する改善・見直し、返還金回収促進のための具体的方策を説明し、周知を図った。  
 ・学校担当者の交通の利便性を考慮し、関東・甲信越地区で新たに東京医科歯科大学での開催を行った。

学校 所在地区	平成 28 年度			(参考) 平成 27 年度
	対象校(校)	出席校(校)	出席率(%)	出席率(%)
北海道	203	160	78.8	74.4
東北	260	192	73.8	69.9
関東・甲信越	1,328	951	71.6	68.8
東海・北陸	548	395	72.1	65.0
近畿	611	453	74.1	74.8
中国・四国	379	241	63.6	61.5
九州・沖縄	503	356	70.8	65.9
合計	3,832	2,748	71.7	68.5

<参考:専修学校以外>

学校 所在地区	平成 28 年度			(参考) 平成 27 年度
	対象校(校)	出席校(校)	出席率(%)	出席率(%)
北海道	57	52	91.2	87.9
東北	82	76	92.7	96.3
関東・甲信越	414	377	91.1	88.2
東海・北陸	161	141	87.6	88.4
近畿	216	195	90.3	90.7
中国・四国	116	101	87.1	88.9
九州・沖縄	128	114	89.1	86.7
合計	1,174	1,056	89.9	89.1

○返還金回収方策の広報・周知

- ・学校担当者用ホームページに奨学業務連絡協議会及び研修会等の資料並びに卒業後の手続方法を掲載するとともに、事務連絡用メールを活用することにより、奨学金返還の重要性について学校担当者への周知を図った。
- ・各学校宛に、「奨学金の返還延滞の防止について(依頼)」を送付し、奨学生に

対し返還の意義・重要性等を理解させ、返還に関する手続き方法を周知・徹底させるよう依頼したほか、奨学金の返還に関して適宜通知することにより、返還について一層の協力を要請した。(平成 28 年 8 月)

- ・「奨学金の返還延滞の防止について(依頼)」の内容については、奨学金制度の根幹に関わる重要なものであり、各学校長、学長に延滞状況等を把握してもらうため、内容を確認したかを書面にて理事長宛に回答するよう依頼した。
- ・学生が卒業後に延滞状況に陥ることを防ぐために、平成 28 年 10 月から新たに返還開始する者に対して、学校から通知文を送付する等の働きかけを行うよう依頼を行った。なお、各学校がより実施しやすくなるよう、平成 28 年度は以下の見直しを行った。
  - ①文書送付時期を平成 27 年度は 12 月としていたが、平成 28 年度は各学校の適当と思われる時期とした。
  - ②実施方法として文書送付及びメール送信に加えて、ホームページ・SNS・同窓会誌等への掲載など学校独自の工夫による取組も可能とした。

○大学等に関する延滞率等の公表に係る取組

- ・延滞を防止するには、奨学生の返還意識の涵養、返還が困難になった際の救済措置に対する返還者の理解を深めることが重要であり、在学中から奨学生に指導することが効果的である。そのための情報提供として、各学校の貸与者の状況(貸与実績、特に優れた業績による返還免除額、延滞状況及び振替状況)を「奨学金の貸与等の実績について」(平成 29 年 2 月 27 日付)により周知した。
- ・機構と各学校における奨学金事業の健全性確保のための取組の成果に関する情報公開を適切に行うため、学校毎の延滞率等の情報を平成 27 年度末時点に更新した上で、全学校に対し「奨学金の返還延滞の防止について(依頼)」を発送した。(平成 28 年 8 月 31 日付)
- ・各学校の貸与及び返還に関する情報(貸与者数、返還者数、延滞率等)の機構ホームページでの公開に向けて関係機関と調整を進めた。なお、本件については平成 29 年 4 月 19 日に公表を行った。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

3 留学生支援事業

(1) 日本への留学前の学生に対する支援

① 日本留学に関する情報提供等の充実

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	151,905	144,642	149,462		
従事人員数(人)	6	7	6		

注)決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価																		
中期目標	中期計画	28年度計画	評価指標	業務実績		自己評価												
留学情報の収集・整理を行い、ホームページや海外事務所等を通じて、留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を行う。	日本留学に係る情報については、日本留学希望者向けのポータルサイトの充実を図るとともに、海外における情報発信機能を強化するため、機構の海外事務所と、関係機関や大学等の海外事務所とも連携することにより、日本留学希望者のためのワンストップ	日本留学に係る情報については、日本留学希望者向けの「日本留学ポータルサイト」の充実及びSNSの活用を図るとともに、海外における情報発信機能を強化するため、機構の海外事務所と、関係機関や大学等の海外事務所とも連携することにより、日本	<25> 日本留学に関する情報提供の実施状況	<p>○ホームページ及び SNS による情報提供の充実</p> <p>(1)「日本留学ポータルサイト」の充実 「日本留学ポータルサイト」と外務省が運営する「日本留学総合情報ガイド」との統合に向け、関係者と協議を行い、統合のための方針を固めつつ、統合準備を進めた。</p> <p>&lt;日本留学情報ホームページアクセス件数&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>(参考)平成27年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,505,104件</td> <td>6,773,393件</td> <td>18.7%減</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)アクセス件数が減少しているのは、主に、平成28年1月に実施した機構ホームページの更改に伴い、ホームページの構成が変更になったこと及びアクセス解析用ソフトウェアの更改により、集計方法が変更となったことによる。</p> <p>(2)SNS の利用 Facebookを通じて、頻繁に情報提供を行い、国内外でのイベントに併せてキャンペーンを行うなどファン数の獲得に努めつつ、日本留学に関する情報発信の強化を図った。</p> <p>&lt;留学生事業部Facebook ファン数&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>(参考)平成27年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6,608件</td> <td>3,640件</td> <td>81.5%増</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)Facebook のファン数は、年度末時点の件数を表す。</p>		平成28年度	(参考)平成27年度	前年度比	5,505,104件	6,773,393件	18.7%減	平成28年度	(参考)平成27年度	前年度比	6,608件	3,640件	81.5%増	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「日本留学ポータルサイト」と「日本留学総合情報ガイド」との統合に向け、関係者と協議を行いつつ、準備を進めたことは評価できる。</li> <li>関係機関と協力し、海外事務所において、日本留学情報発信の強化に努めたことは評価できる。</li> <li>平成 28 年度中にベトナムに新たな事務所を開設したことは評価できる。</li> <li>日本留学フェアの実施や留学コーディネーター配置事業との連携により、日本の大学等に海外における情報提供の機会を提供するとともに、日本留学希望者等に対し、正確な情報を提供したことは評価できる。</li> </ul>
平成28年度	(参考)平成27年度	前年度比																
5,505,104件	6,773,393件	18.7%減																
平成28年度	(参考)平成27年度	前年度比																
6,608件	3,640件	81.5%増																

(一元的窓口)サービスの展開に協力する。

留学に関する情報提供の方策として、日本留学希望者を対象とした日本留学フェア等の説明会を開催する。また、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。

留学希望者のためのワンストップ(一元的窓口)サービスの展開に協力する。また、平成28年度中にベトナムに新たな事務所を開設するべく準備を進める。

さらに、日本留学情報提供の方策として、日本留学希望者を対象とした日本留学フェア等の説明会を開催するとともに、文部科学省が配置する留学コーディネーターをはじめ、国内外の関係機関等が実施する日本留学説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。

#### ○海外事務所における情報発信の取組

##### (1)海外事務所における情報発信等

インドネシア、韓国、タイ、マレーシアに設置している海外事務所において、各事務所独自のホームページや Facebook 等により日本留学に関する情報発信を行うとともに電話、E-mail 等による留学相談を行った。さらに各国において行われている現地説明会等に参加し、情報提供及び留学相談を行った。

##### 〈海外事務所ホームページアクセス件数等〉

区分	平成28年度	(参考)平成27年度	前年度比
ホームページアクセス件数	177,551 件	206,480件	14%減
Facebookファン数	35,047 件	26,168件	34%増
事務所相談件数	8,227 件	7,603件	8%増
現地説明会情報提供件数	17,119 件	23,158件	26%減

(注)Facebook のファン数については、年度末時点の件数を表す。

##### (2)ベトナム事務所の開設

ベトナムからの留學生が急増する中、ベトナムにおいて日本留学に関する正しい情報普及を図り、質を担保しつつ健全な形で、今後も留學生の増加が継続するよう、平成 28 年度中にベトナム事務所を開設することとした。ベトナム政府当局からの許認可手続き及び事務所賃貸借等準備を進め、平成 29 年 3 月にベトナム(ハノイ)に新たな事務所を開設した。

#### ○出版物の作成・提供

「Student Guide to Japan(日本留学総合案内)」等の日本留学の情報提供・広報を目的とした出版物を作成し、イベント等で配布するとともに、大学、関係機関等にも提供し、日本留学情報の普及に努めた。

##### 〈出版物の作成状況等〉

出版物名	内容		作成部数
Student Guide to Japan	日本留学総合案内冊子	9か国語	合計 78,500部
Student Guide to Japan【簡易版】	上記の簡易・縮小版	9か国語	合計 55,500部

・留學生交流業務に携わる教職員に対して、専門的知識を修得させ、留學生受入れ体制の整備等の充実のためのプログラムを実施するとともに、ウェブマガジンの発行により留學生交流に関する情報を提供したことは評価できる。



日本留学奨学金パンフレット	日本留学のための奨学金一覧	和文・英文	合計 8,500部
---------------	---------------	-------	--------------

○日本留学フェア等の実施及び他機関主催イベントへの協力  
 海外 10 개국・地域 17 都市において、日本留学フェアを実施するとともに、他機関の実施するイベントに積極的に参加した。また、日本国内においては、日本語教育機関等で進学を目的として学ぶ外国人学生等を対象とした進学説明会を実施した。  
 さらに他機関が実施するイベントにおいて講演等の協力を行った。

(1)日本留学フェア実施状況

国・地域	都市	日程	参加大学等数				来場者数
			大学・短大	日本語教育機関・専門学校	その他	合計	
北米(米国)	デンバー	5/31 ~ 6/3	54	0	5	59	708 人
台湾	高雄	7/16	42	97	2	141	1,365 人
	台北	7/17	61	100	3	164	3,344 人
中国	香港	8/20	9	5	1	15	302 人
タイ	チェンマイ	8/26	35	12	1	48	958 人
	バンコク	8/28	64	16	3	83	3,426 人
韓国	釜山	9/10	40	66	3	109	1,738 人
	ソウル	9/11	59	66	4	129	3,120 人
欧州(英国)	リバプール	9/14 ~ 16	26	0	0	26	486 人
ベトナム	ハノイ	10/15	64	11	5	80	1,509 人
	ホーチミン	10/16	63	12	7	82	1,452 人

中国	北京	10/22・23	16	1	3	20	1,590人
	上海	10/29・30	17	2	3	22	1,058人
インドネシア	スラバヤ	10/29	30	17	3	50	1,208人
	ジャカルタ	10/30	50	22	5	77	3,755人
マレーシア	クアラルンプール	12/17・18	29	7	3	39	2,954人
ネパール	カトマンズ	12/3	7	0	2	9	950人

(注)バングラデシュにおいても開催予定であったが、平成28年7月にダッカ市内でテロ事件の発生により、安全を確保できない状況であるため平成27年度に引き続き中止とした。  
なお、ベンガル語版の日本留学ガイド「Student Guide to Japan」を作成した。

#### (2)日本留学説明会実施状況

国・地域	都市	日程	来場者数
モンゴル	ウランバートル	10月8日	760人

#### (3)外国人学生のための進学説明会実施状況

都市	日程	会場	参加 大学等数	来場者数
東京	7月10日	サンシャインシティ 文化会館展示ホールD	180	2,669人
大阪	7月16日	梅田スカイビル アウラホール・ステラホール	134	1,633人

#### (4)他機関が主催するイベント等への参加

海外では、8 国・地域(韓国、マレーシア、モンゴル、ベトナム、スリランカ、中国、インドネシア、台湾)9 都市において、他機関が主催するイベントに参加・協力し、ブース出展等により日本留学に関する情報提供を行った。

また日本国内でも、国際交流基金等の依頼を受け、3 都市 4 か所において、他機関が主催するイベントに参加・協力し、講演等により日本留学に関する情報提供を行った。

#### ○留学コーディネーター配置事業(※)との連携

留学コーディネーター配置事業に採択された東京大学(インド)、岡山大学(ミャンマ

一)、筑波大学(ブラジル)、北海道大学(アフリカ・サブサハラ)の各大学が実施する説明会へ職員を派遣し、日本留学に関する説明や個別ブースにおける相談を行う等、説明会への協力を行った。

(※)留学コーディネーター配置事業とは、文部科学省が戦略的な留学生受入れを行う大学を選考・採択し、「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」(平成25年12月18日)において設定された重点地域に留学コーディネーターを配置し、日本留学のプラットフォームの構築、現地の情報収集の強化、日本留学の魅力の伝達等を行うもの。

〈留学コーディネーター配置事業における説明会への協力〉

国・地域	都市	日程
インド ※東京大学への協力	デリー	8月1日～3日
ミャンマー ※岡山大学への協力	ヤンゴン	10月8日
ブラジル ※筑波大学への協力	サンパウロ	11月22日
	カンピナス	11月23日
チリ ※筑波大学への協力	サンチャゴ	11月25日
ガーナ共和国 ※北海道大学への協力	アクラ	2月14日・15日

○大学等で留学生交流に携わる関係者を対象とする情報提供

(1)大学等の留学生交流担当者養成プログラムの実施

大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、準備教育施設及び関係団体で留学生交流業務に携わる教職員に対して、我が国への留学生受入れに関する分野の専門的知識を修得させること等により、留学生受入れ体制の整備・充実及び優秀な留学生の獲得を推進することを目的としたプログラムを実施した。

日程	会場	テーマ	参加者数
3月3日	東京国際交流館 プラザ平成	学生が海外留学する際の 大学における危機管理	117人
2月28日	東京国際交流館 プラザ平成	住環境・就職支援等受入 れ環境の充実事業の報告	92人
3月10日	兵庫国際交流会 館会議室		53人

			<p>(2)ウェブマガジンの発行 留学生交流に携わる関係者向けに関連情報を掲載するウェブマガジン「留学交流」を発行した(毎月 10 日発行)。</p>	
--	--	--	---	--

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

3 留学生支援事業

(1) 日本への留学前の学生に対する支援

② 日本留学試験の適切な実施

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	438,717	481,139	540,091		
従事人員数(人)	8	8	8		

注) 決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

主要なアウトプット(アウトカム)情報							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
(1)年間応募者数 (年度計画値)	中期目標期間中に 前中期目標期間に おける応募者数の 合計を上回る	—	38,500 人以上	41,600 人以上	44,300 人以上		
(実績値)	—	35,930 人	38,601 人	44,163 人	52,858 人		
(達成度) ※各年度計画値を 100%とする。	—	—	100.3%	106.2%	119.3%		

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	28 年度計画	評価指標	業務実績		自己評価
日本留学 試験実施の 公平性及び 信頼の確保 に努める。 海外の社会 情勢の変化 や、国内外 の災害や大	得点の等 化・標準化、 海外実施に おける複数 問題準備、 試験監督の 厳正化等 により、試験実 施の公平性	試験監督 の厳正化等 試験実施の 公平性、信 頼確保に努 めるため、 適正な試験 問題作成及 び点検を行	<26> 日 本留学試験の 実施状況	○適正な試験問題作成及び点検体制の強化 (1)改訂版シラバスに基づく出題 高等学校における学習指導要領の改訂を踏まえて平成 26 年度に改訂した基礎学力科目(理科、総合科目、数学)のシラバス(出題範囲)に基づいて、総合科目について、平成 28 年度第 1 回試験より出題を行った。  (2)得点の等化・標準化等 得点の等化・標準化については、試験終了後得点等化・標準化処理を行い、受験者への結果通知及び大学等からの成績照会に対応した。また、海外での		<評定> B  <評定根拠> ・適正な試験問題の作成及び試験実施体制の改善、強化を行ったことは評価できる。 ・「日本留学試験(EJU)利用のご案内」の作成・配付等を通じて試験の利用と渡日前入学

<p>規模な事故、日本における外国人の入国管理行政の変更等がない限り、中期目標期間における応募者数の合計が、前中期目標期間における応募者数の合計を上回ることをする。</p> <p>また、事</p>	<p>及び信頼の確保に努める。海外の社会情勢の変化や、国内外の災害や大規模な事故、日本における外国人の入国管理行政の変更等がない限り、中期目標期間における応募者数の合計が、前中期目標期間における応募者数の合計を上回ることとする。</p> <p>事業の収</p>	<p>うとともに、実施体制等について大学等の意見聴取を行い、質の向上を踏まえた日本留学試験の実施に努める。</p> <p>また、文部科学省が配置する留学コーディネーターと連携するとともに、国内外の教育機関等への広報の充実や渡日前入学受入れを含めた試験の大学等の利用促進方策の実施等により、年間応募者数の拡大を図る。さらに、試験利用者の利便性向上に資する「日本留学試験オンライン申請・受験者総合管理システム」の構築に着手する。</p> <p>加えて、</p>	<p>試験実施に当たっては、時差を考慮し複数種類の試験問題を作成し使用した。</p> <p>○試験実施体制等の改善・強化</p> <p>(1)障害のある応募者への合理的配慮の措置 障害のある応募者に対応するため、平成27年度に引き続き、国内外の試験における障害者の受験について造詣の深い有識者2名に調査員を委嘱し、応募者から障害等の理由により合理的配慮の申し出があった場合には、調査員の意見を踏まえて措置を講じた。</p> <p>(2)マニュアル等の改善 試験問題冊子の回収確認をより確実に行うため、試験問題冊子の表紙にマークをつけ、回収した冊子の現物確認を行いやすくした。それに伴いマニュアルを改善し、回収後の点検手順を強化した。また、試験実施委託業者の意見等を踏まえ、試験実施スタッフの利便性の向上を図り、より確実に試験実施業務を行うため、試験実施マニュアルにインデックスをつけ、参照しやすくした。</p> <p>○試験の利用促進のための取組</p> <p>以下の取組により、大学等に対し、日本留学試験の利用及び渡日前入学許可(※)等の取組を促した。 日本留学試験利用校は743校(平成27年度715校)、うち日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校は143校(平成27年度133校)であった。(平成28年度末現在)</p> <p>(※)渡日前入学許可とは、外国人留学生の入学選考において、日本留学試験の成績を利用し、国外から直接出願を受け付け、入学選考のための出願者を渡日させることなく可否を判定し、入学を許可するものである。</p> <p>(1)「日本留学試験(EJU)利用のご案内」の改訂・配付 「日本留学試験(EJU)利用のご案内」を改訂し、大学等への平成29年度の試験実施通知の際に送付した。また、各地域の基幹大学が主催する日本留学試験地域ブロック会議等においても当該冊子を配付し説明を行った。</p> <p>(2)大学院入試における利用の促進 大学に対する平成29年度の試験実施通知の際に、大学院入試への活用についても検討を依頼することにより、試験の利用促進を図った。加えて、各大学院の留学生入試担当部局にも入試への利用案内を直接送付し、更なる試験の利用促進を図った。</p>	<p>許可の促進を図った結果、利用校と渡日前入学許可実施校数が増加したことは評価できる。</p> <p>・平成29年度海外実施計画を策定するとともに、カトマンズ(ネパール)、プネー(インド)、チェンマイ(タイ)での実施について引き続き検討したことは評価できる。</p>
--	--	--	---	--

<p>業収支に継続的な欠損が生じていることから、その原因を分析し、収支改善に向けた取組を行うほか、国内外において日本留学試験の利用を促進する。</p>	<p>支改善に向けた分析を行い、応募者数の増や受験料の改定による受験料収入等の増及び費用縮減に向けた取組を行う。</p> <p>また、渡日前入学受入れを含め、日本留学試験の大学等の利用促進に資する方策を検討・実施する。</p> <p>さらに、外国人留学生の受入れを推進する観点から、新たな海外における試験実施国・都市を検討する。</p>	<p>事業の収支改善に向けた分析を進め、応募者数の増や受験料の改定による受験料収入等の増及び費用縮減について検討し、逐次実施する。</p> <p>新たな海外における試験実施国・都市については、現地の日本留学需要及び試験実施体制、効果的な広報の時期等を十分調査し、既存の実施国・都市の見直しも含めて、次年度の実施計</p>	<p>&lt;27&gt; 年間応募者数 S:年間応募者数がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている A:53,200人以上 B:44,300人以上 53,200</p>	<p>(3)専門学校における利用の促進 平成27年度に引き続き「外国人留学生のための専門学校進学相談会」に、また平成28年度から新たに「かながわ留学生支援相談会」に参加し、当該相談会に参加した専門学校に「日本留学試験(EJU)利用のご案内」を配付するなど、専門学校に対する利用促進を図った。 加えて、平成29年度の試験実施通知の際に、全国専門学校各種学校総連合会に加盟する全ての専門学校に入試への利用案内を直接送付し、更なる試験の利用促進を図った。</p> <p>○海外における試験実施に係る計画の策定 (1)新規実施地検討のための調査 新規実施地検討候補であるカトマンズ(ネパール)について、在ネパール日本国大使館と現地状況等に関する意見交換を行った。また、同じく新規実施地検討候補であるプネー(インド)について、インド文部省留学生協会、在インド日本国大使館との意見交換等、現地の日本留学事情、日本語学習状況、試験実施のための協力体制等について調査を行い、併せて当該地の試験実施体制検証のための準備を行った。加えて、タイ(チェンマイ)において、タイ王国元日本留学生協会、在チェンマイ日本国総領事館、日本語教育関係者からの意見聴取等現地の日本留学事情、日本語学習状況、試験実施のための協力体制等について調査を行った。</p> <p>(2)「日本留学試験 平成29年度海外実施計画」の策定 海外における新たな試験実施国・都市の検討及び既存の実施国・都市の見直しを行うため、検討方針及び平成29年度の取組を定めた「日本留学試験 平成29年度海外実施計画」を策定した。(平成29年3月)</p>	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt; 留学コーディネーター配置事業とも連携しながら、国内外において幅広く日本留学試験の広報活動を実施し、年間応募者数が52,858人に達し、前年度実績及び平成28年度計画値を上回ったことは評価できる。</p>
				<p>○年間応募者数の拡大のための取組 平成28年度日本留学試験においては、日本語教育機関等への広報や大学等への利用促進の取組を行うとともに、海外においては、日本留学フェア等での広報、国際交流基金で研修中の外国人日本語教師に対する説明会の実施、ミャンマーにおける留学コーディネーターとの意見交換・具体的な取組の検討、インドにおける留学コーディネーター配置事業の採択大学が主催する日本留学フェアへの参加など、関係機関や留学コーディネーター配置事業と連携した広報に努めた。 また、留学生事業部のFacebookで、日本留学試験の最新情報を発信した。 年間応募者数は、以下のとおり平成28年度目標値の44,300人を上回った。</p>	

画を策定する。

人未満  
C:35,400 人  
以上 44,300  
人未満  
D:35,400 人  
未満

<年間応募者数>

区分	第1回	第2回	計
第2期中期目標期間における合計応募者数			219,393人
平成26年度応募者数	18,823人	19,778人	38,601人
平成27年度応募者数	22,181人	21,982人	44,163人
平成28年度応募者数	26,680人	26,178人	52,858人
第3期中期目標期間における合計応募者数(累計)			135,622人

<参考:海外実施の状況>

区分	平成28年度	(参考) 平成27年度
海外実施国・地域数	14の国・ 地域17都市	14の国・ 地域17都市
海外応募者数	第1回	4,994人
	第2回	4,732人
	合計	9,726人
		7,672人

○「平成 29 年度日本留学試験利用促進のための取組」の策定

今後の効果的な応募者数増の取組に資するために、国内外の応募者層の属性等の調査を実施し、調査結果を分析した上で、更なる利用促進の強化を図るため、「平成 29 年度日本留学試験利用促進のための取組」を策定した。(平成 29 年 2 月)

○「日本留学試験オンライン申請・受験者総合管理システム」の開発

試験利用者(応募者、受験者、利用校等)の利便性を向上させ、試験利用の拡大を図ること等を目的に、「日本留学試験オンライン申請・受験者総合管理システム」の開発に着手した。(平成 28 年 10 月。運用開始平成 30 年 2 月予定)

[システムの主な機能]

- ①オンライン(インターネット)による受験願書申請受付
  - ②受験票の内容閲覧・仮受験票の印刷
  - ③試験結果(成績)閲覧
  - ④受験票再発行申請受付
  - ⑤大学等からの成績照会閲覧
- ※①～④は国内受験者のみ



			<p>&lt;28&gt; 収支改善に係る検討状況</p> <p>○収支改善に係る検討  事業の収支改善に向けて、平成 27 年度の収支状況について、収支の項目別、実施国・地域別比較等、分析を行った。  また、受験料収入の増に資するため、平成 28 年度日本留学試験からモンゴルにおいて受験料を改定した。さらに、平成 29 年度については、外部有識者から構成される平成 28 年度日本留学試験実施委員会の承認を得て、スリランカにおいて受験料を改定することとした。</p>	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;  収支改善に向けて収支状況の現状分析を行い、また、受験料の改定によって、受験料収入の増に資する取組を行ったことは評価できる。</p>
--	--	--	---	--

## I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

## 3 留学生支援事業

## (1) 日本への留学前の学生に対する支援

## ③ 日本語教育センターにおける教育の実施

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	575,435	522,040	518,060		
従事人員数(人)	38	33	33		

注) 決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

主要なアウトプット(アウトカム)情報							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
(1)卒業予定者の満足度 (計画値)	80%以上	—	80%以上	80%以上	80%以上		
東京日本語教育センター (実績値)	—	97.0%	97.5%	97.1%	95.3%		
(達成度) ※計画値を100%とする。	—	—	121.9%	121.4%	119.1%		
大阪日本語教育センター (実績値)	—	98.9%	98.1%	93.0%	98.2%		
(達成度) ※計画値を100%とする。	—	—	122.6%	116.3%	122.8%		

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	28年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
日本語教育センターについては、国の留学生政策に柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資するため、私費外国人留学生に係る学生数は抑制しつつ、国費外国人留学生や外国政府派遣留学生を積極的に受入れ、学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実施するとともに、モデルとなるべきカリキュラム・教材開発等を行う。	日本語教育センターについては、国の留学生政策に柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資するため、私費外国人留学生に係る学生数は抑制しつつ、国費外国人留学生や外国政府派遣留学生を積極的に受入れ、学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実施するとともに、モデルとなるべきカリキュラム・教材開発等を行う。	国の留学生政策に柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資するため、以下の施策を実施する。 ア. 留学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実践する。カリキュラム・教材開発を行い、日本語教育機関と高等教育機関との研究協議会を開催する。また、外国人の現職日本語教員に対する研修及び教材の提供等を推	<29> 質の高い教育の実践状況	<p>○カリキュラム開発 平成27年度に作成した「日本語教育センター(JLEC)日本語スタンダード」をホームページで公開するとともに、新カリキュラムに即し授業を行った。また、カリキュラムの更なる改善に向けて検証を開始した。</p> <p>○教材の開発 前年度に引き続き、以下の教材開発等に取り組んだ。</p> <p>(1)日本語教材の開発・改訂</p> <p>①非漢字圏の学生に対応した教材 ・非漢字圏・理科系学生に対応した総合日本語教材として、日本語中級教材7分冊(読解・聴解・文章表現・口頭表現・文法リスト・語彙リスト・漢字リスト)の改訂を進め、改訂版6分冊(本冊、別冊、文法リスト・語彙リスト・漢字リスト1・2)を作成した。 ・中級教科書「留学生のための日本語中上級」(旧日本語二)試用版を完成させ、授業で試用を開始した。また、それに伴う副教材(練習帳・語彙集・漢字リスト・聴解教材・絵教材等)を作成し、試用を開始した。</p> <p>②アラビア語圏の学生のための教材 音声・会話を中心とした日本語初級入門教材について、アラブ首長国連邦での留学フェアで紹介したところ、出版を望むといった反響を得た。フェアでの反応や現地の教育事情を踏まえ、自習にも対応できるよう大幅な改訂を行った。</p> <p>③高等専門学校進学者のための教材 非漢字圏・理科系学生である高等専門学校進学者のための日本語副教材について、一部を試用しながら、改訂作業を進めた。</p> <p>④専修学校進学者のための教材 平成25年度に作成した「専門学校に進学する留学生のための別冊日本事情」(平成26年3月試用版)を引き続き試用し、改訂作業を進めた。</p> <p>(2)基礎科目教材の開発・改訂</p> <p>①学部進学希望者のための教材 数学教材「進学する人のための数学I+A」試用版の改訂を進めた。</p> <p>②アラビア語圏の学生のための教材 ・平成27年7月に作成した「物理テキスト アラビア語圏の学生のための物理(電磁気学編)」の試用を引き続き行い、改訂作業を開始した。 ・「物理テキスト アラビア語圏の学生のための物理(熱力学編)」を作成した。(平成29年3月)</p>	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt; ・日本語中級教材改訂版の作成、及びアラビア語圏の学生のための教材の作成・改訂を進めたこと、また、専修学校進学者を対象とした教材の改訂を行ったことは、日本語教育のモデルとなる教育の実践の観点から評価できる。 ・外国人日本語教員に対する現職研修の場として、インドネシア、ベトナム及び台湾の教員を招聘し、日本語の指導方法について研修を行ったことは、海外における日本語教育の拡大充実につながる取組として評価できる。</p>

進する。  
東京日本語教育センターと大阪日本語教育センターの連携を強化し、効果的・効率的な事業の実施を推進する。

### (3)進学指導のための教材の開発

入学試験(面接)に対応するための教材として、「進学する人のための面接(仮称)」の開発を開始した。

#### ○卒業者の進学率の状況

アラビア語圏の学生の学習背景に配慮した教材の作成・改訂、また、専修学校進学者を対象とした教材や非漢字圏学生に対応した教材の改訂等の質の高い教育の実践の結果、以下のとおり高い進学率を確保した。

(単位:人)

区分	平成28年度			(参考)平成27年度		
	東京	大阪	計	東京	大阪	計
進学希望者数(A)	187	108	295	163	128	291
進学者数(B)	185	106	291	162	126	288
進学率(B/A)	98.9%	98.1%	98.6%	99.4%	98.4%	99.0%

#### ○研究協議会の開催

日本語予備教育の質の向上を図るために、進学先教育機関の留学生担当者と日本語教育機関関係者が緊密に情報交換、意見交換を行うことを目的とする研究協議会を、東京・大阪両センターで以下のとおり開催した。

また、成果の普及を図るため、実施概要報告をホームページ上に掲載した。

##### ①研究協議会(東京)

・日程:平成28年6月11日(土)

・テーマ:予備教育における日本語 —基礎科目/専門科目を日本語で学ぶために—

・参加者数:88人(37機関)

##### ②研究協議会(大阪)

・日程:平成28年12月10日(土)

・テーマ:日本語教育の現場の取り組みと展望—求められる教育と教員—

・参加者数:80人(36機関)

#### ○外国人の現職日本語教員研修

海外の高等教育機関及び予備教育機関との連携、指導、協力を促進するため、外国人現職日本語教員の研修を実施しており、平成28年度は、東京日本語教育センターではインドネシア、大阪日本語教育センターではベトナムと台湾の教員を招き、それぞれ研修を実施した。

また、教員の所属機関に対し、日本語教育センター作成・使用の教材を提供し、教員所属機関における日本語教育を支援した。

- 日本語教員の海外派遣等
  - ・文部科学省の要請により、海外の予備教育機関へ日本語教師3人を派遣した。(平成28年3月～7月)
  - ・文部科学省より海外の予備教育機関へ派遣される基礎教科教員10人の新規派遣教員研修に協力した。(平成29年2月)
  
- 「日本語教育センター紀要」の発行(年刊)
 

日本語教育センターの教育活動の成果を普及・共有することを目的として、教員による授業報告、教材作成報告のほか研究論文をまとめた「日本語教育センター紀要 第12号」を刊行し、高等教育機関及び日本語教育機関等に配布した。
  
- 東京・大阪両センターの連携による効果的・効率的な事業の実施
 

効果的・効率的な事業の実施を推進するため、以下の取組を行った。

  - (1)学生募集活動及び留学に関する情報提供
    - ・アラブ首長国連邦での留学フェアへの東京・大阪両センターで出展するとともに、日本語教育センターのPR用資料の更新等を、両センターで連携して行った。
    - ・平成28年10月入学及び平成29年4月入学に応募した中国人学生の入学審査に係る教員派遣(北京、瀋陽)において、東京・大阪両センターからそれぞれ教職員を派遣し、協力し合いながら、今後の募集活動に向けて現地仲介機関から学生の応募状況等の情報の収集を行った。
    - ・平成29年4月入学予定の公益信託井内留学生奨学基金による奨学生の入学審査・選考のため、東京・大阪両センターより教職員がミャンマーへ出張し、優秀な学生の確保に努めた。さらに、今後の日本留学希望者に対し、センターに関する情報提供を行った。
    - ・東京・大阪両センターで、在日本アラブ首長国連邦大使館及び在日本タイ王国大使館を訪問し、今後の政府派遣留学生について情報交換を行った。
  
  - (2)教職員間の相互交流
 

教職員間で相互交流し、授業見学や意見交換等を継続的に実施することによって、両センターにおける教員の指導力や教育の質の向上に努めた。
  
  - (3)教材の相互活用
 

東京・大阪両センターにおいて、各センターが開発した日本語初級、中級教材及び基礎科目教材を共有し適宜相互活用した。

				<p>○国際交流活動への参加等 留学生、日本人双方が互いの国への理解を深めることにより、友好的な関係を築くとともに、将来、日本と自国との懸け橋になる人材を育成することを目的とし、以下のとおり交流活動を行った。</p> <p>(1)国際交流活動への参加状況 日本語教育センター在校生が、地域の小・中・高校が実施する国際理解教育授業に参加した。 ・東京：7校、7回(参加者数：延べ221人) ・大阪：14校、16回(参加者数：延べ200人)</p> <p>(2)地域交流活動等への参加状況 日本語教育センター在校生が地域との交流活動に参加した。 ・東京：121件(延べ988人) ・大阪：57件(延べ789人)</p> <p>(3)ホームステイ等への参加状況 ホームステイ受入団体等の協力を得て、東京では4件34人が、大阪では3件41人がホームステイやホームビジットに参加し、それぞれ日本人との交流を図った。</p>	
		<p>イ. 私費外国人留学生の受入れを抑制しつつ、国費留学生や外国政府派遣留学生の積極的な受入れを図る。</p>	<p>&lt;30&gt; 留学生受入れに係る取組状況</p>	<p>○学生の受入れに係る取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私費外国人留学生に係る学生数を抑制しつつ外国政府派遣等留学生の積極的な受入れを図るため、東京・大阪両センターが連携し、大使館・領事館等関係機関(2か国)を訪問し、センターの受入体制、指導、学習環境等について説明を行った。その際、パンフレット・願書を渡してカウンター等での閲覧を依頼し、センターについて積極的にアピールした。</li> <li>・中東諸国からの留学生を獲得するため、東京・大阪両センターで、アラブ首長国連邦アブダビ首長国で開催された「Najah Fair 2016」及び「日本留学プロモーション」(日本国際協力センター(JICE)主催、Najah Fair等により日本留学に関心を持ったUAE国籍の学生に対し、留学先の提案及び留学先を検討する場の提供を目的としている)に参加し、日本留学全般の広報、留学相談及びセンターの広報・学生募集を行った。</li> <li>・一方、質の高い私費外国人留学生を確保するため、同窓会等の関係機関が推薦する優秀な学生を優先的に受け入れた。また、韓国において、入学説明会を開催し、センター及び留学に関する情報提供を行うとともに、ソウルにある高等教育機関を訪問し、センターの広報活動、及び日本留学を希望する学生へのセンターの紹介等の協力要請を行った。</li> </ul>	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt; 国費留学生、外国政府派遣留学生数が減少する中、私費外国人留学生においても抑制を図りながら、同窓会等の信頼のおける関係機関より優秀な学生を受入れ、また今後の受入につなげるため、大使館等を訪問して積極的にアピールしたことについては評価できる。</p>

○国費・政府派遣・私費別留学生受入れ数

我が国の政策や、諸外国の外交政策等の変化により、国費留学生及び外国政府派遣留学生の受入れ数が前年度から減少し、受入れ数全体に占める私費留学生の割合が増加した。

<留学生受入れ状況>

区分	平成28年度			(参考)平成27年度		
	東京	大阪	計	東京	大阪	計
受入れ数 (計)	(人) 200	140	340	188	159	347
国費留学生	(人) 62	27	89	67	38	105
	(%) -	-	26.2	-	-	30.3
政府派遣留学生	(人) 37	16	53	47	33	80
	(%) -	-	15.6	-	-	23.1
私費留学生	(人) 101	97	198	74	88	162
	(%) -	-	58.2	-	-	46.7

<希望教育等別受入れ>

(単位:人)

区分	平成28年度				(参考)平成27年度			
	東京	大阪	計	割合	東京	大阪	計	割合
受入れ数(計)	200	140	340	-	188	159	347	-
大学院進学を希望する学生	62	38	100	29.4%	35	41	76	21.9%
基礎教科の予備教育を希望する学生	138	102	240	70.6%	153	118	271	78.1%
(内数) 準備教育を希望する学生	4	12	16	4.7%	23	12	35	10.1%

(注)「割合」は、「受入れ数」に占める区分ごとの割合である。

<非漢字圏からの学生数>

(単位:人)

区分	平成28年度				(参考)平成27年度			
	東京	大阪	計	割合	東京	大阪	計	割合
受入れ数(計)	200	140	340	-	188	159	347	-
非漢字圏からの学生	138	56	194	57.1%	123	90	213	61.4%

	<p>卒業予定者に教育内容等に係る満足度に関する調査を行い、回答者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにする。</p>	<p>ウ. 卒業予定者に教育内容等に係る満足度に関する調査を行い、回答者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにし、その調査結果を踏まえ業務の改善を図る。</p>	<p>&lt;31&gt; 卒業予定者の満足度 S: 肯定的評価がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている A: 肯定的評価の割合が96%以上 B: 肯定的評価の割合が80%以上96%未満 C: 肯定的評価の割合が64%以上80%未満 D: 肯定的評価の割合が64%未満</p>	<p>○修了予定者に対するアンケート調査 日本語教育センターの教育及び教育環境改善のため、平成29年3月修了予定者に対するアンケート調査を平成29年2月に実施した。</p> <p>(1)日本語教育センターに対する満足度 「満足」「やや満足」「やや不満足」「不満足」の4段階による満足度調査で、「満足」「やや満足」と回答があったものの割合(満足度)は、以下のとおりであった。</p> <table border="1" data-bbox="848 435 1411 643"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> <th>(参考) 平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京日本語教育センター</td> <td>95.3%</td> <td>97.1%</td> </tr> <tr> <td>大阪日本語教育センター</td> <td>98.2%</td> <td>93.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(アンケート回収率 東京:99.4%、大阪:96.7%)</p> <p>(2)個別項目に対する満足度調査 ・日本語の授業、日本語の教材、日本語教員、基礎科目、進路指導、課外活動、学習環境、生活サポート、交流活動、教育サービスの各項目についての調査を行った結果、基礎科目を除く全ての満足度は80%以上であった。 ・大阪日本語教育センターにおける「基礎科目」の満足度は、平成27年度アンケート調査では80%に達していなかったが、基礎科目の担当教員への具体的な助言と指導をより強化し実施するとともに、学生に対する少人数制のきめ細かい指導を徹底した結果、5.5ポイント改善し82.9%になった。 ・一方、東京日本語教育センターにおける「基礎科目」の満足度は、平成27年度調査では80%を超えていたが、79.2%となり80%を若干下回った。</p> <p>○平成27年度のアンケート結果を踏まえた改善 (1)大阪日本語教育センターにおける「基礎科目」満足度改善の取組 大阪日本語教育センターにおける「基礎科目」の満足度は、平成27年度アンケート調査では80%に達していなかったことを踏まえ、基礎科目教員への指導強化、学生に対する少人数制のきめ細かい指導の徹底等を図り、満足度を向上させた。</p> <p>(2)教材開発への活用 ・平成27年度アンケート調査において、基礎科目に対し「やや不満足」「不満足」と回答した学生のうちアラビア語圏の学生の占める割合が高かったため、アラビア語圏の学生への基礎科目教育に工夫を要する必要があると判断</p>	区分	平成28年度	(参考) 平成27年度	東京日本語教育センター	95.3%	97.1%	大阪日本語教育センター	98.2%	93.0%	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt; ・終了予定者のアンケート調査において、学校満足度が東京・大阪ともに目標値80%を大きく上回っており評価できる。 ・東京日本語教育センターの基礎科目に対する満足度は80%を若干下回り今後改善を図る必要があるが、昨年度において80%を下回っていた大阪日本語教育センターの基礎科目の満足度が、担当教員への指導強化や学生に対するきめの細かい指導の徹底により、80%を上回ったことは評価できる。 ・平成27年度のアンケート結果を踏まえ、アラビア語圏の学生に配慮した教材の改訂や授業・学生生活におけるきめ細かいサポートを行ったことは評価できる。</p>
区分	平成28年度	(参考) 平成27年度												
東京日本語教育センター	95.3%	97.1%												
大阪日本語教育センター	98.2%	93.0%												



				<p>し、その学習背景に配慮し基礎科目の知識を補うため、「物理テキスト アラビア語圏の学生のための物理(電磁気学編)」の改訂や「物理テキスト アラビア語圏の学生のための物理(熱力学編)」の作成を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・このほか、数学教材「進学する人のための数学 I +A」試用版の改訂を進めた。</li> </ul> <p>(3)授業、学生生活に係るサポートの改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業内容、教員やクラスメート等についての学生からの相談に対し、可能な限り柔軟にきめの細かい対応を行った。また、学力レベルが十分でない学生に対して、個別に補習授業等を行い、学力アップを図った。</li> <li>・進路指導においては、それぞれの学生の希望や学力に沿って個別に指導を行った。</li> <li>・生活における学生の悩みに対し、教職員、レジデント・アシスタント(留学生の生活サポートを行う日本人学生)、カウンセラーが連携して対応にあたり、病院への付き添い等のきめの細かいサポートを行った。特に、近年は心の病に罹患する学生が増えているため、病院(心療内科、精神科等)への同行、服薬や食事の状況の確認、また、授業への個別対応等柔軟なサポートを行った。</li> </ul>	
--	--	--	--	---	--

## I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

## 3 留学生支援事業

## (2) 外国人留学生に対する在学中の支援

## ① 外国人留学生に対する学資金の支給

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	7,543,194	7,462,993	7,778,124		
従事人員数(人)	18	19	20		

注)決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価																	
中期目標	中期計画	28 年度計画	評価指標	業務実績		自己評価											
<p>大学等のグローバル化を一層推進する観点から、国費外国人留学生、私費外国人留学生、及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金を支給する。</p> <p>国費外国人留学生の選考における審査事務</p>	<p>大学等のグローバル化を一層推進する観点から、国費外国人留学生、私費外国人留学生、及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金を支給する。</p> <p>国費外国人留学生の選考における審査事務</p>	<p>国費外国人留学生制度、留学生受入れ促進プログラム及び海外留学支援制度(協定受入)に係る奨学金支給業務を円滑に実施する。</p> <p>国費外国人留学生の選考における審査事務</p>	<p>&lt;32&gt; 外国人留学生に対する学資金支給に係る実施状況</p>	<p>○国費外国人留学生の給与支給業務 国費外国人留学生に対する給与(奨学金)等の支給業務を行った。</p> <p>&lt;国費外国人留学生に対する給与(奨学金)等支給状況&gt;</p> <table border="1"> <tr> <td>平成28年度 (平成29年3月分)</td> <td>(参考)平成27年度 (平成28年3月分)</td> </tr> <tr> <td>9,809人</td> <td>10,072人</td> </tr> </table> <p>○国費外国人留学生の選考における審査事務 文部科学省担当官と月例の打ち合わせにて事務を分担し、かつ連携のうえ、申請書類の受付及び確認、選考審査資料の作成、国費外国人留学生選考委員会専門部会・分科会の開催及び審査結果の文部科学省への報告等を行った。</p> <p>&lt;国費外国人留学生選考委員会の実施状況&gt;</p> <table border="1"> <tr> <td>国費外国人留学生選考委員会専門部会・分科会等</td> <td>日程</td> </tr> <tr> <td>研究留学生専門部会大学推薦分科会</td> <td>4月27日</td> </tr> <tr> <td>日本語・日本文化研修留学生及び教員研修留学生合同専門部会</td> <td>6月6日</td> </tr> <tr> <td>研究留学生専門部会国内採用・延長分科会</td> <td>6月28日 ～7月6日</td> </tr> </table>	平成28年度 (平成29年3月分)	(参考)平成27年度 (平成28年3月分)	9,809人	10,072人	国費外国人留学生選考委員会専門部会・分科会等	日程	研究留学生専門部会大学推薦分科会	4月27日	日本語・日本文化研修留学生及び教員研修留学生合同専門部会	6月6日	研究留学生専門部会国内採用・延長分科会	6月28日 ～7月6日	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国費外国人留学生制度に係る給与(奨学金)支給を円滑に実施するとともに、文部科学省と分担・連携のうえ、国費留学生の選考における審査事務を適切に実施したことは評価できる。</li> <li>・留学生受入れ促進プログラムによる文部科学省外国人留学生学習奨励費の支給業務を円滑に実施するとともに、「推薦依頼数又は採用数の削減に係る取扱基準」の厳格な運用に向けて適切な措置を講じたことは評価できる。</li> <li>・留学生受入れ促進プログラムにおいて、グローバル化を一層進める観点から、グローバル化の取組を進める大学等に対して、奨学金を重点的に</li> </ul>
平成28年度 (平成29年3月分)	(参考)平成27年度 (平成28年3月分)																
9,809人	10,072人																
国費外国人留学生選考委員会専門部会・分科会等	日程																
研究留学生専門部会大学推薦分科会	4月27日																
日本語・日本文化研修留学生及び教員研修留学生合同専門部会	6月6日																
研究留学生専門部会国内採用・延長分科会	6月28日 ～7月6日																

<p>等については、国と分担し、かつ、連携して適切に実施する。</p> <p>私費外国人留学生に対する文部科学省外国人留学生学習奨励費について、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る明確な基準を策定し、推薦依頼・採用にあたっては、その基準を厳格に運用する。</p>	<p>等については、国と分担し、かつ、連携して適切に実施する。</p> <p>私費外国人留学生に対する文部科学省外国人留学生学習奨励費については、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る明確な基準を策定し、推薦依頼・採用にあたっては、その基準を厳格に運用する。</p> <p>私費外国人留学生及び大学間交流協定等に基づく短期留学生への支援については、グローバル化の取組を進める大学等に対して、学資金を重点</p>	<p>については、国と分担し、かつ、連携して適切に実施する。</p> <p>また、留学生受入れ促進プログラムによる私費外国人留学生に対する文部科学省外国人留学生学習奨励費については、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準を厳格に運用する。</p> <p>私費外国人留学生及び大学間交流協定等に基づく短期留学生への支援については、グローバル化の取組を進める大学等に対して、奨学金を重点</p>		<table border="1" data-bbox="851 146 1706 517"> <tr> <td>学部留学生専門部会</td> <td>8月2日～8日</td> </tr> <tr> <td>学部留学生専門部会</td> <td>10月31日</td> </tr> <tr> <td>研究留学生専門部会大使館推薦分科会(人文・芸術、社会科学)</td> <td>10月31日</td> </tr> <tr> <td>研究留学生専門部会大使館推薦分科会(医学・農学)</td> <td>10月31日</td> </tr> <tr> <td>高等専門学校・専修学校留学生専門部会</td> <td>11月4日</td> </tr> <tr> <td>研究留学生専門部会大使館推薦分科会(工学・理学)</td> <td>11月4日</td> </tr> <tr> <td>研究留学生専門部会国内採用・延長分科会 研究留学生専門部会大学推薦分科会 学部留学生専門部会</td> <td>2月10日～15日</td> </tr> </table> <p>○留学生受入れ促進プログラム(文部科学省外国人留学生学習奨励費)の実施 平成27年度までの「文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度」を「留学生受入れ促進プログラム」に改編し、見直しを行った上で、大学等に在籍する私費外国人留学生で、学業・人物ともに優れ、かつ経済的理由により修学が困難な者に対して文部科学省外国人留学生学習奨励費を以下のとおり支給した。</p> <p>(1)支援内容 奨学金月額： 大学院・学部レベル 48,000円 日本語教育機関 30,000円</p> <p>(2)平成28年度採用実績</p> <table border="1" data-bbox="851 967 1496 1050"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>(参考)平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8,639人</td> <td>8,503人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)グローバル化のための重点配分 グローバル化を一層推進する観点から、「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」に採択されたプログラム、「留学コーディネーター配置事業」及び「スーパーグローバル大学創成支援事業」に採択された大学に対して重点配分を行い、780人を採用した。</p> <p>(4)留学生受入れ促進プログラムに係る不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準の厳格な運用 平成26年度に導入した「推薦依頼数又は採用数の削減に係る取扱基準」を厳格に運用するため、同基準に定めた不法残留者に関する要件に合致し、平成29年度に推薦依頼数や採用数の削減措置が適用される大学等に対して、当該措置の対象となる旨の通知を行った。また、平成30年度以降に推薦依頼数</p>	学部留学生専門部会	8月2日～8日	学部留学生専門部会	10月31日	研究留学生専門部会大使館推薦分科会(人文・芸術、社会科学)	10月31日	研究留学生専門部会大使館推薦分科会(医学・農学)	10月31日	高等専門学校・専修学校留学生専門部会	11月4日	研究留学生専門部会大使館推薦分科会(工学・理学)	11月4日	研究留学生専門部会国内採用・延長分科会 研究留学生専門部会大学推薦分科会 学部留学生専門部会	2月10日～15日	平成28年度	(参考)平成27年度	8,639人	8,503人	<p>配分したことは評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度について、教育再生実行会議の提言等を踏まえて制度の見直しを行い、留学生受入れ促進プログラムへと改編して実施したことは評価できる。</li> <li>・海外留学支援制度(協定受入)に係る奨学金支給業務を円滑に実施したことは評価できる。</li> </ul>
学部留学生専門部会	8月2日～8日																						
学部留学生専門部会	10月31日																						
研究留学生専門部会大使館推薦分科会(人文・芸術、社会科学)	10月31日																						
研究留学生専門部会大使館推薦分科会(医学・農学)	10月31日																						
高等専門学校・専修学校留学生専門部会	11月4日																						
研究留学生専門部会大使館推薦分科会(工学・理学)	11月4日																						
研究留学生専門部会国内採用・延長分科会 研究留学生専門部会大学推薦分科会 学部留学生専門部会	2月10日～15日																						
平成28年度	(参考)平成27年度																						
8,639人	8,503人																						

	的に配分する。	的に配分する。	<p>や採用数の削減措置が適用される可能性のある大学等に対しては、注意喚起を行った。</p> <p>○海外留学支援制度(協定受入)(※)の実施 我が国の大学等が諸外国の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて、諸外国の大学等に在籍している学生を、8日以上1年以内の期間受け入れた場合、当該留学生に対し、以下のとおり奨学金を支給した。 (※)平成26年度までは「海外留学支援制度(短期受入)」</p> <p>(1)支援内容 奨学金月額:80,000円</p> <p>(2)平成28年度支援実績</p> <table border="1" data-bbox="848 595 1525 794"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> <th>(参考)平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採用者数</td> <td>9,521人</td> <td>8,672人</td> </tr> <tr> <td>継続支援者数</td> <td>2,703人</td> <td>2,654人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12,224人</td> <td>11,326人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)採用の内訳</p> <p>①プログラム枠として、各大学等が開設した特色ある短期留学生受入れプログラムを採択し、8,214名を採用した。 ②グローバル化を一層推進する観点から、重点枠として以下のとおり採用した。</p> <table border="1" data-bbox="848 991 1565 1198"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>採択プログラム数</th> <th>支給プログラム数</th> <th>採用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学の世界展開力強化事業</td> <td>42</td> <td>40</td> <td>676人</td> </tr> <tr> <td>スーパーグローバル大学創成支援</td> <td>44</td> <td>44</td> <td>631人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)採択後の辞退により、採択プログラム数と支給プログラム数に差が生じている。</p>	区分	平成28年度	(参考)平成27年度	採用者数	9,521人	8,672人	継続支援者数	2,703人	2,654人	計	12,224人	11,326人	区分	採択プログラム数	支給プログラム数	採用者数	大学の世界展開力強化事業	42	40	676人	スーパーグローバル大学創成支援	44	44	631人	
区分	平成28年度	(参考)平成27年度																										
採用者数	9,521人	8,672人																										
継続支援者数	2,703人	2,654人																										
計	12,224人	11,326人																										
区分	採択プログラム数	支給プログラム数	採用者数																									
大学の世界展開力強化事業	42	40	676人																									
スーパーグローバル大学創成支援	44	44	631人																									

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

3 留学生支援事業

(2) 外国人留学生に対する在学中の支援

② 外国人留学生に対する宿舍の支援等

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	1,450,952	1,439,006	1,362,646		
従事人員数(人)	6	8	9		

注)決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

主要なアウトプット(アウトカム)情報							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
(1)東京国際交流館 における収支の改 善状況 (年度計画値)	収支改善を図る。	—	81.6%以上	88.1%以上	93.6%以上		
(実績値)	—	76.1%	84.1%	85.5%	98.3%		
(達成度) ※各年度計画値を 100%とする。	—	—	103.1%	97.0%	105.0%		
(2)兵庫国際交流会 館における収支の 改善状況 (年度計画値)	収支改善を図る。	—	92.9%以上	94.7%以上	96.5%以上		
(実績値)	—	91.1%	87.4%	97.1%	102.1%		
(達成度) ※各年度計画値を 100%とする。	—	—	94.1%	102.5%	105.8%		

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	28年度計画	評価指標	業務実績		自己評価
札幌、金沢、福岡、大分の各国際交流会館については、地方公共団体や大学等への売却を進める。売却によって生じた収入については、独立行政法人通則法に則して平成26年度以降国庫納付する。なお、売却が完了するまでの間においても、入居者等に対して適切な配慮を行うとともに、入居率の低下や収支状況の悪化を招かないよう留意する。	札幌、金沢、福岡、大分の各国際交流会館については、地方公共団体や大学等に対し条件面も含め様々な働きかけを行うことにより売却を進める。売却によって生じた収入については、独立行政法人通則法に則して平成26年度以降国庫納付する。なお、売却が完了するまでの間においても、入居者等への丁寧な説明や外国人留学生のための住環境の維持等に留意するとともに、近隣大学への積極的な働きかけを行うことにより入	札幌、金沢、福岡の各国際交流会館については、売却を進める。売却が完了するまでの間において、入居者等への丁寧な説明や外国人留学生のための住環境の維持等に留意するとともに、近隣大学への積極的な働きかけを行うことにより入	<33> 札幌、金沢、福岡の各国際交流会館の売却に向けた取組状況及び運営状況	<p>○札幌、金沢、福岡の各国際交流会館の売却に向けた取組 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)平成26年度フォローアップ結果」(平成26年8月29日内閣官房行政改革推進本部事務局)により、札幌、金沢、福岡及び大分の各国際交流会館について売却交渉を進めるとされた。 この内、大分国際交流会館については平成28年3月末に売却が完了し、札幌、金沢及び福岡の各国際交流会館については、以下のとおり売却に向けた取組を進めた。</p> <p>(1)福岡国際交流会館の引渡しの実施 福岡国際交流会館については公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団との間で平成28年6月16日に不動産売買契約を締結し、同年6月30日に物件の引渡しを行った。</p> <p>(2)札幌国際交流会館、金沢国際交流会館の売却に向けた取組 札幌と金沢の各国際交流会館については、引き続き、地方公共団体等と交渉を進めた。</p> <p>○居室の有効利用 居室を最大限に有効利用するために以下の取組を行い、平成28年度における入居率は、ほぼ前年度の水準を維持し3会館平均で99.1%となった。</p> <p>(1)札幌及び金沢国際交流会館 札幌及び金沢国際交流会館においては、全室を貸出方式(※)としたことで、前年度に引き続き入居率100%を維持した。 (※)貸出方式とは大学等による主体的な運営への参加を促進する観点から、大学等に対し機構が居室の一部又は全部を貸し出し、当該大学等から学生等に居室を配分する方式をいう。</p> <p>(2)福岡国際交流会館 福岡国際交流会館については、大学推薦方式(※)による入居募集を積極的に行った。 (※)大学推薦方式とは入居希望者が所属する大学・研究機関からの推薦を受け、機構が入居者へ入居許可を行う方式をいう。</p>		<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際交流会館の売却に向けて地方公共団体との交渉を行った結果、福岡国際交流会館について引渡しが行われたことは評価できる。</li> <li>・売却を進める間も、各会館の入居率について前年度の水準を上回り、居室の有効活用を図っていることは評価できる。</li> </ul>

	居率の低下や収支状況の悪化を招かないようにする。			<p>&lt;入居率&gt;</p> <table border="1" data-bbox="840 175 1572 347"> <thead> <tr> <th>会館名</th> <th>平成28年度</th> <th>(参考)平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>札幌国際交流会館</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>金沢国際交流会館</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>福岡国際交流会館</td> <td>92.6%</td> <td>93.8%</td> </tr> <tr> <td>3会館全体の入居率</td> <td>99.1%</td> <td>97.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)福岡国際交流会館は売却に伴い平成28年6月30日に物件の引渡しを行ったため、平成28年4月から6月の3か月間の実績である。</p> <p>○入居者の満足度 平成29年1月に入居者に対してアンケートを実施し、生活全般についての満足度に関して、札幌、金沢の2会館を合計して以下の通り回答を得た。</p> <p>&lt;入居者アンケートの結果&gt;</p> <table border="1" data-bbox="840 638 1572 901"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> <th>(参考)平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満足度に関する設問の回答者数(a)</td> <td>79人</td> <td>84人</td> </tr> <tr> <td>回答者のうち満足と答えた者(b)</td> <td>78人</td> <td>84人</td> </tr> <tr> <td>満足と答えた者の割合(b/a)</td> <td>98.7%</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(アンケート回答率：94.0%)</p>	会館名	平成28年度	(参考)平成27年度	札幌国際交流会館	100.0%	100.0%	金沢国際交流会館	100.0%	100.0%	福岡国際交流会館	92.6%	93.8%	3会館全体の入居率	99.1%	97.8%	区分	平成28年度	(参考)平成27年度	満足度に関する設問の回答者数(a)	79人	84人	回答者のうち満足と答えた者(b)	78人	84人	満足と答えた者の割合(b/a)	98.7%	100.0%	
会館名	平成28年度	(参考)平成27年度																														
札幌国際交流会館	100.0%	100.0%																														
金沢国際交流会館	100.0%	100.0%																														
福岡国際交流会館	92.6%	93.8%																														
3会館全体の入居率	99.1%	97.8%																														
区分	平成28年度	(参考)平成27年度																														
満足度に関する設問の回答者数(a)	79人	84人																														
回答者のうち満足と答えた者(b)	78人	84人																														
満足と答えた者の割合(b/a)	98.7%	100.0%																														
東京国際交流会館、兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用する。その際、国内外の優秀な学生の居住、学生間の相	東京国際交流会館、兵庫国際交流会館については、使用料(館費)の見直しや業務委託費の削減等の多様な方策を検討・実施することにより収支改善を図りつつ、	東京国際交流会館及び兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、複数の大学等の学生が利用できる交流拠点としての活用、優秀な国内外の学生が	<34> 東京国際交流会館における収支の改善状況 S: 収支比がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている A: 収支比112.3%以上	<p>○東京国際交流会館における収支改善に向けた取組 収支の改善に向けて以下の取組を行った。</p> <p>(1)入居率の確保に係る取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交流館の認知度を高め、潜在的な需要を掘り起こす目的で、前年度に引き続き、不動産ポータルサイトに施設の概要及び入居者募集の情報を掲載した。</li> <li>・各大学に配分した居室で、30日以上空室のまま入居申請が無かった居室については、配分の取り消しを行い、大学推薦方式の居室として入居募集を行った。また、入居募集の締め切りを延長するなどして、大学推薦方式による入居者募集を積極的に行い、入居率の向上を図った。</li> <li>・配分方式により大学等に配分する居室以外の居室について、居室の空室状況を確認しつつ、平成28年度推薦方式による募集を行った。</li> <li>・これらの結果、平成28年度における入居率は、平均94.6%まで上昇し、前年度に対して13.1ポイントの増となった。</li> </ul>	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt; 入居率の向上に努めるとともに、館費、入館費及び駐車場料金の改定により、収入増に努めた結果、収支比が平成27年度比12.8ポイント改善し、年度計画値を上回ったことは評価できる。</p>																											



互理解や外国人留学生の我が国に関する理解の増進、将来につながる人的ネットワークの構築、優秀な外国人留学生の我が国での就職の支援等による定着の促進、といった点に留意する。

国際交流の拠点として活用するため、民間に比して低廉な使用料(館費)の宿舍の提供、複数の大学等の学生が利用できる交流拠点としての活用、優秀な国内外の学生が共に居住する拠点としての活用、利用した卒業生による大学等の枠を超えた同窓会組織の構築、居住していない外国人留学生や日本人学生等を含めた交流拠点としての活用、及び拠点としての就職支援の充実、といった取組を行う。

共に居住する拠点等としての活用、居住していない外国人留学生や日本人学生等を含めた交流拠点としての活用等、国際交流の拠点としての取組を行うこととし、国際塾、交流研究発表会、国際理解ワークショップ及び就職セミナーなどの国際交流事業を実施するとともに、オリンピック・パラリンピック活動への協力等を通じて、交流拠点の活用と機能強化を行う。

B：収支比93.6%以上  
112.3%未満  
C：収支比74.9%以上  
93.6%未満  
D：収支比74.9%未満  
※収支比＝ $\frac{\text{収入額}}{\text{支出額}} \times 100$  (%)

#### <東京国際交流館の入居率>

会館名	平成28年度	(参考) 平成27年度
東京国際交流館	94.6%	81.5%

#### (2)館費等の改定

・収支改善を図るため、平成28年4月より、館費、入館費及び駐車場料金を以下のとおり改定した。

#### <館費・入館費>

(単位:円)

区分	改定前			改定後		
	外国人留学生	日本人学生	研究者	外国人留学生	日本人学生	研究者
単身用A棟	35,000	52,500	52,500	35,000	53,500	54,700
単身用B棟	45,000	67,500	67,500	45,700	68,500	69,700
夫婦・家族用C棟	65,000	97,500	97,500	66,700	99,200	100,000
夫婦・家族用D棟	75,000	112,500	112,500	77,400	114,200	116,000

※館費は月額、入館費は館費1ヶ月分を徴収

#### <駐車場代(月額)>

(単位:円)

区分	外国人留学生	日本人学生	研究者
改定前	4,320	6,480	6,480
改定後	8,640	12,960	12,960

#### (3)収支の状況

#### <東京国際交流館の収支の状況>

区分	平成28年度	(参考)平成27年度
収入	520,022千円	460,407千円
支出	529,055千円	538,706千円
収入－支出	△9,033千円	△78,299千円
収入÷支出	98.3%	85.5%



○入居者の満足度

国際交流会館等の運営における改善・充実を図るための基礎資料を得ることを目的として、平成29年1月に入居者に対してアンケートを実施し、そのうち、生活全般についての満足度に関して、以下のとおり回答を得た。

〈入居者アンケート結果〉

区分	平成28年度	(参考) 平成27年度
満足度に関する設問の回答者数(a)	633人	586人
回答者のうち満足と答えた者(b)	605人	570人
満足と答えた者の割合(b/a)	95.6%	97.3%

(アンケート回答率:85.1%)

〈35〉 兵庫国際交流会館における収支の改善状況  
S: 収支比がA 評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている  
A: 収支比115.8%以上  
B: 収支比96.5%以上115.8%未満  
C: 収支比77.2%以上96.5%未満  
D: 収支比77.2%未満  
※収支比=収入額÷支

○兵庫国際交流会館における収支改善に向けた取組

収支の改善に向けて以下の取組を行った。

(1)入居率の確保に係る取組

- ・各大学に配分した居室で、30 日以上空室のまま入居申請が無かった居室については、配分の取り消しを行い、大学推薦方式の居室として入居募集を行った。また、入居募集の締め切りを延長するなどして、大学推薦方式による入居者募集を積極的に行い、入居率の向上を図った。
- ・入居率の一層の向上のため、需要が低く、入居率の改善が困難な夫婦用居室については、一定の条件のもとで、単身者の入居を許可することとした。
- ・配分方式により大学等に配分する居室以外の居室について、居室の空室状況を確認しつつ、平成 28 年度推薦方式による募集を行った。
- ・これらの取組の結果、平均入居率は昨年度を上回った。

〈兵庫国際交流会館の入居率〉

会館名	平成28年度	(参考)平成27年度
兵庫国際交流会館	88.5%	81.9%

(2)館費等の改定

- ・収支改善を図るため、平成 28 年 4 月より、館費及び入館費を以下のとおり改定した。

〈評定〉 B

〈評定根拠〉

入居率の向上に努めるとともに、館費及び入館費の改定により、収入増に努めた結果、収支比が平成 27 年度比 5 ポイント改善し、年度計画値を上回ったことは評価できる。

出 額 × 100  
(%)

&lt;館費・入館費&gt; (単位:円)

区分	改定前			改訂後		
	外国人 留学生	日本人 学生	研究者	外国人 留学生	日本人 学生	研究者
単身用 A 棟	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000
夫婦用 B 棟	40,500	40,500	40,500	42,700	42,700	42,700

※館費は月額、入館費は館費 1ヶ月分を徴収

(3)収支の状況

&lt;兵庫国際交流会館の収支の状況&gt;

区分	平成28年度	(参考)平成27年度
収入	82,582千円	75,488千円
支出	80,858千円	77,726千円
収入－支出	1,724千円	△2,238千円
収入÷支出	102.1%	97.1%

○入居者の満足度

国際交流会館等の運営における改善・充実を図るための基礎資料を得ることを目的として、平成29年1月に入居者に対してアンケートを実施し、そのうち、生活全般についての満足度に関して、以下のとおり回答を得た。

&lt;入居者アンケート結果&gt;

区分	平成28年度	(参考) 平成27年度
満足度に関する設問の回答者数(a)	151人	136人
回答者のうち満足と答えた者(b)	150人	135人
満足と答えた者の割合(b/a)	99.3%	99.3%

(アンケート回答率:87.1%)

<36> 東京国際交流館、兵庫国際交流会館における国際交流拠点としての活用に係る実施状況

- 東京国際交流館、兵庫国際交流会館における国際交流拠点活動
- (1)「国際交流の拠点事業」に関するプロジェクトチームにおける検討等  
平成27年度に機構内に設置した「国際交流の拠点事業」に関するプロジェクトチーム(以下、「PT」という。)において、平成28年度も引き続き、「国際交流の拠点事業」の形成を円滑に行うための事項の検討及び企画運営を行った。
- (2)東京国際交流館における国際交流事業  
PTにおける検討及び調整等を踏まえ、東京国際交流館の施設等を活用し、以下のプログラムを実施し、東京国際交流館入居者を中心とした参加者に交流の場を提供することにより、外国人留学生・研究者の日本社会文化への一層の理解、参加者間の相互理解の促進、将来的な人的ネットワークの構築及びその拡大への貢献を図った。

プログラム名		内容等	参加者数	日程	使用施設
講演会 「国際塾」	第38回	「外国人のための体験教室・能楽鑑賞教室」(国立能楽堂との協力)	48人	6/24	(外部施設)
	第39回	「Follow your Dreams」(NPO法人キッズ・ワン・ワールドとの共催)	159人	8/20	国際交流会議場
	第40回	「復興を通じて私たちが目指すもの～女川町のまちづくり～」	157人	2/2	国際交流会議場
交流研究発表会	第52回	What is MY STUDY?	166人	5/14	国際交流会議場
	第53回	What is MY STUDY?	153人	10/8	国際交流会議場
	第54回	国際理解ワークショップ	158人	1/14	国際交流会議場等
*国際理解ワークショップは交流研究発表会の一環として実施					
国際シンポジウム		世界の中の日本美術	284人	7/29	国際交流会議場
*学習院大学との共催により実施					
地域住民等との交流		国際交流フェスティバル	4,042人	8/13	交流広場等
文化・芸術展		国際研究交流大学村フォトコンテスト	114作品	10/29～11/9	多目的スペース

<評定> B

<評定根拠>  
プロジェクトチーム及び他機関との検討・調整を踏まえ、様々な国際交流活動を実施することにより、東京国際交流館及び兵庫国際交流会館を国際交流拠点として活用できたこと、また、オリンピック・パラリンピック活動への協力等により、交流拠点として活用・機能強化できたことは評価できる。

					春季新入居者ウェルカムパーティー	約300人	4/26	体育室等
				入居者交流事業	ワイルド音楽祭	345人	8/27・28	国際交流会議場
					秋季新入居者ウェルカムパーティー	約250人	10/20	体育室
					感謝祭「Love Our Home」	593人	3/4	国際交流会議場等
					東京都所管事業「TOKYOガンダムプロジェクト2016 TOKYO MEETING」への入居者参加	78人※	6/19、11/23	(外部施設)
				他機関主催事業への連携・協力	在日本ガーナ学生団体結成式への協力	41人	8/5	会議室
					明治座公演「SAKURA -JAPAN IN THE BOX-」への入居者参加	148人※	9/17・24、1/28	(外部施設)
					東京都オリンピック・パラリンピック教育推進支援事業への入居者参加	5人※	10/11、11/8、1/28、2/7、3/9	(外部施設)
					NHK 主催事業(「古典芸能鑑賞会」、「NHK 音楽祭」等)への入居者参加	219人※	10/14・28・31、11/18、3/5	(外部施設)
					東京湾岸警察署主催事業「平成 28 年東京湾岸地域安全のつどい」への協力	240人	10/18	国際交流会議場
					日本政府観光局主催「Discover Deep Japan TOHOKU」への入居者参加	41人	10/22・23	(外部施設)

在日アセアン青年ネットワーク主催「ASEAN Festival」への協力	603人	10/30	国際交流会議場等
科学技術振興機構主催「サイエンスアゴラ2016」の共催	9,303人	11/3～6	国際交流会議場等
東京都所管事業「東京都教育の日」記念行事への協力	650人	11/5	(外部施設)
国費外国人留学生歓迎会 (文部科学省との共催)	551人	11/19	国際交流会議場等
東京マラソン財団主催「東京マラソンフレンドシップラン2017」への協力	22人※	2/25	(外部施設)
東日本電信電話株式会社・株式会社東急文化村主催「Japanese Art Festa in Bunkamura」への協力	27人※	3/2	(外部施設)

※プログラム全体の参加者のうち、東京国際交流館入居者の参加者数である。また、複数回実施したプログラムについては、参加者数の合計である。

(3)兵庫国際交流会館における国際交流事業

- ・兵庫国際交流会館において、大学コンソーシアムひょうご神戸が、「ひょうご留学生インターンシップ」(平成28年6月～10月)及び「兵庫県下の外国人留学生のための合同企業面談会」(平成28年7月16日)を開催し、兵庫国際交流会館入居者(外国人留学生及び研究者等)を中心とした参加者に対して、日本における就職支援の機会を提供した。
- ・PTにおける検討及び調整等を踏まえ、兵庫国際交流会館の施設等を活用し、以下のプログラムを実施し、兵庫国際交流会館入居者を中心とした参加者に交流の場を提供することにより、外国人留学生・研究者の日本社会文化への一層の理解を図るとともに、参加者間等の相互理解の促進、将来的な人的ネットワークの構築及びその拡大への貢献を図った。

プログラム名		内容等	参加者数	日程	使用施設
講演会 「国際塾」	第2回	漫才台本自動生成に 基づく漫才ロボット	51人	1/21	研修室
交流研究 発表会	第3回	What is MY STUDY?	36人	7/23	多目的ホール
	第4回	国際理解ワークショップ	34人	2/4	多目的ホール
*国際理解ワークショップは交流研究発表会の一環として実施					
入居者交流事業		春季新入居者ウェルカムパーティー	260人	4/22	多目的ホール
		秋季新入居者ウェルカムパーティー	約240人	10/14	多目的ホール
		第1回スポーツ学習会	40人	12/17	(外部施設)
		音楽発表会	32人	12/25	ラウンジ
		フェアウェルイベント 「Love Nadanese People」	213人	2/11	多目的ホール等
		第2回スポーツ学習会	47人	3/18	(外部施設)
地域住民等との 交流		兵庫国際交流会館文化祭	約390人	11/23	多目的ホール等
他機関主催事業 への連携・協力		国費外国人留学生歓迎会 (文部科学省との共催、大学コンソーシアムひょうご神戸の協力)	220人	6/25	多目的ホール等
		Nada Global Village (大学コンソーシアムひょうご神戸主催事業への協力)	13人※	7/29、 8/31、 9/29	ラウンジ
		日本政府観光局主催 「Discover Deep Japan TOHOKU」への入居者参加	41人	12/9・ 10	(外部施設)

※複数回実施したプログラムについては、参加者数の合計である。

・上記に加え、平成28年10月より、「兵庫国際交流会館における国際交流拠点推進事業」(兵庫国際交流会館の施設等を活用し、留学生交流を推進する計画を公募する事業。兵庫国際交流拠点事業推進協議会(大学コンソーシアムひょうご神戸及び神戸大学により構成される事業体)が受託。)により、以下のプログラムを実施した。

プログラム名	内容等	参加者数	日程	使用施設
キャリアサポート・留学生交流イベント	留学生交流イベント Nada Global Village	55人※	11/29、 12/13、 1/31、 2/28、 3/28	ラウンジ
多言語・多文化理解を目指した取り組み	着付け体験「ココロカフェ:着物を着てみましょう」	23人	12/3	和室
	日本文化見学会「白鶴酒造資料館への誘い」	12人	12/17	(外部施設)
	神戸市立博物館から旧居留地を歩こう 及び 特別展 古代ギリシャ鑑賞会	33人	3/3	(外部施設)
	ひな祭り料理体験会	24人	3/4	調理室
教職員向けセミナー・情報交換会	留学生がつなぐ大学・地域-留学交流	45人	1/13	ラウンジ等
キックオフシンポジウム	留学交流を通じた多文化共生	67人	1/27	多目的ホール
	多文化共生から始まる防災・減災・復興-阪神・淡路大震災の教訓と熊本地震-	129人	2/25	多目的ホール
日本語ライティングサポート	留学生日本語ライティングサポート入門	22人	3/6	(外部施設)
防災ワークショップ	留学生と日本人学生がともに学ぶ防災ワークショップ	25人	3/13	研修室等

※複数回実施したプログラムについては、参加者数の合計である。

<p>外国人留学生のための大学等の宿舍を安定的に確保するため借上げ宿舍支援事業を行う。</p>	<p>外国人留学生に対する借上げ宿舍を支援する事業については、私費外国人留学生への学資金の支給との連携を図り、適切に実施する。</p>	<p>また、留学生受入れ促進プログラム等と連携しつつ、留学生借上げ宿舍支援事業を実施する。</p>	<p>&lt;37&gt; 留学生借上げ宿舍支援事業の実施状況</p>	<p>○留学生借上げ宿舍支援事業の実施 留学生受入れ促進プログラム及び海外留学支援制度(協定受入)と連携し、留学生借上げ宿舍支援事業を以下のとおり実施した。</p> <p>(1)文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者等支援 採択結果:延べ133校 2,115戸 142,995千円 (参考)平成27年度採択結果:延べ130校 2,389戸 154,532千円</p> <p>(2)海外留学支援制度(協定受入)支援 採択結果:延べ10校 147戸 11,149千円 (参考)平成27年度採択結果:延べ7校 87戸 6,799千円</p> <p>(3)ホームステイ支援 採択結果:延べ20校 258世帯 4,396千円 (参考)平成27年度採択結果:延べ26校 249世帯 4,867千円</p> <p>○不正受給、不正使用を防ぐための取組 ー独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)における「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」 ・平成25年度に策定した経理書類調査計画をもとに、平成27年度に支援金を交付した大学等の一部を無作為に抽出し、本事業に係る経理書類(帳簿、証憑書類)を提出させて調査を行い、大学等における適正処理を促す取組を実施した。 ・平成27年3月に策定した不正受給等に対する「留学生借上げ宿舍支援事業における募集停止措置に係る取扱基準」について、前年度に引き続き、ホームページ及び募集要項等への掲載により各大学等へ周知した。(平成28年5月)</p>	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt; ・留学生受入れ促進プログラム及び海外留学支援制度(協定受入)と連携し、事業を円滑に実施したことは評価できる。 ・募集停止措置に係る取扱基準を周知するとともに、経理書類調査の実施等により、支援金を交付した大学等における適正処理を促す取組を実施したことは評価できる。</p>
---	---	---	-------------------------------------	--	---



I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

3 留学生支援事業

(2) 外国人留学生に対する在学中の支援

③ 外国人留学生等の交流推進

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	I-3-(2)-②に含む。	I-3-(2)-②に含む。	I-3-(2)-②に含む。		
従事人員数(人)	I-3-(2)-②に含む。	I-3-(2)-②に含む。	I-3-(2)-②に含む。		

注) 決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価																																		
中期目標	中期計画	28 年度計画	評価指標	業務実績		自己評価																												
外国人留学生と日本人学生等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施する。	外国人留学生と日本人学生等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施する。	国際交流会館等において、外国人留学生と日本人学生、地域住民等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施する。	<38> 国際交流事業の実施状況	<p>○留学生地域交流事業の実施 外国人留学生の受入れ環境を整備し、留学生交流を促進するために、公益財団法人中島記念国際交流財団からの資金を基に、外国人留学生と日本人学生、地域住民等との相互理解を図るため「留学生地域交流事業」を実施した。 平成28年度は、一般公募により92件の応募があり、47事業を支援した。</p> <p>&lt;採用件数(事業別)&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業の種類</th> <th>採用件数</th> <th>応募件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>国際理解教育の推進のための外国人留学生を活用した事業</td> <td>9</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>外国人留学生の生活支援体制整備のための事業</td> <td>10</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>外国人留学生と地域住民との交流推進のための事業</td> <td>25</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>外国人留学生の各種支援を目的とする関係諸機関相互のネットワーク整備のための事業</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>国際交流会館等地域交流事業</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>47</td> <td>92</td> </tr> </tbody> </table>		事業の種類		採用件数	応募件数	1	国際理解教育の推進のための外国人留学生を活用した事業	9	26	2	外国人留学生の生活支援体制整備のための事業	10	14	3	外国人留学生と地域住民との交流推進のための事業	25	46	4	外国人留学生の各種支援を目的とする関係諸機関相互のネットワーク整備のための事業	1	4	5	国際交流会館等地域交流事業	2	2	合 計		47	92	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt; 外国人留学生と日本人学生、地域住民等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業として、「留学生地域交流事業」を適切に実施し、一般公募の 47 事業を支援したことは評価できる。</p>
事業の種類		採用件数	応募件数																															
1	国際理解教育の推進のための外国人留学生を活用した事業	9	26																															
2	外国人留学生の生活支援体制整備のための事業	10	14																															
3	外国人留学生と地域住民との交流推進のための事業	25	46																															
4	外国人留学生の各種支援を目的とする関係諸機関相互のネットワーク整備のための事業	1	4																															
5	国際交流会館等地域交流事業	2	2																															
合 計		47	92																															

				〈採用件数(地域別)〉					
				地域	採用件数	応募件数			
				北海道	7	14			
				東北	9	17			
				関東	7	17			
				中部	6	10			
				近畿	7	13			
				中国	3	7			
				四国	4	5			
				九州	4	9			
				合計	47	92			

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

3 留学生支援事業

(3) 外国人留学生に対する卒業・修了後の支援

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	80,342	82,841	76,016		
従事人員数(人)	1	1	1		

注) 決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

① 外国人留学生に対する就職支援

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	28 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
日本への留学が魅力的なものとなるよう、大学や関係機関との連携の下で外国人留学生が卒業・修了した後の就職支援や帰国後のフォローアップを行う。	① 外国人留学生に対する就職支援 日本への留学が魅力的なものとなるよう、国内での就職を希望する外国人留学生の就職支援を関係機関等と連携して行う。	① 外国人留学生に対する就職支援 国内での就職を希望する外国人留学生に対する就職支援として、大学等の教職員等を対象としたガイダンスや、外国人留学生を対象とした日本企業への就職に関する情報提供を外国人雇用サービスセンター等の関係機	<39> 外国人留学生に対する就職支援の実施状況	○就職支援に関するガイダンスの実施 大学等の就職支援担当の教職員等を対象とした「全国キャリア・就職ガイダンス」において、「外国人材活躍推進プログラム」(※)の一環として、「外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション」を以下のとおり実施した。 ①開催日:平成28年6月14日(火) ②場所:東京ビッグサイト ③内容:文部科学省及び法務省入国管理局による情報提供、厚生労働省職業安定局及び一般社団法人留学生支援ネットワークによる講演 ④参加者:188人  (※)「外国人材活躍推進プログラム」とは、「『日本再興戦略』改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)等を踏まえ、日本経済の更なる活性化を図り、国際競争力を高めていくため、高度外国人材の「卵」たる留学生等の国内での就職拡大に向けて、関係省庁・団体連携の下、平成27年度より実施している取組。プログラムに位置づけられたセミナーやイベント等を通じて、国内企業等での就職を希望する留学生をはじめとする外国人の方と外国人の採用に興味・関心のある国内企業等を結び付ける仕組みを強化する。  ○外国人留学生のための就活ガイドの作成 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍している外国人留学生の就職活動について、日本人学生に比べ、情報収集、準備等で遅れがちな留学生に対し、あらかじめ日本の採用制度、就職活動の手順を理解させ、それぞれのキャリ	<評定> B  <評定根拠> ・外国人留学生に対する就職支援を強化するために、関係省庁・団体との連携のもとに、「全国キャリア・就職ガイダンス」における「外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション」を実施したことは評価できる。 ・就活ガイドや日本留学ネットワークメールマガジン(Japan Alumni eNews)等により、関係省庁・団体とも連携して、外国人留学生の就職活動に関する有益な情報を提供したことは評価できる

		関等と連携して行う。	<p>アデザインに沿った就職ができるよう「外国人留学生のための就活ガイド2018」の日本語版を作成するとともに、英語・韓国語・中国語(繁体字・簡体字)への翻訳を行い、ホームページ上に掲載し、外国人留学生の活用促進を図った。</p> <p>○セミナー・イベントに関する情報提供の促進 日本留学ネットワークメールマガジン(Japan Alumni eNews)のほか、就職支援のホームページ上に、主に大学等の担当者を対象とした就職関連イベント情報のコーナーを設け、外国人材活躍推進プログラムや東京外国人雇用サービスセンター等の関係機関と連携し、セミナーやイベントの情報提供の拡充を図った。</p>	
--	--	------------	--	--

② 外国人留学生に対するフォローアップ

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価																	
中期目標	中期計画	28年度計画	評価指標	業務実績	自己評価												
<p>日本への留学が魅力的なものとなるよう、大学や関係機関との連携の下で外国人留学生が卒業・修了した後の就職支援や帰国後のフォローアップを行う。 〔再掲〕</p>	<p>② 外国人留学生に対するフォローアップ 帰国外国人留学生に対して、留学効果の向上に資する支援プログラムを提供する。また、帰国外国人留学生に様々な有益な情報を提供する。</p>	<p>② 外国人留学生に対するフォローアップ 帰国外国人留学生に対して、留学効果の向上に資する支援プログラムとして、帰国外国人留学生短期研究制度及び帰国外国人留学生研究指導事業を実施する。また、メールマガジンを発行して外国人留学生にとって有益な、機構の留学生支援事業に関する情報、助成金団体等の情報、就職関係情報など様々な情報を提供し、帰国外国人留学生をはじめとする知</p>	<p>&lt;40&gt; 外国人留学生に対するフォローアップの実施状況</p>	<p>○帰国外国人留学生短期研究制度の実施 開発途上国・地域等から日本に留学し、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している者に対し、日本留学時に在籍していた大学等の研究者と共に短期研究を行う機会を提供することにより実施した。 平成28年度は、29大学16か国・地域47人を採用した。</p> <p>○帰国外国人留学生研究指導事業の実施 留学を終え、自国の大学や学術研究機関で教育、研究活動に従事している帰国留学生に対し、日本における留学時の指導教員を現地に派遣し、研究指導等を実施した。 平成28年度は、9大学10人を採用した。</p> <p>○日本留学ネットワークメールマガジン(Japan Alumni eNews)の配信 機構の留学生支援事業、日本国内の留学関連ニュース、元留学生・元留学生会等、学術・研究・教育分野、就職関連、日本の紹介等のテーマに関する情報を日・英2か国語で毎月配信した。 また、「Japan Alumni eNews」の普及のために、リーフレットを大学等へ送付した。 以下のとおり、平成28年度の配信数は平成27年度よりも増加した。</p> <p>&lt;Japan Alumni eNews 配信状況&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> <th>(参考)平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・地域数</td> <td>175件</td> <td>178件</td> </tr> <tr> <td>配信数</td> <td>55,621件</td> <td>52,042件</td> </tr> <tr> <td>年間合計 配信数</td> <td>652,590件</td> <td>597,662件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※配信数は、年度末最終配信数</p>	区分	平成28年度	(参考)平成27年度	国・地域数	175件	178件	配信数	55,621件	52,042件	年間合計 配信数	652,590件	597,662件	<p>&lt;評定&gt; B  &lt;評定根拠&gt; ・帰国外国人留学生短期研究制度及び帰国外国人留学生研究指導事業を適切に実施したことは評価できる。 ・日本留学ネットワークメールマガジン(Japan Alumni eNews)の配信数が増加し、より多くの外国人留学生に日本関連情報を届けたことは、知日派人材のネットワークの構築に資するものであり、評価できる。</p>
区分	平成28年度	(参考)平成27年度															
国・地域数	175件	178件															
配信数	55,621件	52,042件															
年間合計 配信数	652,590件	597,662件															

		日派人材のネットワークの構築に資する。			
--	--	---------------------	--	--	--

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

3 留学生支援事業

(4) 日本人留学生の海外留学に関する情報提供等の充実

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	55,611	65,365	68,007		
従事人員数(人)	3	3	3		

注) 決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価											
中期目標	中期計画	28 年度計画	評価指標	業務実績		自己評価					
留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実する。	留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実する。  また、海外留学フェア等の説明会を開催するとともに、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情	留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実するため、「海外留学支援サイト」の利便性の向上を図る。  また、海外留学フェア等の説明会を開催するとともに、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情	<41> 海外留学に関する情報提供の実施状況	<p>○海外留学情報の収集・整理 平成27年度に実施したイタリア、オーストリア、ドイツ及びフランスの高等教育機関(芸術分野)に関する調査に基づき、得られた情報を「海外留学支援サイト」に掲載した。 海外の高等教育機関に関する情報の収集・整理の一環として、日本国内では情報収集が難しい南米 3 か国(アルゼンチン、コスタリカ、コロンビア)の高等教育機関についての調査を実施した。(調査により得られた情報は平成 29 年度中に「海外留学支援サイト」に掲載予定)</p> <p>○ホームページ等による情報提供の充実 (1)「海外留学支援サイト」の運営 平成26年度に構築した海外留学支援サイトを継続して運営するとともに、コンテンツの更新を行った。</p> <p>&lt;海外留学情報ホームページアクセス件数&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>(参考)平成27年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,077,541件</td> <td>1,956,894件</td> <td>6.2%増</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)「海外留学奨学金検索システム」の運営 海外留学に関する奨学金情報を検索できる海外留学奨学金検索システムを継続して運営するとともに、コンテンツの更新を行った。</p>	平成28年度	(参考)平成27年度	前年度比	2,077,541件	1,956,894件	6.2%増	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本では情報収集が難しい南米の高等教育機関について調査を行ったことは評価できる。</li> <li>・海外留学支援サイト及び海外留学奨学金検索システムにより、海外留学に関する情報提供を行ったことは評価できる。</li> <li>・海外留学フェアや海外留学説明会の開催及び他機関が主催する多くのイベントへの参加を通じて、海外留学の基礎情報及び奨学金情報の普及に努めたことは評価できる。</li> </ul>
平成28年度	(参考)平成27年度	前年度比									
2,077,541件	1,956,894件	6.2%増									

報の提供及び留学相談を行う。

報の提供及び留学相談を行う。

<海外留学奨学金検索システムアクセス件数>

平成28年度	(参考)平成27年度
101,557件	67,743件

(3)SNS の利用〔再掲〕

留学生事業部の Facebook については、頻繁に投稿を行い、国内外でのイベントの際にキャンペーンを行うなど、ファン数の獲得に努めつつ、海外留学に関する情報発信の強化を図った。

<留学生事業部Facebook ファン数>

平成28年度	(参考)平成27年度	前年度比
6,608件	3,640件	81.5%増

(注)Facebook のファン数については、年度末時点の件数を表す。

○出版物の作成

「私がつくる海外留学」(総合案内書)及び「海外留学奨学金パンフレット」(奨学金一覧)を作成、説明会で配付するとともに、大学、関係機関等にも提供し、海外留学情報の普及に努めた。また、インターネットで利用できるよう、ホームページに掲載した。

出版物名	内容		作成部数
私がつくる海外留学	留学総合案内冊子	和文	5,000部
海外留学奨学金パンフレット	海外留学のための奨学金一覧	和文	6,000部

○海外留学フェア等の開催

留学希望者が効果的に留学準備を進められるように、在日外国公館や試験実施機関等22機関のブース参加を得て、海外留学フェアを実施した。

また、海外留学奨学金の説明や海外留学経験者の体験談を中心とした小規模のセミナー海外留学説明会を、札幌、東京、名古屋及び大阪において、計5回を開催するとともに、外部機関が実施する説明会に参加し、海外留学に関する情報提供を行った。

(1)海外留学フェア 実施状況

開催地	日程	会場	来場者数
東京	6月25日	秋葉原 UDX GALLERY	432人



(2)海外留学説明会 実施状況

開催地	日程	会場	来場者数
札幌	10月15日	ACU[アキュ]	17人
東京	6月4日	東京国際交流館プラザ平成	57人
東京	1月21日	東京国際交流館プラザ平成	70人
名古屋	5月14日	名古屋国際センター	37人
大阪	11月19日	CIVI北梅田研修センター	51人

(3)外部機関主催説明会 参加状況

在日外国公館や大学等が主催する留学フェアやイベント等に計 19 回参加し、海外留学に関する情報提供を行った。

## I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

## 3 留学生支援事業

## (5) 日本人留学生に対する学資金の支給

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	4,437,991	6,012,276	6,520,900		
従事人員数(人)	21	24	35		

注) 決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価																	
中期目標	中期計画	28 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価												
大学間交流協定等に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流を行う日本人留学生及び諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生に対して、学資金を支給する。	大学間交流協定等に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流を行う日本人留学生及び諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生に対して、学資金を支給する。	大学間交流協定等に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流を行う日本人留学生及び諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生を対象として、海外留学支援制度(協定派遣・大学院学位取得型)に係る奨学金支給業務を円滑に実施する。	<42> 日本人留学生に対する学資金支給に係る実施状況	<p>○海外留学支援制度(協定派遣)(※)の実施 我が国の大学等が諸外国の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて、我が国の大学等に在籍している学生を、8 日以上 1 年以内の期間、諸外国の大学等に派遣する場合、当該派遣留学生に対し、以下のとおり奨学金を支給した。 (※)平成 26 年度まで「海外留学支援制度(短期派遣)」</p> <p>(1)支援内容 奨学金月額: 60,000 円～100,000 円 (留学先地域により異なる)</p> <p>(2)平成 28 年度支援実績 &lt;海外留学支援制度(協定派遣)支援実績&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> <th>(参考)平成 27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採用者数</td> <td>17,591 人</td> <td>17,345 人</td> </tr> <tr> <td>継続支援者数</td> <td>3,393 人</td> <td>3,143 人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>20,984 人</td> <td>20,488 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)採用の内訳 ①プログラム枠として、各大学等が開設した特色ある短期留学生派遣プログラムを採択し、15,973 名を採用した。 ②グローバル化を一層推進する観点から、重点枠として以下のとおり採用した。</p>	区分	平成 28 年度	(参考)平成 27 年度	採用者数	17,591 人	17,345 人	継続支援者数	3,393 人	3,143 人	計	20,984 人	20,488 人	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外留学支援制度(協定派遣・大学院学位取得型)に係る奨学金支給業務を円滑に実施したことは評価できる。</li> <li>・寄附金を募り、民間の力を活用して官民協働海外留学支援制度を運営し、各コースにおける選考・採用を円滑に実施し、意欲と能力のある日本人留学生を海外に派遣したことは評価できる。</li> </ul>
区分	平成 28 年度	(参考)平成 27 年度															
採用者数	17,591 人	17,345 人															
継続支援者数	3,393 人	3,143 人															
計	20,984 人	20,488 人															
さらに、	さらに、意	さらに、意															

意欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、官民が協力した新たな仕組みにより、経済的負担を軽減するための学資金を支給し、日本人留学生の海外留学を促進する。なお、実施に当たっては民間企業等からの寄附金を募り、計画的に運営する。

欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、官民が協力した新たな仕組みにより、経済的負担を軽減するための学資金を支給し、日本人留学生の海外留学を促進する。なお、実施に当たっては民間企業等からの寄附金を募り、計画的に運営する。

欲と能力のある日本人留学生の海外留学を促進するため、官民協働海外留学支援制度により、経済的負担を軽減するための奨学金を支給する日本人留学生の選考及びその支給事務を円滑に実施する。なお、実施に当たっては民間企業等からの寄附金を募り、計画的に運営する。

<海外留学支援制度(協定派遣)支援実績(採用の内訳)>

区分	採択プログラム数	支給プログラム数	採用者数
大学の世界展開力強化事業	46	45	562人
経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援	19	19	386人
スーパーグローバル大学創成支援	49	43	670人

(注)採択後の辞退により、採択プログラム数と支給プログラム数に差が生じている。

○海外留学支援制度(大学院学位取得型)(※)の実施

諸外国の大学等で修士・博士の学位取得を目指す日本人留学生に対して以下のとおり学資金の支給を行った。

(※)平成26年度まで「海外留学支援制度(長期派遣)」

(1)支援内容

- ・奨学金月額:89,000円~148,000円
- ・授業料実費(上限2,500,000円)

(2)平成28年度支援実績

区分	平成28年度	(参考)平成27年度
採用者数	128人	76人
継続支援者数	169人	192人
計	297人	268人

## ○官民協働海外留学支援制度の実施

経済団体、支援企業、教育機関関係団体及び自治体全国組織等の代表から構成されるグローバル人材育成コミュニティ協議会の意見を踏まえつつ、民間の知見と支援を活用し、実社会で求められる資質・能力の育成を社会全体で集中的に支援するために官民が協力した海外留学支援制度である「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～」の派遣留学生の募集・選考を行い、採用者を支援した。

なお、平成29年度前期(第6期)派遣留学生の募集より、以下のとおり、事務の効率化を図ると共に学生にとって申請しやすくするなどの改正を行った。

- ・奨学金等支援内容の簡素化
- ・海外への渡航経験が少ない学生のための「海外初チャレンジ応援枠」の拡大等

## (1)支援内容(大学等の場合)

## ①第1期～第5期

奨学金 (月額)	留学先地域により区分: 20万円、16万円、14万円、12万円 〔家計基準を超える者は一律10万円(第4期以降)〕
留学準備金	事前・事後研修参加費: 事前・事後研修参加のための国内旅費等の一部
	往復渡航旅費: 本制度による留学先への渡航及び帰国のための往復渡航費の一部 10万円(アジア地域)、 20万円(アジア地域以外)
授業料	留学先における授業料相当額(学費・登録料): ・1年以内の留学 ……上限金額 30万円 ・1年を超える留学……上限金額 60万円

## ②第6期以降

奨学金 (月額)	留学先地域により区分: 16万円、12万円 〔家計基準を超える者は一律6万円〕
留学準備金 (定額)	15万円(アジア地域)、25万円(アジア地域以外)
授業料 (定額)	大学・大学院の授業料が対象 ・1年以内の留学 …… 30万円 ・1年を超える留学…… 60万円

## (2)大学生等向けコースの平成28年度採用実績

民間選考委員(産業界関係者)及び専門選考委員(学識経験者・関係行政機

関の職員)による書面審査、面接審査を経て、これら選考委員により構成される選考委員会において審議を行い、以下のとおり派遣留学生を採用した。  
 なお、選考に当たっては、支援企業の人事・採用担当者が書面、面接審査を実施し、産業界が求める人材を選抜した(民間選考委員:[第5期]56社(100人)、[第6期]52社(93人))。

①平成28年度後期(第5期)派遣留学生採用実績

- ・申請:1,805人(251校)
- ・採用:513人(136校)

<コース別内訳>

コース名	申請者数	採用者数
理系、複合・融合系人材コース	483人	187人
新興国コース	171人	55人
世界トップレベル大学等コース	287人	69人
多様性人材コース	714人	111人
地域人材コース	150人	91人

②平成29年度前期(第6期)派遣留学生採用実績

- ・申請:1,336人(228校)
- ・採用:507人(138校)

<コース別内訳>

コース名	申請者数	採用者数
理系、複合・融合系人材コース	491人	241人
新興国コース	136人	64人
世界トップレベル大学等コース	127人	58人
多様性人材コース	545人	119人
地域人材コース	37人	25人

(3)地域人材コースにおける地域事業の採択及び派遣留学生の採用実績  
 地域の活性化に貢献し、地域に定着する意欲のある学生を対象に、地域内でのインターンシップを組み合わせた留学を支援する「地域人材コース」にて、採択された各地域事業において募集・選考を行い、派遣留学生を採用した。

## ①派遣留学生採用実績

[平成28年度後期(第5期)派遣対象地域事業(13地域)]

地域名	地域事業の名称	実績	
		申請数	採用数
栃木県	とちぎグローバル人材育成プログラム(上級コース)	12人	3人
新潟県 長岡市	「米百俵の精神を受け継ぐ」長岡グローバル人材育成事業	10人	10人
石川県	いしかわの明日の人材を育成する実践的留学プログラム支援事業	17人	11人
三重県	航空宇宙産業分野の企業へ就職をめざす人材の留学支援	6人	5人
島根県	島根県グローバル人材育成支援事業	10人	7人
岡山県	おかやま若者グローバルチャレンジ応援事業	17人	7人
徳島県	徳島県地域グローバル人材育成事業	10人	9人
香川県	香川地域活性化グローバル人材育成プログラム	9人	6人
佐賀県	世界とともに発展するSAGANグローバル人材育成事業	7人	4人
熊本県	「熊本と世界をつなぐ」グローバル人材育成事業	13人	7人
大分県	大分県地域グローバル人材育成・定着事業	11人	7人
宮崎県	みやざきグローバル人材育成事業	13人	7人
沖縄県	沖縄からアジアへトビタテ！留学JAPANプロジェクト	15人	8人
合 計		150人	91人

[平成29年度前期(第6期)派遣対象採択地域事業(3地域)]

地域名	地域事業の名称	実績	
		申請数	採用数
福島県 いわき市	トビタテ！福島浜通り再生ストーリーの主役たち	13人	10人
石川県	いしかわの明日の人材を育成する実践的留学プログラム支援事業	19人	12人

奈良県 奈良市	「奈良を『開く』人材」グローバル人材育成プロジェクト	5人	3人
合 計		37人	25人

②平成29年度後期(第7期)派遣対象採択地域事業(5地域)  
平成28年12月及び平成29年1月に、第7期派遣の対象として新たに5地域の事業を採択した。

地域名	地域事業の名称
北海道	北海道海外留学支援事業 ～道産子海外留学応援プログラム
岩手県	いわて協創グローバル人材育成プログラム
福井県	福井県地域グローバル人材育成事業
静岡県	ふじのくにグローバル人材育成事業
長崎県	長崎ブレークスルー(長崎グローバル人材育成)プロジェクト

(4)高校生コースの支援内容及び平成28年度採用実績  
意欲のある若者の留学を高等学校段階から支援することで海外留学の機運を高めることを目的とする「高校生コース」の募集・選考を行った。  
なお、アカデミックコースについては、平成28年度(第2期)よりテイクオフ、ショート、ロングの3コースに分け、応募機会の拡大を図った。

①支援内容  
[アカデミック(ロング)]

授業料	留学先における授業料相当額(学費・登録料): 上限金額 30万円
現地活動費 (毎月)	留学先地域、留学期間により区分: 10万円～14万円
往復渡航費	10万円(アジア地域)、20万円(アジア地域以外)
事前・事後研修 参加費	事前・事後研修参加のための国内旅費の一部

## [アカデミック(ロング)以外]

奨学金 (一括支給)	留学先地域、留学期間により区分: 24万円～95.5万円
事前・事後研修 参加費	事前・事後研修参加のための国内旅費の一部

※家計基準を超える者は、事前・事後研修参加費を除き、それぞれの金額に0.6を乗じた金額を支給。

## ②平成28年度(第2期)派遣留学生採用実績

- ・申請:2,058人(817校)
- ・採用:511人(331校)

## &lt;分野別内訳&gt;

コース名	申請者数	採用者数
アカデミック(テイクオフ)	985人	156人
アカデミック(ショート)	356人	103人
アカデミック(ロング)	214人	22人
スポーツ・芸術	225人	90人
プロフェッショナル	87人	50人
国際ボランティア	191人	90人

## (5)留学成果報告会(第2回)の開催

帰国した派遣留学生に自身の留学経験を発信させることで自身の留学経験を学びに変えるとともに、派遣留学生間のネットワーク形成を促進し、支援企業・団体に対しては派遣留学生と直に接する交流の機会を提供することにより、本制度に理解を促し、もってより一層の協力・支援に繋げることを目的に、留学成果報告会を開催した。

報告会では、派遣留学生がプレゼンテーションやポスターセッションによって自身の留学成果を発表し、特に大きな成長が見られたと判断された派遣留学生に対して表彰を行った。

開催日:平成28年9月3日(土)

場所:東洋大学(白山キャンパス)

参加者:派遣留学生146人、支援企業・団体100社174人、大学関係者72校92人

## (6)審査業務等の効率化

審査業務の実施や留学計画変更申請業務等の処理に当たっては、外部業者によるクラウド型採用支援等ソフトウェアサービス等を活用し、学生、選考委員、学校及び機構の間の連携を円滑かつ効率的に進めることにより、その確実な実施を図った。



				<p>(7)寄附金募集活動 本事業実施のため、平成 28 年度は、機構幹部及びグローバル人材育成部並びに文部科学省幹部等が、新たに 95 の民間企業等を訪問するとともに、平成 27 年度末までに訪問済みの約 290 の企業等に対しても引き続き寄附募集活動を行った。また、新たに 23 社・団体からの支援の決定を受け、法人・個人合わせて計 1,490,098,465 円の寄附金収入があった。</p>	
--	--	--	--	---	--

## I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

## 3 留学生支援事業

## (6) 日本人留学生に対する留学前後の支援

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	I-3-(5)に含む。	I-3-(5)に含む。	I-3-(5)に含む。		
従事人員数(人)	I-3-(5)に含む。	I-3-(5)に含む。	I-3-(5)に含む。		

注) 決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	28 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価	
官民が協力した新たな仕組みによる学資金の受給者等に対し、留学による効果を高めるため、留学前・留学後の研修等を実施する。	官民が協力した新たな仕組みによる学資金の受給者等に対し、留学による効果を高めるため、留学前・留学後の研修等を実施する。	留学による効果を高めるため、官民協働海外留学支援制度の奨学金の受給者等に対して、留学前・留学後の研修等を実施する。	<43> 日本人留学生に対する留学前・留学後の研修等の実施状況	<p>○留学前・留学後の研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」のプログラムの一環として、留学の効果を高めるため、留学開始前及び留学終了後の派遣留学生を対象として、事前研修・事後研修を実施している。実施に当たっては、グローバル人材としての意識の醸成のため、支援企業の経営幹部による講演や、留学・海外経験のある社員や帰国した派遣留学生による留学計画や留学中の活動へのアドバイスを行う等、より効果的な留学機会を提供できるよう努めている。</li> <li>・事前研修・事後研修には、研修に関する専門知識とノウハウを有する外部業者を活用し、円滑かつ効率的な運営に努めている。</li> </ul> <p>(1)事前研修</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来のグローバルリーダーとしての動機付け</li> <li>・留学目的・計画の明確化</li> <li>・成長と活躍に必要な土台作り</li> <li>・派遣留学生間の連帯感と使命感の醸成</li> </ul> <p>②プログラム概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業界からグローバルに活躍するリーダーを招聘した講演</li> <li>・自分が留学期間中に意識すべきことの明確化や、日本についての理解の深化、自分の成長経験を共有するためのワークショップ</li> <li>・研修を通じて改善した留学計画のプレゼンテーション 等</li> </ul>	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt; 支援企業と連携して事前研修・事後研修を計画的に実施するとともに、メンタリング制度により留学中の派遣留学生に対する支援も実施し、留学による効果を高めるために取り組んだことは評価できる。</p>	

③平成 28 年度開催実績

開催地域	開催回数	参加者数
関東	9 回	797 人
関西	2 回	166 人

(2)事後研修

①目的

- ・留学経験の振り返りと自己の軸の再確認
- ・リーダーに向けての意識転換
- ・留学機運醸成に対する意義付け
- ・長期的な展望の整理

②プログラム概要

- ・留学成果のグループ内での共有
- ・多様な領域で活躍する若手リーダーによるパネルディスカッション
- ・留学で得た経験を基に、派遣留学生の志を整理し、今後の活動を検討するためのワークショップ
- ・留学の成果と今後の活動方針についてのプレゼンテーション 等

③平成 28 年度開催実績

開催地域	開催回数	参加者数
関東	7 回	587 人
関西	2 回	109 人

(3)高校生コースの事前・事後研修

第 2 期生を対象に、壮行会と併せて事前研修を開催するとともに、第 1 期生及び第 2 期生を対象とした事後研修を開催した。なお、事後研修には、12 名の大学生等向けコース派遣留学生がアドバイザーとして参加した。

①事前研修(第 2 期生)開催実績

開催地域	開催回数	参加者数
関東	1 回	317 人
関西	1 回	188 人

②事後研修(第 1 期生)開催実績

開催地域	開催回数	参加者数
関東	1 回	34 人

## ③事後研修(第2期生)開催実績

開催地域	開催回数	参加者数
関東	7回	262人
関西	4回	193人

## ○メンタリング制度

「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」のプログラムの一環として、留学中においても、アドバイザーとして、留学生活上の様々な悩みについて相談を受け、派遣留学生のモチベーションの状態を把握しながら寄り添って考える「メンター」を支援企業の留学経験者・海外勤務経験者から募り、希望する学生(メンティー)に対して一人のメンターを指定し、相談等に応じた。

## ①目的

- ・留学計画の実践サポートによる学生の成長の促進
- ・留学中のモチベーションの維持(メンタルダウンの予防)

## ②実施形態

メンターとメンティーの1対1のコミュニケーションを、原則としてインターネット通話により行う(月1回程度)。メンターは、メンタリング実施状況に関する月次レポートを事務局へ送信する。

## ③平成28年度活動実績

- ・メンター数:29人
- ・メンティー数:45人

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

4 学生生活支援事業

(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の充実

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	69,286	66,257	66,046		
従事人員数(人)	6	6	6		

注) 決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	28 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
<p>大学等の学生生活に関する調査、分析、情報提供を実施するとともに、大学等における先進的な取組の共有に資するため、大学等における学生支援の問題の把握・分析等を実施する。</p>	<p>大学等における学生生活の実態の調査、分析、情報提供を実施する。</p> <p>また、各大学等における学生生活支援の取組について調査、分析、情報提供を実施し、その実態や課題を把握するとともに、先進的な取組についての大学等間での共有に資するよう、情報提</p>	<p>大学等における学生生活の実態について把握するため、「学生生活調査」を実施する。</p> <p>また、平成 27 年度に実施した「大学等における学生生活支援の取組状況に関する調査」について、専門家の協力を得て、各大学等における学生生活支援の取組状況の実態や課題、先進的な事例</p>	<p>&lt;44&gt; 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の実施状況</p>	<p>○学生生活調査(再掲)                      学生の生活実態等を把握するため、全国の大学、短期大学、大学院の学生を対象として、隔年で実施している。                      平成 28 年度は、学生生活調査実施検討委員会による検討を踏まえ、調査票及び調査実施方法を策定し、平成 28 年 11 月に調査を実施した。                      なお、前回(平成 26 年度実施)に引き続き、調査項目には「大学生等の学習状況に関する調査」(国立教育政策研究所と共同実施)及び「学生に対するインターンシップ実施状況調査」を含めた。                      また、大学・短期大学別の調査票とするとともに、回答者の負担軽減のため調査票を折らずに提出できるように、調査票提出用封筒のサイズを変更したほか、配付資料の帳合を機構側で行うなど、調査依頼校の事務負担軽減を図った。</p> <p>○「大学等における学生支援の取組状況に関する調査(平成 27 年度)」の結果の公表等                      大学等における学生支援に関するニーズを把握するため、全国の大学・短期大学・高等専門学校を対象として、大学等における学生支援の取組状況について原則隔年で調査を実施している。                      平成 28 年度は、平成 27 年度に実施した調査について各大学等から提出された回答を集計し、集計報告として取りまとめた。                      また、外部有識者の協力を得て調査領域ごとに調査結果を分析し、更に、新たに実施した実地調査(計 11 大学)について、分析報告「大学教育の継続的変動と学生支援」として取りまとめた。                      集計報告及び分析報告については、機構ホームページにて平成 29 年 2 月に公</p>	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;                      ・学生生活調査について、調査実施に当たり、回答者の負担軽減を図ったこと及び学校の事務負担軽減に配慮したことは評価できる。                      また、全国の学生を対象として生活実態等を把握する国内唯一の調査であり、これを継続して実施していることは評価できる。                      ・大学等における学生支援の取組状況に関する調査について、調査領域を新設するとともに、キャリア教育・就職支援、学生寮に関する質問を充実する等、新たな調査の視点を取り入れたこと、また、実地調査結果を通じて大学等の特色ある取組事例を紹介したことは評価できる。                      ・学生のアルバイトに伴うトラブル防止をテーマとして開催した</p>

	<p>供等の改善に努める。</p>	<p>等を分析し、公表する。 さらに、学生生活調査や大学等における学生支援の取組状況に関する調査等の結果を踏まえ、各大学等に生じている喫緊の課題の解決に向けた先進事例等を紹介するセミナーを実施する。</p>	<p>表した。 [平成 27 年度調査の主な特徴] ①学長等の学生支援全般に関するグランドデザインや成績不振学生・不登校学生に係る調査領域を新設した。 ②キャリア教育・就職支援と学生寮に係る質問を充実した。 ③大学等における先進的な取組を把握するため、書面調査に加えて外部有識者(学生支援の取組状況に関する調査協力者会議委員)の協力を得て実地調査を行った。</p> <p>○「学生生活にかかるリスクの把握と対応に関するセミナー～学生アルバイト問題への対応について～」の開催 大学等における学生アルバイトに伴うトラブル防止を図るため、具体的な問題の事例や課題の解決に向けた好事例の紹介等を行うことにより、この問題に対する意識向上の気運を醸成し、大学等における学生支援の充実を図ることを目的として、以下のとおりセミナーを開催した。 ①日程・会場:平成 28 年 11 月 24 日(東京国際交流館プラザ平成) ②対象:大学等の理事・副学長相当職、学生支援に携わる教職員等 ③協力:文部科学省、厚生労働省 ④実施概要:厚生労働省による行政説明、専門家による講演、各事例発表とパネルディスカッションを実施 ⑤参加者数:210 人 ⑥参加校数:193 校 ⑦満足度:95.1%</p>	<p>セミナーは、学生生活にかかる喫緊の課題の解決のために大学等にとって参考となるものであり、参加者からも高い満足度を得られており、評価できる。</p>
--	-------------------	---	---	--

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

4 学生生活支援事業

(2) 障害のある学生等に対する支援の充実

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	106,507	89,665	94,939		
従事人員数(人)	10	8	9		

注) 決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	28 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
障害のある学生等、固有のニーズのある学生の支援に資するための情報の収集・分析・提供を行うとともに、障害学生支援の体制整備の促進や、先進的な事例の収集・分析・提供等を図る。	大学等における障害のある学生に対する支援の充実に資するよう、現在の大学等全体の課題の調査、分析、情報提供を行う。 さらに、先進的な事例の収集・分析・提供、教職員の支援能力の向上を図る事業の実施に加えて、障害学生支援の体制整備を促進する事業や調査	障害のある学生等、固有のニーズのある学生に対する大学等の支援の充実に資するため以下の施策を実施する。 ①「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」について、調査項目や分析の改善・充実に資する。また、新たに、障害学生と大学等との紛争の防止・	<45> 障害のある学生の修学支援に関する実態調査・分析等の充実のための取組状況	○大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査 障害のある学生の今後の修学支援に関する方策の検討に資するため、全国の大学、短期大学及び高等専門学校における障害学生の状況及びその支援状況について把握することを目的として、毎年実施している。  (1)平成 27 年度調査結果の公表 平成 27 年度に実施した調査について機構ホームページにて公表した。(平成 28 年 8 月)  (2)平成 28 年度調査の実施 ・9 月～10 月に書面調査を実施した(回収率 100%)。 ・学外実習、実技・実習支援・地域ネットワーク、体制整備等について、全国 4 箇所(北海道、関東、中部、近畿)において高等教育機関計 27 校を対象に、地域毎に合同ヒアリングを行った。 ・調査結果について機構ホームページにて公表した。(平成 29 年 4 月)  [平成 27 年度調査からの変更点] ①障害者差別解消法に関する対応要領等の整備状況についての設問を追加 ②障害学生支援に関する紛争の防止、解決等に関する機関についての設問内容を変更 ③支援の申し出等の相談に関する対応手順についての設問内容を変更 ④支援学生(ノートテイク等)に関する設問を追加	<評定> B  <評定根拠> ・「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」の実施にあたり、「障害者差別解消法」の施行(平成28年4月)を踏まえた設問の見直しや追加を行った。このことにより、法施行に伴う大学等の体制整備の実態をより詳細に把握したことは、今後の障害学生支援の充実に資するものであり、評価できる。 ・これまでの調査結果及び分析を元に実施した合同ヒアリングの結果、大学等の実態をより具体的に把握することができた。また、地域単位での実施は地域における大学等のネットワーク強化にも資するものであり、評価できる。 ・障害のある学生に関する紛争の防止、解決等に関して調査

	研究の充実を図る。	解決等に関する事例を収集し、分析・公表する。	<p>(3)平成 17 年度以降の調査結果の分析 「障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議」の協力により、平成 26～28 年度調査結果を中心に調査開始以降の経年推移及び合同ヒアリング結果について分析を進めた。結果報告は機構ホームページにて平成 29 年度公表予定。</p> <p>○「障害のある学生に関する紛争の防止、解決等事例集」の作成 平成 28 年 4 月の「障害者差別解消法」の施行に伴い、障害学生と大学等との間において、差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する相談や紛争の増加が予想される。については、これらの紛争の防止や解決に関する具体例等、大学等における障害学生支援の参考となるような事例集を作成するため、障害のある学生に関する紛争の防止、解決等に関する調査を平成 28 年 7 月～8 月に実施した。</p> <p>(1)調査対象機関 ・全国の大学・短期大学及び高等専門学校:1,180 校 ・国及び地方自治体の相談機関、障害者向け相談対象機関等:2,013 機関</p> <p>(2)収集事例数 ・全国の大学・短期大学及び高等専門学校:224 事例 ・国及び地方自治体の相談機関、障害者向け相談対象機関等:33 事例</p> <p>(3)事例集の公表 収集した事例については、『「障害者差別解消法」施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集』協力者会議の協力により、公表に向けて準備を進めた。(機構ホームページにて平成 29 年度公表予定)</p>	及び事例収集を実施したことは、各大学等での紛争の防止、解決等に関する意識啓発に繋がるとともに、取組の参考となるものであり、評価できる。
--	-----------	------------------------	---	---



	<p>また、学生等のメンタルヘルスについても、学内外の連携など学生支援の充実、強化に必要な支援事業を実施する。</p>	<p>② 大学等における障害のある学生に対する支援体制の整備を促進するため、各大学等に対し、理解促進・普及啓発を図る事業を実施する。</p> <p>③ 大学等の担当者等を対象として、実践的な支援能力の向上を図る事業等を実施する。</p> <p>④ 学生等のメンタルヘルスについても、学内外の連携など学生支援の充実、強化に必要な支援事業を実施する。</p>	<p>&lt;46&gt; 障害のある学生等の支援に係る事業の実施状況</p>	<p>○「全国障害学生支援セミナー」の開催</p> <p>(1)体制整備支援セミナー          目的:平成28年4月の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律における合理的配慮規定等の施行により、法的義務または努力義務となった大学等における合理的配慮に関する対応について、理解促進・普及啓発を図る。</p> <p>&lt;体制整備支援セミナー実施概要&gt;</p> <table border="1" data-bbox="833 402 1505 667"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>会場</th> <th>参加者数</th> <th>満足度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7月4日</td> <td>北海道大学</td> <td>81人</td> <td>98.6%</td> </tr> <tr> <td>11月11日</td> <td>東北大学</td> <td>69人</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>9月14日</td> <td>東京大学</td> <td>332人</td> <td>97.7%</td> </tr> <tr> <td>10月4日</td> <td>名古屋大学</td> <td>160人</td> <td>96.9%</td> </tr> <tr> <td>12月16日</td> <td>広島大学</td> <td>141人</td> <td>99.2%</td> </tr> <tr> <td>11月8日</td> <td>九州大学</td> <td>109人</td> <td>98.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)専門テーマ別セミナー          目的:専門的なテーマに焦点を当て、支援体制の向上に関する情報や意見の交換等を行い、障害学生支援の充実に資する。</p> <p>&lt;専門テーマ別セミナー実施概要&gt;</p> <table border="1" data-bbox="833 858 1729 1380"> <thead> <tr> <th>テーマ</th> <th>日程</th> <th>協力大学</th> <th>会場</th> <th>参加者数</th> <th>満足度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発達障害学生支援における学内支援体制の構築～支援チームの形成と連携の在り方～</td> <td>9月26日</td> <td>富山大学</td> <td>日本科学未来館</td> <td>191人</td> <td>98.2%</td> </tr> <tr> <td>障害者差別解消法元年にみる高等教育機関におけるしょうがい学生支援の到達点とその課題</td> <td>11月23日</td> <td>宮城教育大学</td> <td>CIVI 秋葉原研修センター</td> <td>120人</td> <td>98.2%</td> </tr> <tr> <td>大学における発達障害学生への修学支援とコンプライアンスについて考える</td> <td>12月1日</td> <td>筑波大学</td> <td>新大阪丸ビル別館</td> <td>140人</td> <td>99.2%</td> </tr> </tbody> </table>	日程	会場	参加者数	満足度	7月4日	北海道大学	81人	98.6%	11月11日	東北大学	69人	100.0%	9月14日	東京大学	332人	97.7%	10月4日	名古屋大学	160人	96.9%	12月16日	広島大学	141人	99.2%	11月8日	九州大学	109人	98.9%	テーマ	日程	協力大学	会場	参加者数	満足度	発達障害学生支援における学内支援体制の構築～支援チームの形成と連携の在り方～	9月26日	富山大学	日本科学未来館	191人	98.2%	障害者差別解消法元年にみる高等教育機関におけるしょうがい学生支援の到達点とその課題	11月23日	宮城教育大学	CIVI 秋葉原研修センター	120人	98.2%	大学における発達障害学生への修学支援とコンプライアンスについて考える	12月1日	筑波大学	新大阪丸ビル別館	140人	99.2%	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害学生支援にかかる体制整備及び専門テーマという観点からセミナーを実施し、高い満足度を得たことは、特に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の合理的配慮規定等の施行後、大学等における障害学生支援に関する理解促進や支援体制の充実に資するものであり、評価できる。</li> <li>・障害学生支援実務者育成研修会において基礎・応用プログラムにレベルを分けて研修を実施したことは、大学等の担当者の実践的な支援能力の向上に資するものであり、評価できる。</li> <li>・心の問題と成長支援ワークショップにおいて、学生のメンタルヘルスやカウンセリングについて大学等教職員の理解を深めるとともに対応能力の向上を図ったことは、大学等における支援の充実・強化に資するものとして評価できる。</li> </ul>
日程	会場	参加者数	満足度																																																						
7月4日	北海道大学	81人	98.6%																																																						
11月11日	東北大学	69人	100.0%																																																						
9月14日	東京大学	332人	97.7%																																																						
10月4日	名古屋大学	160人	96.9%																																																						
12月16日	広島大学	141人	99.2%																																																						
11月8日	九州大学	109人	98.9%																																																						
テーマ	日程	協力大学	会場	参加者数	満足度																																																				
発達障害学生支援における学内支援体制の構築～支援チームの形成と連携の在り方～	9月26日	富山大学	日本科学未来館	191人	98.2%																																																				
障害者差別解消法元年にみる高等教育機関におけるしょうがい学生支援の到達点とその課題	11月23日	宮城教育大学	CIVI 秋葉原研修センター	120人	98.2%																																																				
大学における発達障害学生への修学支援とコンプライアンスについて考える	12月1日	筑波大学	新大阪丸ビル別館	140人	99.2%																																																				

## ○「障害学生支援実務者育成研修会 基礎プログラム／応用プログラムの開催

①目的:障害学生支援に関する基礎知識に基づき、障害学生が修学目的を達成できるよう、ニーズに応じた円滑かつ効率的な支援を実施することのできる教職員を養成する。また、所属校の障害学生支援体制の課題を明確化し、整備・改善に貢献できる教職員としての能力向上を図る。

②対象者:大学、短期大学、高等専門学校の障害学生支援に関わる教職員

③期待される効果:

## [基礎プログラム]

- ・障害学生支援の基礎知識(基本方針、障害学生のニーズ、障害学生の支援方法等)について基本的な理解を深め、自校の意識を向上させることができる。
- ・修学上必要な支援について関係者(学外者を含む)と連携・協力関係を築くなどのコーディネートをすることができる。

## [応用プログラム]

- ・自校における障害学生の支援計画の策定・マネジメントを行うことができる。
- ・自校の障害学生支援体制の課題を明確化し、整備・改善に貢献できる。

④実施概要:

名称	日程	開催地	会場	受講者数	満足度
基礎プログラム	8月25日 8月26日	東京	品川区立荏原平塚総合区民会館 スクエア荏原	161人	93.6%
	8月22日 8月23日	大阪	千里ライフサイエンスセンター	135人	89.7%
応用プログラム	9月20日 9月21日 12月5日	東京	東京国際交流館 (プラザ平成)	78人	88.4%

## ○「心の問題と成長支援ワークショップーメンタルヘルス向上とカウンセリナー」の開催

①目的:メンタルヘルス向上とカウンセリングに関する基礎知識の事前学習、参加者間の討議などを通じて、学生の心の問題等に関する課題やニーズの理解を深め、大学等における学生の心のセーフティネットの充実に資することを目的とする。

②対象者:大学等で学生支援に関わる教職員

③期待される効果:

- ・心の悩みを抱える学生や心理的発達に関連して困難を抱える学生に対し、窓口で初期対応が適切にできる。
- ・心の悩みを抱える学生や心理的発達に関連して困難を抱える学生を必要な

支援につなぐために、関係者と連携・協力して対応できる。  
 ・自校における組織のあり方や学生支援方針を意識した支援に取り組むことができる。

④実施概要:

日程	開催地	会場	参加者	満足度
9月1日・2日	東京	東京国際交流館(プラザ平成)	118人	97.2%
8月4日・5日	大阪	新梅田研修センター	105人	97.9%

## I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

## 4 学生生活支援事業

## (3) キャリア・就職支援の実施

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	88,625	80,583	42,652		
従事人員数(人)	8	7	4		

注) 決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	28 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価	
キャリア・就職支援のうち、取組が十分でない、又は大学等によって取組に格差があるものについては、大学や企業と連携して先進的な事例の収集・分析・提供等を行うことにより、各大学等における効果的な取組の実施の支援に努める。	キャリア・就職支援のうち、取組が十分でない、又は大学等によって取組に格差があるものについては、大学や企業と連携して先進的な事例の収集・分析・提供等を行うことにより、各大学等における効果的な取組の実施の支援に努める。	大学等の取組に大きな格差があることから、キャリア教育の充実を図るため、以下の事業を実施する。 ① 大学等や企業の担当者等を招き、キャリア教育の先進事例の紹介、大学等、国、地方公共団体及び企業による情報交換会等を行うガイダンスを実施	<47> キャリア・就職支援の実施状況	○「全国キャリア・就職ガイダンス」の開催 ①目的: 大学、短期大学、高等専門学校卒業予定者の就職・採用に関し、政府各省の行政説明、講演と、国、地方公共団体、大学等、企業の関係者が一堂に会して情報交換・意見交換を行うことにより、産学官連携による人材育成等キャリア教育・就職支援の充実に資する。 ②日程・会場: 6月14日(東京ビッグサイト) ③対象: 大学・短期大学・高等専門学校の就職指導担当者・留学生業務担当者・障害学生支援業務担当者、大学等関係団体、企業等の採用担当者、企業等関係団体 ④協力団体等: ・主催: 文部科学省、就職問題懇談会、独立行政法人日本学生支援機構 ・協力: 厚生労働省、経済産業省、農林水産省、総務省 ・後援: 一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、公益社団法人経済同友会 ⑤実施概要: (ア)大学関係者及び企業関係者による講演 (イ)政府各省による行政説明 (ウ)国、地方公共団体、大学等及び企業の関係者が一堂に会しての情報交換会 (エ)多様な学生に対応したキャリア就職支援情報の提供 ・キャリア教育・就職支援についてのセッション ・外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション ・障害学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション	<評定> B  <評定根拠> ・「全国キャリア・就職ガイダンス」において、専門家及び経済人による講演や、大学や企業等からの参加者が情報交換を行ったことは、産官学の連携によりキャリア教育・就職支援の充実を図るものとして評価できる。 ・「インターンシップ等専門人材ワークショップ」において、大学等でインターンシップ等の実施に取り組む専門人材の育成に努めたことは評価できる。 ・「キャリア教育・就職支援ワークショップ」において、企業からの参加者の助言の下、産学連携教育の推進について大学等の教職員の知見・実践力の向上を図ったことは、評価できる。 ・インターンシップの実施状況に関する調査の追加集計を公表したことや、インターンシップ受	

する。  
 ② キャリア教育の先進事例の成果発表や意見交換を通じ、各大学等の取組の共有化を図るための機会を提供する。  
 ③ 大学等のインターンシップ等のキャリア教育の実施状況等に関する情報の収集・提供等を行う。

- ⑥参加者数:1,090人  
 ※各セッションの参加者数については以下のとおり。
  - ・キャリア教育・就職支援についてのセッション:215人
  - ・外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション:188人
  - ・障害学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション:258人
- ⑦満足度:94.5%

○「インターンシップ等専門人材ワークショップ」の開催

- ①目的:大学等におけるインターンシップ等キャリア教育の推進のため、レクチャー、事例発表、グループワーク等を通じて、スキルやノウハウの向上を図る。
- ②対象:大学等の管理者、キャリア教育を担当する教職員等
- ③実施概要:
  - (ア)文部科学省による行政説明
  - (イ)企業関係者及び大学関係者によるレクチャー
  - (ウ)対象を管理者と実務者とに分けたセッション
  - (エ)大学関係者によるインターンシップ実施事例発表
  - (オ)参加者によるグループワーク
  - (カ)全体会での総括

<インターンシップ等専門人材ワークショップ実施状況>

地区	実施日	会場	受講者数	満足度
東京	12月6日	東京国際交流館プラザ平成	142人	99.1%
関西	11月10日	兵庫国際交流会館	112人	99.0%

○「キャリア教育・就職支援ワークショップ」の開催

- ①目的:大学等におけるキャリア教育から就職まで一貫した支援をより充実させるため、産業界からの期待や要望を踏まえた産学連携教育の推進を中心とした講演、レクチャー、グループワークにより、教職員の実践面の向上を図る。
- ②対象:大学等のキャリア教育・就職支援業務を担当する教職員等
- ③実施概要:
  - (ア)文部科学省による行政説明
  - (イ)企業関係者による講演
  - (ウ)大学関係者によるレクチャー
  - (エ)参加者によるグループワーク(企業関係者も参加)

入企業に関する情報提供システムの在り方について関係機関と連携を取ったことは、インターンシップの推進に資するものであり評価できる。

## (カ)全体会での総括

## &lt;キャリア教育・就職支援ワークショップ実施状況&gt;

地区	実施日	会場	受講者数	満足度
東京	1月31日	日本大学会館	112人	95.3%
大阪	1月24日	グランフロント大阪ナレッジキャピタルカンファレンスルームタワーB	106人	95.6%

## ○「JASSO インターンシップ受入企業等情報提供システム」の廃止

中小企業を中心にインターンシップの受入れを実施している企業の情報に関して、Uターン・Iターン希望者等に対して希望地域で実施されているインターンシップ情報を地域の枠を越えて全国規模で提供するため、平成26年度の文部科学省大学改革推進等補助金「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業(公表・普及事業)」によりシステムを構築し、受入企業等データの入力、閲覧等の運用を開始した。

一方で、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部の「地方創生インターンシップ事業」において、「地方創生インターンシップポータルサイト」(大学ごと、地方公共団体ごとに域内で実施しているインターンシップ情報を掲載したポータルサイト)が、文部科学省と連携して平成28年度に立ち上げられた。

同ポータルサイトは、当システムの設置目的・機能を包含するものであり、利用できる学生の範囲も大きく拡がることから、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部と協議の上、今後は大学等関係機関に同ポータルサイトの利用を促進することとし、機構による当システムの運用・管理は平成28年度限りとした。

## ○「学生に対するインターンシップ実施状況調査(平成26年度)」全体結果の公表

大学生等のインターンシップの経験等に関する状況を把握する目的で、平成26年11月、全国の大学、短期大学及び大学院の学生を対象として調査を実施し、約44,000件の回答を得た。このうち、先行して約9,000件の調査結果を平成27年3月26日に公表したが、残りの約35,000件についても追加集計を行い、平成28年7月28日に調査結果を公表した。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

5 その他附帯業務

(1) 高校生等に対する学資金貸与事業への協力

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	I-2-(3)に含む。	I-2-(3)に含む。	I-2-(3)に含む。		
従事人員数(人)	I-2-(3)に含む。	I-2-(3)に含む。	I-2-(3)に含む。		

注) 決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	28 年度計画	評価指標	業務実績	自己評価	
平成 17 年度入学生から都道府県に移管した高校生等に対する学資金の貸与事業について、既定の方針に基づいて事業の円滑な実施に協力する。	平成 17 年度入学生から都道府県に移管した高校生等に対する学資金の貸与事業について、既定の方針に基づいて事業の円滑な実施に協力する。	平成 17 年度入学生から都道府県に移管した高校生等に対する学資金の貸与事業について、既定の方針に基づいて情報提供を行い、事業の円滑な実施に協力する。	<48> 高校奨学金事業の円滑な実施のための協力状況	高校奨学金事業が円滑に実施されるように、高校奨学金に関する各種統計の更新資料を各都道府県高等学校等奨学金事業主管課へ送付し(平成 29 年 3 月)、都道府県からの各種問い合わせに対応した。	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;                      高校奨学金事業について、都道府県からの各種問合せ等に対応し、高校奨学金事業の円滑な実施に協力したことは評価できる。</p>	

## I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

## 5 その他附帯業務

## (2) 寄附金事業の実施

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
決算額(千円)	60,734	76,079	230,938		
従事人員数(人)	2	2	2		

注) 決算額は支出額(物件費及び人件費(従事人員数に職員給与平均単価を乗じて算出)の合計額)を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価																		
中期目標	中期計画	28 年度計画	評価指標	業務実績		自己評価												
学生等の支援に資する寄附金事業を適切に実施する。	学生等の支援に資する寄附金事業を適切に実施する。	JASSO 支援金及び優秀学生顕彰等、学生等の支援に資する寄附金事業を適切に実施する。	<49> 寄附金事業の実施状況	<p>○JASSO 支援金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害により、居住する住宅に半壊以上等の被害を受けたことで、学生生活の継続に支障をきたした学生・生徒が、一日も早く通常の学生生活に復帰し学業を継続するための支援として、JASSO 支援金を支給した。</li> <li>・災害救助法適用時の緊急採用・返還期限猶予等を案内するプレスリリースやメールマガジン等に、併せて JASSO 支援金の案内を行い、周知に努めた。</li> <li>・熊本地震の影響により、JASSO 支援金の申請が増加したが、学校と連携を図り、円滑な審査及び支給に努めた。</li> </ul> <p>&lt;JASSO 支援金支給状況&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 26 年度</th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給人数(人)</td> <td>40</td> <td>313</td> <td>1,953</td> </tr> <tr> <td>支給総額(千円)</td> <td>4,000</td> <td>31,300</td> <td>195,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>○優秀学生顕彰</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程を対象として、経済的理由により修学に困難がある学生・生徒で、優れた業績を挙げた者を奨励・支援し、21 世紀を担う前途有望な人材の育成に資することを目的として、優秀学生顕彰を実施した。</li> <li>・学術、文化・芸術、スポーツ、社会貢献、産業イノベーション・ベンチャー、国際国流の 6 分野で実施しており、受賞者からの応援メッセージやビデオレターを</li> </ul>		区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	支給人数(人)	40	313	1,953	支給総額(千円)	4,000	31,300	195,300	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法適用時に、速やかに制度を周知し、支援金を支給したことは評価できる。</li> <li>・優秀学生顕彰を実施し、経済的理由により修学に困難があり、かつ優れた業績を挙げた学生・生徒を表彰・支援したことは評価できる。</li> </ul>
区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度															
支給人数(人)	40	313	1,953															
支給総額(千円)	4,000	31,300	195,300															



機構ホームページで配信し、広報を図った。

<平成 28 年度優秀学生顕彰結果>

(単位:人)

分野	応募者数	入賞者数	入賞者数		
			大賞	優秀賞	奨励賞
学術	12	8	2	3	3
文化・芸術	22	13	2	5	6
スポーツ	37	22	5	5	12
社会貢献	11	5	2	0	3
産業イノベーション ・ベンチャー	2	2	1	0	1
国際交流	8	4	0	2	2
計	92	54	12	15	27

## Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 業務の効率化

#### (1) 一般管理費等の削減

主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	(参考情報) 当該年度までの累 積値等、必要な情 報
(1)一般管理費 の削減 (計画値)	平成 25 年度予算を 基準として中期目 標期間中に 16%以 上削減する。	—	4 億 6,300 万円 以下 (削減率:3.1% 以上)	4 億 4,800 万円 以下 (削減率:6.3% 以上)	4 億 3,300 万円 以下 (削減率:9.4% 以上)			
(実績値)	—	4 億 7,800 万円 ※平成 25 年度予 算額	4 億 4,617 万円 (削減率:6.7%)	3 億 3,622 万円 (削減率:29.7%)	3 億 6,895 万円 (削減率:22.8%)			
(達成度) ※平成 25 年 度予算に対 する削減率 の計画値を 100%とす る。	—	—	216.2%	471.4%	242.6%			
(2)業務経費の 削減 (計画値)	平成 25 年度予算を 基準として中期目 標期間中に 9%以 上削減する。	—	78 億 6,700 万円 以下 (削減率:1.8% 以上)	77 億 2,300 万円 以下 (削減率:3.6% 以上)	75 億 7,900 万円 以下 (削減率:5.4% 以上)			
(実績値)	—	80 億 1,100 万円 ※平成 25 年度予 算額	64 億 2,690 万円 (削減率: 19.8%)	57 億 9,046 万円 (削減率: 27.7%)	58 億 8,728 万円 (削減率: 26.5%)			
(達成度) ※平成 25 年 度予算に対 する削減率 の計画値を 100%とす る。	—	—	1,100.0%	769.4%	490.7%			

注)削減対象となる一般管理費は、決算報告書の一般管理費のうち、人件費、公租公課及び土地借料を除いた金額である。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価															
中期目標	中期計画	28年度計画	評価指標	業務実績	自己評価										
<p>業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）に関しては、平成25年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費（奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、平成25年度予算を基準として、その9%以上を削減する。</p>	<p>業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）に関しては、平成25年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費（奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、平成25年度予算を基準として、その9%以上を削減する。</p>	<p>業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）及び業務経費（奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、中期計画の達成に向け経費節減に努める。</p>	<p>&lt;50&gt; 一般管理費（人件費、公租公課及び土地借料を除く。）削減の進捗状況 S: 削減率がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている A: 4億2,400万円以下（削減率：11.3%以上） B: 4億2,400万円超4億3,300万円以下（削減率：9.4%以上11.3%未満） C: 4億3,300万円超4億4,200万円以下（削減率：7.5%以上9.4%未満） D: 4億4,200万円超（削減率：7.5%未満）</p>	<p>○経費削減に係る取組 昨年度に引き続き、以下の事項を業務に支障のない範囲で実施することにより、役職員の省エネルギーに関する意識の向上に努め、光熱水費等の経費の抑制を図った。 ・クールビズ、ウォームビズの励行 ・パソコン・ディスプレイの省電力設定、離席時の電源オフ等の徹底 ・エレベーターの運転台数の削減 ・廊下、ロビー等共用部分の照明オフ また、タブレット型端末を導入し、会議等におけるペーパーレス化を図った。</p> <p>&lt;一般管理費の削減状況&gt; (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>平成25年度</th> <th>平成28年度</th> <th rowspan="2">平成25年度予算 に対する削減割合</th> </tr> <tr> <th>予算</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>478,000</td> <td>368,949</td> <td>22.8%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成25年度	平成28年度	平成25年度予算 に対する削減割合	予算	実績	一般管理費	478,000	368,949	22.8%	<p>&lt;評定&gt; A</p> <p>&lt;評定根拠&gt; 経費の削減に努め、一般管理費（人件費、公租公課及び土地借料を除く。）が年度計画値4億3,300万円を大きく下回ったことは評価できる。</p>
区分	平成25年度	平成28年度	平成25年度予算 に対する削減割合												
	予算	実績													
一般管理費	478,000	368,949	22.8%												

			<p>&lt;51&gt; 業務経費(人件費、奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。)削減の進捗状況</p> <p>S: 削減率がA評価と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている</p> <p>A: 74 億 9,300 万円以下(削減率: 6.5%以上)</p> <p>B: 74 億 9,300 万円超 75 億 7,900 万円以下(削減率: 5.4%以上 6.5%未満)</p> <p>C: 75 億 7,900 万円超 76 億 6,700 万円以下(削減率: 4.3%以上 5.4%未満)</p> <p>D: 76 億 6,700 万円超 (4.3%未満)</p>	<p>○事業費の削減状況</p> <p>&lt;事業費の削減状況&gt; (単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="824 240 1536 416"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>平成25年度</th> <th>平成28年度</th> <th rowspan="2">平成25年度予算 に対する削減割合</th> </tr> <tr> <th>予算</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務経費</td> <td>8,011,000</td> <td>5,887,275</td> <td>26.5%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成25年度	平成28年度	平成25年度予算 に対する削減割合	予算	実績	業務経費	8,011,000	5,887,275	26.5%	<p>&lt;評価&gt; A</p> <p>&lt;評価根拠&gt; 経費の削減に努め、業務経費(人件費、奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。)が年度計画値 75 億 7,900 万円を大きく下回ったことは評価できる。</p>
区分	平成25年度	平成28年度	平成25年度予算 に対する削減割合												
	予算	実績													
業務経費	8,011,000	5,887,275	26.5%												

<p>また、奨学金貸与業務に関する費用(新規に追加される業務経費を除く。)については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成25年度予算を基準として、平成30年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることをとする。</p> <p>なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。</p>	<p>また、奨学金貸与業務に関する費用(新規に追加される業務経費を除く。)については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成25年度予算を基準として、平成30年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることをとする。</p> <p>なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。</p>	<p>また、奨学金貸与業務に関する費用(新規に追加される業務経費を除く。)については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成25年度予算を基準として、平成30年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることをとする。</p> <p>なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。</p>	<p>&lt;52&gt; 奨学金貸与業務における事業規模の推移を踏まえた費用の効率化の状況</p>	<p>○奨学金貸与業務に関する費用の効率化の状況</p> <p>&lt;奨学金貸与業務に関する費用の効率化状況&gt; (単位:千円)</p> <table border="1" data-bbox="828 239 1601 438"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>平成25年度</th> <th>平成28年度</th> <th rowspan="2">平成25年度基準額に対する伸び率</th> </tr> <tr> <th>基準額</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期首要回収額</td> <td>535,536,125</td> <td>644,369,265</td> <td>20.3%</td> </tr> <tr> <td>奨学金貸与業務に関する費用</td> <td>5,889,547</td> <td>5,784,885</td> <td>△1.8%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成25年度	平成28年度	平成25年度基準額に対する伸び率	基準額	実績	期首要回収額	535,536,125	644,369,265	20.3%	奨学金貸与業務に関する費用	5,889,547	5,784,885	△1.8%	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt; 奨学金貸与業務に関する費用(新規に追加される業務経費を除く。)について、期首要回収額の伸び率を下回るよう削減を図ったことは評価できる。</p>
区分	平成25年度	平成28年度	平成25年度基準額に対する伸び率																
	基準額	実績																	
期首要回収額	535,536,125	644,369,265	20.3%																
奨学金貸与業務に関する費用	5,889,547	5,784,885	△1.8%																
<p>総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをすることとする。</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与</p>	<p>総人件費については、政府の方針及び国家公務員の給与見直しの動向を踏まえ、厳しく見直しをすることとする。給与水</p>	<p>総人件費については、政府の方針及び国家公務員の給与見直しの動向を踏まえ、厳しく見直しをすることとする。給与水</p>	<p>&lt;53&gt; 政府の方針等を踏まえた総人件費の見直し及び給与水準の適正化に係る実施状況</p>	<p>○政府の方針等を踏まえた人件費の見直し</p> <p>一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い、俸給表の水準の引上げ及び地域手当、単身赴任手当、広域異動手当、勤勉手当の引上げを実施した。</p> <p>&lt;人件費の状況&gt;</p> <table border="1" data-bbox="840 1300 1512 1380"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> <th>(参考)平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績額</td> <td>35億0259万円</td> <td>34億0462万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成28年度	(参考)平成27年度	実績額	35億0259万円	34億0462万円	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt; 一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い、俸給表の水準の引上げ及び地域手当、単身赴任手当、広域異動手当、勤勉手当の引上げを実施した。給与水準の検証の結果、国家公務員との給与水準の比較指標は100.0となっており適正で</p>								
区分	平成28年度	(参考)平成27年度																	
実績額	35億0259万円	34億0462万円																	

<p>水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に関する検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に関する検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>○給与水準の検証及び公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度の職員給与について、機構職員と国家公務員との給与水準の比較指標(ラスパイレス指数)は100.0となっている。</li> <li>なお、給与水準に関する検証結果等については今後ホームページにおいて公表予定。</li> <li>・平成27年度給与水準の検証結果等については、平成28年6月にホームページに公表した。</li> </ul>	<p>あると評価できる。</p>
--	---	---	--	------------------

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務の効率化

(2) 外部委託等の推進

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価																																					
中期目標	中期計画	28年度計画	評価指標	業務実績			自己評価																														
<p>機構の業務全般について、効果的・効率的な業務の実施が見込まれるものについて競争入札等による民間委託を推進し、業務の効率化を一層推進する。</p>	<p>効果的・効率的業務運営に資するため、専門的かつ高度な判断を伴う業務を除く単大量業務を中心に外部委託を進める。奨学金の返還金回収業務においては、計画的に回収業務の委託を実施する。</p> <p>また、国際交流会館等において、管理運営業務の委託を適切に実施する。</p>	<p>奨学金貸与業務においては、返還誓約書等の点検等について引き続き外部委託を実施するとともに、返還金回収業務においては、初期延滞債権及び中長期の延滞債権について計画的に回収業務の委託を実施する。</p> <p>また、国際交流会館等については、その管理・運営業務において、一般競争入札に基づく民間委託を実施する。</p>	<p>&lt;54&gt; 外部委託の実施状況</p>	<p>○奨学金貸与業務における外部委託</p> <p>(1)返還誓約書点検業務の委託状況</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施時期</th> <th>委託件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>返還誓約書の点検 (平成22年度以降採用者分)</td> <td>平成28年4月～ 平成29年3月</td> <td>465,195</td> </tr> </tbody> </table>			区分	実施時期	委託件数	返還誓約書の点検 (平成22年度以降採用者分)	平成28年4月～ 平成29年3月	465,195	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・返還誓約書の点検について引き続き外部委託すると共に、初期延滞債権及び中長期の延滞債権について計画的に回収業務の委託を実施したことは評価できる。</li> <li>・全ての国際交流会館等の管理運営業務について一般競争入札により選定した受託者により業務委託を行っていることは評価できる。</li> </ul>																								
				区分	実施時期	委託件数																															
				返還誓約書の点検 (平成22年度以降採用者分)	平成28年4月～ 平成29年3月	465,195																															
				<p>(2)返還金回収業務の委託状況</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施期間</th> <th>委託件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口座振替不能者への督促架電 (口座振替不能1回目～5回目)</td> <td>平成28年4月～ 平成31年3月</td> <td>1,735,792</td> </tr> <tr> <td>払込取扱票送付後の督促架電</td> <td>平成28年4月～ 平成29年3月</td> <td>114,782</td> </tr> <tr> <td>初期延滞債権の回収委託</td> <td>平成27年4月～ 平成28年8月</td> <td>11,381</td> </tr> <tr> <td>初期延滞債権の回収委託</td> <td>平成28年4月～ 平成29年8月</td> <td>62,560</td> </tr> <tr> <td>中長期延滞債権の回収委託 (延滞2年半以上8年未満、6ヶ月入金なし)</td> <td>平成27年2月～ 平成28年8月</td> <td>6,782</td> </tr> <tr> <td>中長期延滞債権の回収委託 (延滞2年半以上8年未満、6ヶ月入金なし)</td> <td>平成27年8月～ 平成29年8月</td> <td>10,551</td> </tr> <tr> <td>中長期延滞債権の回収委託 (延滞2年半以上8年未満、6ヶ月入金なし)</td> <td>平成28年8月～ 平成30年8月</td> <td>8,403</td> </tr> <tr> <td>新規返還者等の督促架電及び延滞債権の回収委託</td> <td>平成27年11月～ 平成28年7月</td> <td>3,895</td> </tr> <tr> <td>新規返還者等の督促架電及び延滞債権の回収委託</td> <td>平成28年11月～ 平成29年7月</td> <td>6,260</td> </tr> </tbody> </table>			区分	実施期間	委託件数	口座振替不能者への督促架電 (口座振替不能1回目～5回目)	平成28年4月～ 平成31年3月	1,735,792		払込取扱票送付後の督促架電	平成28年4月～ 平成29年3月	114,782	初期延滞債権の回収委託	平成27年4月～ 平成28年8月	11,381	初期延滞債権の回収委託	平成28年4月～ 平成29年8月	62,560	中長期延滞債権の回収委託 (延滞2年半以上8年未満、6ヶ月入金なし)	平成27年2月～ 平成28年8月	6,782	中長期延滞債権の回収委託 (延滞2年半以上8年未満、6ヶ月入金なし)	平成27年8月～ 平成29年8月	10,551	中長期延滞債権の回収委託 (延滞2年半以上8年未満、6ヶ月入金なし)	平成28年8月～ 平成30年8月	8,403	新規返還者等の督促架電及び延滞債権の回収委託	平成27年11月～ 平成28年7月	3,895	新規返還者等の督促架電及び延滞債権の回収委託	平成28年11月～ 平成29年7月	6,260
				区分	実施期間	委託件数																															
				口座振替不能者への督促架電 (口座振替不能1回目～5回目)	平成28年4月～ 平成31年3月	1,735,792																															
				払込取扱票送付後の督促架電	平成28年4月～ 平成29年3月	114,782																															
				初期延滞債権の回収委託	平成27年4月～ 平成28年8月	11,381																															
				初期延滞債権の回収委託	平成28年4月～ 平成29年8月	62,560																															
				中長期延滞債権の回収委託 (延滞2年半以上8年未満、6ヶ月入金なし)	平成27年2月～ 平成28年8月	6,782																															
中長期延滞債権の回収委託 (延滞2年半以上8年未満、6ヶ月入金なし)	平成27年8月～ 平成29年8月	10,551																																			
中長期延滞債権の回収委託 (延滞2年半以上8年未満、6ヶ月入金なし)	平成28年8月～ 平成30年8月	8,403																																			
新規返還者等の督促架電及び延滞債権の回収委託	平成27年11月～ 平成28年7月	3,895																																			
新規返還者等の督促架電及び延滞債権の回収委託	平成28年11月～ 平成29年7月	6,260																																			

東日本大震災に係る災害救助法適用地域(沿岸部) (延滞8年未満、6ヶ月入金なし)	平成27年9月～ 平成29年3月	400
---	---------------------	-----

## (3)返還金回収業務(一部入金者等)の委託状況

(単位:件)

区分	実施期間	委託件数
初期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成26年10月～ 平成28年8月	467
初期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成27年10月～ 平成29年8月	5,267
初期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成28年10月～ 平成30年8月	3,507
新規返還者の延滞債権回収委託 委託継続分	平成27年8月～ 平成28年7月	78
新規返還者の延滞債権回収委託 委託継続分	平成28年8月～ 平成29年7月	404
延滞債権の入金管理業務	平成26年3月～ 平成29年3月	4,880
延滞債権の入金管理業務	平成27年3月～ 平成30年2月	3,422
中長期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成27年3月～ 平成29年2月	5,014
中長期延滞債権の回収委託 委託継続分	平成28年3月～ 平成30年8月	4,315
中長期延滞債権回収委託 委託継続分	平成29年3月～ 平成32年3月	2,828
東日本大震災に係る災害救助法適用地域(内陸部) 委託継続分	平成27年11月～ 平成29年10月	742

## ○国際交流会館等の管理・運營業務の委託

・東京国際交流会館及び兵庫国際交流会館については、平成26年度に実施した一般競争入札により選定された業者に引き続き管理・運營業務を委託した。

(委託期間)

東京・兵庫:平成27年4月1日～平成31年3月31日

・札幌国際交流会館及び金沢国際交流会館については、一般競争入札等により選定された業者に管理・運營業務を委託した。



				(委託期間) 札幌・金沢:平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日	
--	--	--	--	--	--

## II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

## 1 業務の効率化

## (3) 契約の適正化

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価																																							
中期目標	中期計画	28年度計画	評価指標	業務実績	自己評価																																		
「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施することとし、契約の適正化を図るため、一般競争入札等により競争性及び公正性を高め透明性を確保するとともに、一層の効率化を進める。	契約の適正化を図るため、一般競争入札等により競争性及び公正性を高め透明性を確保するとともに、一層の効率化を進める。	契約の適正化を図るため、一般競争入札等により競争性及び公正性を高め透明性を確保するとともに、一層の効率化を進める。	<55> 契約の適正化に係る実施状況	<p>○契約監視委員会の開催 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえ、平成28年度契約監視委員会を開催し、平成28年度調達等合理化計画(案)を点検した。(平成28年5月31日) また、平成29年度契約監視委員会を開催し、平成28年度調達等合理化計画の自己評価(案)、「競争性のない随意契約」及び「一者応札・一者応募」の対応について点検した。(平成29年6月6日)</p> <p>○契約件数及び契約金額の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平成28年度実績</th> <th colspan="2">(参考)平成27年度実績</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額(千円)</th> <th>件数</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競争性のある契約</td> <td>(77.9%) 239</td> <td>(86.6%) 7,269,080</td> <td>(75.5%) 209</td> <td>(85.5%) 6,896,350</td> </tr> <tr> <td>    競争入札等</td> <td>(65.8%) 202</td> <td>(77.2%) 6,478,405</td> <td>(62.1%) 172</td> <td>(76.2%) 6,140,160</td> </tr> <tr> <td>    企画競争、公募</td> <td>(12.1%) 37</td> <td>(9.4%) 790,675</td> <td>(13.4%) 37</td> <td>(9.4%) 756,190</td> </tr> <tr> <td>競争性のない随意契約</td> <td>(22.1%) 68</td> <td>(13.4%) 1,121,763</td> <td>(24.5%) 68</td> <td>(14.5%) 1,164,885</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>(100.0%) 307</td> <td>(100.0%) 8,390,842</td> <td>(100.0%) 277</td> <td>(100.0%) 8,061,236</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため合計において一致しない場合がある。</p> <p>○調達等合理化計画に係る実施状況 ・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日付総務大臣決定)に基づき、「平成28年度独立行政法人日本学生支援機構調達等合理化計画」を策定し、本機構ホームページにおいて公表するとともに文部科学大臣に報告した(平成28年6月30日)。</p>	区分	平成28年度実績		(参考)平成27年度実績		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	競争性のある契約	(77.9%) 239	(86.6%) 7,269,080	(75.5%) 209	(85.5%) 6,896,350	競争入札等	(65.8%) 202	(77.2%) 6,478,405	(62.1%) 172	(76.2%) 6,140,160	企画競争、公募	(12.1%) 37	(9.4%) 790,675	(13.4%) 37	(9.4%) 756,190	競争性のない随意契約	(22.1%) 68	(13.4%) 1,121,763	(24.5%) 68	(14.5%) 1,164,885	合計	(100.0%) 307	(100.0%) 8,390,842	(100.0%) 277	(100.0%) 8,061,236	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt; ・「平成28年度独立行政法人日本学生支援機構調達等合理化計画」に基づき、積極的に一般競争入札等の推進を図り、一者応札・一者応募の件数割合については直近2年間の平均を下回ることができたことは評価できる。 ・より事業の品質を高めるために調達方法の見直しを行い、従来の最低価格落札方式から総合評価落札方式へ移行した案件が前年度より多くなったことは評価できる。 ・障害者就労施設等からの調達のうち、毎年度定例的に実施している調達件数が前年度より多くなったことは評価できる。 ・適正な調達を実施するために実施要領の改正等を行ったことは評価できる。 ・職員スキルの向上に取り組んでいること、仕様書検索システムを作成したことは、契約の適正化及び効率化のための積極的な取組みとして評価できる。</p>
区分	平成28年度実績		(参考)平成27年度実績																																				
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)																																			
競争性のある契約	(77.9%) 239	(86.6%) 7,269,080	(75.5%) 209	(85.5%) 6,896,350																																			
競争入札等	(65.8%) 202	(77.2%) 6,478,405	(62.1%) 172	(76.2%) 6,140,160																																			
企画競争、公募	(12.1%) 37	(9.4%) 790,675	(13.4%) 37	(9.4%) 756,190																																			
競争性のない随意契約	(22.1%) 68	(13.4%) 1,121,763	(24.5%) 68	(14.5%) 1,164,885																																			
合計	(100.0%) 307	(100.0%) 8,390,842	(100.0%) 277	(100.0%) 8,061,236																																			

・平成 28 年度調達等合理化計画に対する取組内容及び実績は次のとおり。

I 重点的に取り組むべき分野

1.一者応札・応募に関する調達

(1)目標

平成 28 年度における競争性のある契約に対する一者応札・応募の件数割合が直近 2 年間の平均を下回ることを目標として削減に努める。

(2)目標達成に向けた取組内容

- ①入札資料は受領したが入札に参加しなかった者に、アンケートやヒアリングを実施。
- ② 2 年連続(2 回連続を含む)して一者応札又は一者応募になった案件について、機構ホームページにて、入札参加予定事業者に対して広く意見招請を行った(平成 28 年 9 月 21 日～平成 28 年 10 月 18 日)。寄せられた意見等に対し、実施担当部署において検討したうえで当該意見等に対する回答案を作成し、契約担当部署で精査の上、事業者に対して回答を提出するとともに本機構ホームページにおいて公表した(平成 28 年 11 月 18 日)。
- ③仕様書の記載内容を具体化・明確化するよう努めた。
- ④公告期間、業務準備期間を十分に確保できるよう努めた。
- ⑤入札参加資格を見直し、従来からの要件緩和を検討した。
- ⑥当該入札に参加が予想される業者や新たに参加が期待できそうな業者に対して公告後に入札公告掲載について周知した。

(3)実績、目標の達成状況

平成 28 年度における競争性のある契約に対する一者応札・応募の件数割合については直近 2 年間の平均を下回ることができた。

[一者応札・応募の状況]

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
2 者 以上	157 件 (70.1%)	145 件 (69.4%)	169 件 (70.7%)
1 者 以下	67 件 (29.9%)	64 件 (30.6%)	70 件 (29.3%)
合計	224 件 (100%)	209 件 (100%)	239 件 (100%)

※直近 2 年間の一者応札・応募の平均: 30.3%

2.総合評価落札方式に関する調達

(1)目標

				<p>契約の適正化・業務の確実な履行に向けて、総合評価落札方式の活用等により、より合理的な調達を図る。</p> <p>(2)目標達成に向けた取組内容 従来、価格のみの競争により調達を行っている案件で、総合評価落札方式とすることで、事務・事業の品質がより一層高くなると考えられる案件がないか検証し、総合評価落札方式による調達の可否等について検討した。</p> <p>(3)実績、目標の達成状況 上記取組により、最低価格落札方式から総合評価落札方式へ移行した案件が4件となった。</p> <p>3.特定の調達推進計画に関する取組</p> <p>(1)目標 障害者就労施設等からの調達のうち、毎年度定例的に実施している調達件数が前年度実績(7件)を上回る。</p> <p>(2)目標達成に向けた取組内容 「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、機構内の実施部署に積極的に取り組むよう周知した。</p> <p>(3)実績、目標の達成状況 当該施設等からの調達件数は12件となった。そのうち毎年度定例的に実施している件数は9件であり、前年度実績(7件)を上回った。</p> <p>II 調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>1.随意契約に関する内部統制の確立 平成28年度に新たに競争性のない随意契約を締結した案件は19件であった。当該案件については、契約事務取扱細則に規定された「随意契約によることができる場合」との整合性を確認し、監査部門の事前点検等による随意契約に関する内部統制の確立を目的として監査室に報告し点検を受け、承認を得たうえで随意契約を締結した。</p> <p>2.不祥事の発生を未然に防止するための取組 調達担当職員は、調達に関する業務マニュアル及び内部チェックマニュアルを熟読し、十分理解したうえで調達業務を行っている。また、入札談合に関する情報等があった場合に備えたマニュアルを作成しており、本機構内に設置の公正入札調査委員会による調査審議のうえ、対応することとしている。 上記取組により、不祥事の発生を未然に防止しているところではあるが、更</p>
--	--	--	--	--

なる充実を図るため、マニュアル等の内容について、下記の観点より随時、見直しを行った。見直しの結果、不祥事の発生を未然に防止する観点から改訂等を行ったマニュアルはなかった。

(マニュアル改訂に向けた観点)

- ・法律や規程等の改正による手続きの変更。
- ・他法人において発生した不祥事の事例の原因・対応等の調査。その結果、同様の事例が本機構で発生した場合に既存マニュアル等で対応できるかの検証。
- ・各職員が既存マニュアル等の内容をチェックし、改善点等について相互確認。

### 3.不祥事発生時の対応と再発防止のための取組

万一、調達業務において不祥事が発生した際には、ただちに当該調達に係る調査委員会(事業により内部又は第三者による)を設置し、原因を究明するとともに、今後の対応策を検討し、必要な措置を講ずることとしていたが、平成 28 年度において、不祥事の発生はなかった。

### 4.調達担当職員の研鑽に関する取組

平成 28 年度においては、外部の研修会等を受講するとともに、内部の研修会として課内勉強会を開催する等、積極的に業務に関するスキルの向上に努めた。

### ○適正な調達の実施に向けた観点からの実施要領の改正等

適正な調達の実施、調達のあり方や手続きの見直しの観点から、次の実施要領の改正等を行い機構内へ周知した。

- ・「契約履行上の監督及び検査事務取扱要領」改正(平成 28 年 7 月 20 日)
- ・「独立行政法人日本学生支援機構における企画競争実施要領」改定(平成 28 年 12 月 16 日)
- ・「独立行政法人日本学生支援機構における総合評価落札方式実施要領」改定(平成 29 年 3 月 31 日)
- ・「仕様策定委員会及び技術審査委員会に係る実施要領」改定(平成 29 年 3 月 31 日)

また、適正な事業者選定及び確実な契約履行に向けて、調達方法の種類やその選択方法等について理解を深めることを目的として、「独立行政法人日本学生支援機構における調達方法について」を作成し、周知した。(平成 28 年 8 月 29 日)

### ○仕様書等データベースシステムの導入

調達仕様書の記載内容の具体化・明確化に向けて、過去の類似案件の調達仕

様書を参照することを目的とし、仕様書等データベースシステムの導入を決定し、システムの構築に向けた作業を進め、仕様書等データベースシステム「CU-BOOK」の稼働を開始した。(平成28年11月21日)各部署へは仕様書等に関する知識の構築及び改善に向けて、本システムの積極的な活用を促した。

○少額随意契約の透明性・公平性の確保

50万円以上(税込)の少額随意契約により調達する案件を対象として、見積りの相手方を特定せず、案件を機構ホームページで公開し、参加希望者からの見積書提出により最低価格の者を契約の相手先として決定する公募型見積り合わせ74件を実施し、少額随意契約のより一層の契約手続きの透明性、公平性の確保を図った。

○共同調達等の実施

効果的かつ効率的な業務運営を図るため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進めることとしており、国際交流会館の合築施設(札幌、金沢及び福岡)と共有事務所を有する駒場事務所において、地方公共団体等と共同で施設の管理運営委託を実施した。また、コピー用紙の調達については、独立行政法人大学入試センターと共同で実施した。

○契約に関する情報の公表

・「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日財務大臣から各省各庁の長宛財計第2017号)に基づき、平成28年度に締結した契約について、競争契約(総合評価及び政府調達を含む一般競争入札)及び随意契約(企画競争、公募、随意契約(不落随意契約を含む))別に区分し、本機構ホームページにおいて毎月公表した。・「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づき、平成28年度に締結した公益法人に対する支出状況について、本機構ホームページにおいて毎月公表した。また、平成27年度に係る公益法人に対する支出に係る点検を行い、見直し結果を本機構ホームページにおいて公表した。なお、国所管の公益法人に対する契約以外による支出で同一法人に対する支出額が10万円以上となった場合の半期ごとの公表については、平成28年度第1・四半期及び第2・四半期における公表対象となる支出はなかった。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務の効率化

(4) 情報システムの活用

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	28年度計画	評価指標	業務実績		自己評価
機械処理による業務のシステム化を推進し、業務の効率化を進める。	機械処理による業務のシステム化を推進し、業務の効率化を進める。	奨学金等業務システム及び機構内ネットワーク等を適切に運用するとともに、制度改正対応や業務効率化に資する情報システム改修を適切に行う。その際、情報システムに係る開発、運用及び保守に関する品質の確保・管理の強化を図る。	<56> 業務効率化に資する情報システムの運用状況	<p>○奨学金業務システムの運用状況 給付型奨学金制度及び新たな所得連動返還型奨学金制度をはじめとする制度・規則等改正等に伴うシステムの改修や新機能の開発を行い、制度導入の準備を進めるとともに、システムの安定運用に努めた。</p> <p>○その他の業務効率化を目的とする情報システムの運用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・留学生給与システムのセキュリティ向上のため、システム改修を行うとともに、不具合発生時に対応できる体制を維持しながら、適切に運用した。</li> <li>・機構内ネットワーク等の他の業務用情報システム(文書決裁やグループウェアシステム)についても適切に運用し、業務実施上の効率化を図った。</li> <li>・複数の事務所間のコミュニケーションを効率的に行うために利用してきたテレビ会議システムについて、利用ニーズに応じた最適かつ安全な方式への更新を検討し、①集合型会議を実現する従来の専用テレビ方式を、機構の国内の全事務所間で利用できるよう拡充するとともに、②主に海外事務所との1対1の打ち合わせを実現するWeb系ビデオ会議システムを新たに導入した。なお、②については、インターネット上の通信であることを考慮し、セキュリティ要件を満たした専用サービスを導入した。</li> </ul> <p>○マイナンバー制度導入に係る準備 奨学金貸与事業におけるマイナンバー制度導入のために必要となるシステム開発を以下のとおり進めた。</p> <p>(1)情報収集等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構内の委員会等においてシステム開発について検討すべき課題に関する協議を行うとともに、作業の進捗状況の共有化を図った。</li> <li>・内閣官房が提供する「デジタル PMO」や総務省等から、中間サーバー等の情報連携システムの構築に関連する技術について情報収集を行った。</li> <li>・政府全体の動きやシステム仕様、テスト準備について内閣官房及び総務省主催の会議に出席するなど情報収集を行うとともに、テスト先自治体及び国等関係機関との情報交換を行い、情報連携に係る総合運用テスト実施に向けての準備を進め、テストを開始した。</li> </ul>		<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学金業務システムについて、給付型奨学金制度及び新たな所得連動返還型奨学金制度等の制度改正に対応して必要な改修等を行い、その他の情報システムについても、機能の追加を含め業務の効率化を図り適切に運用したことは評価できる。</li> <li>・マイナンバー制度導入に向けて、課題検討や進捗状況の共有を図るとともに、関係機関との情報交換や情報収集を行ったうえで、中間サーバー等の総合運用テストの準備を進めたことは、評価できる。</li> <li>・情報システムの品質の確保・管理の強化を図ったことは評価できる。</li> </ul>

				<p>(2)収集した情報をもとに中間サーバー等の情報連携に必要な機器の準備等を行ったほか、想定される業務運用を踏まえたシステム改修を行った。</p>	
--	--	--	--	--	--

○情報システムの品質の確保・管理の強化

・平成 28 年 4 月にシステム開発における品質管理強化のため品質管理室を設置するとともに、システム品質管理基準を策定し、情報システムに関する品質の確保及び管理の強化を図った。



II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

2 組織の効果的な機能発揮

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	28年度計画	評価指標	業務実績		自己評価
<p>課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体としての確で効果的な事業実施体制を構築する。</p>	<p>課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体としての確・効果的かつ効率的な事業実施体制を構築する。</p>	<p>業務運営がより効果的・効率的に行えるよう、機構全体としての確・効果的かつ効率的な事業実施体制を構築する。また、情報システムの品質管理の強化、新たな「所得連動返還型奨学金制度」の導入及び留学生支援の充実等に対応するための体制整備を行う。</p>	<p>&lt;57&gt; 組織改善の状況</p>	<p>○平成28年4月における組織の見直し 業務の適正を確保するための体制整備を更に進めるとともに、中期計画及び年度計画の着実な実施に向けて継続的な業務の改善等を図るため、平成28年4月に、機構の事務事業及び組織の見直しを以下のとおり実施した。</p> <p>[事務事業及び組織見直しの主なポイント]</p> <p>(1)情報セキュリティ管理体制の整備 情報部に、情報システム開発における品質管理の強化のため品質管理室を新設するとともに、情報セキュリティ対策を強化するため、情報管理課に情報セキュリティ対策係を設置した。</p> <p>(2)マイナンバー・新所得連動返還型奨学金の導入を見据えた学校連携強化 奨学金貸与事業における学校との連携強化及びマイナンバー・新所得連動返還型奨学金制度導入に向け、奨学事業戦略部の体制を強化した。</p> <p>(3)留学生事業部の体制強化 海外事務所設置準備及び国際交流の拠点事業充実のため、留学生事業計画課の体制を強化した。</p> <p>○平成29年度に向けた組織の見直し 業務の適正を確保するための体制整備を更に進めるとともに、中期計画及び年度計画の着実な実施に向けて継続的な業務の改善等を図るため、平成29年度以降の組織体制の整備に向けて、給付型奨学金制度等新制度の導入に係る業務実施体制の整備、情報部の体制強化等の組織見直しを検討した。</p>	<p>&lt;評価&gt; B</p> <p>&lt;評価根拠&gt; 新制度導入等に対応した体制整備のため体制を強化しつつ、業務の最適化のため組織の再編を行う等、より効果的・効率的な事業実施体制の構築を図ったことは評価できる。</p>	

## Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 3 内部統制・ガバナンスの強化

#### (1) 事業の確実な実施

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	28年度計画	評価指標	業務実績	自己評価	
<p>理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。</p> <p>また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)」に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。</p>	<p>理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。</p> <p>また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)」に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。</p>	<p>理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。</p> <p>また、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。</p>	<p>&lt;58&gt; ガバナンス確保の状況</p>	<p>○理事会等によるガバナンスの確保</p> <p>(1)理事会等の運営 以下のとおり、重要事項について審議、報告、決定を行う会議を運営した。</p> <p>①理事会 理事長が特に必要と認める機構の重要方針及び施策に関しては、適時に理事会を開催し、審議を経て決定した(役員が出席)。</p> <p>②理事懇談会 理事者間で協議が必要な事業のあり方等の検討を行うため、理事懇談会(月2回程度)を開催した(役員及び必要に応じて関係部等の長が出席)。</p> <p>③経営管理会議 ・経営管理会議において、機構の事務・事業の実施方針及び施策について報告を行い、理事長からの指示事項の確認を行った(役員及び各部等の長が出席、毎月2回開催)。 ・経営管理会議の配付資料については、一部の取扱注意となる資料を除いて、会議後にグループウェアを通して全職員に共有した。</p> <p>なお、経営管理会議等における審議・検討の内容については、各部等における部門会議や筆頭課長ミーティングを通じて周知を図り、業務の進捗状況や懸案事項についての問題意識の共有及び各課等における業務改善に向けた取組の実施に努めた。</p> <p>(2)重要事項の審議・決定</p> <p>①予算配分・決算 ・法人内の運営費交付金予算配分については、年度毎に理事長が決定する「予算編成方針」に基づき、各部等から、この方針に基づく執行計画を求め、財務部においてこれを整理し理事長に報告を行い、理事長を議長とする理事会の審議を経て決定した。また、予算配分後においては、予算及び事業の執行状況を踏まえつつ、予算の適切な執行のため、年度途中に配分額の見直しを行った。 ・平成27年度決算については、理事会での審議において、予算が適正に執行されたことを確認した。</p> <p>②人事・組織 人事・組織については、業務の適正を確保し、年度計画に係る進捗状況を</p>	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な施策について、理事会等において審議・決定されており、また、理事長は、理事会、経営管理会議等を通して重要課題の実施状況の把握に努めるなど内部統制の現状を把握していることから、適切なガバナンスが確保されていると評価できる。</li> <li>・リスク管理委員会を毎月開催するとともに、リスク対応計画策定・実施の取組により金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図ったことは評価できる。</li> </ul>	

踏まえて中期計画事項の実施を推進するために、政策企画部が組織改編に係る各部署に対するヒアリングを実施した上で組織改編案を作成し、役員及び各部等の長が出席する経営管理会議における調整を経て、理事長が平成29年度における組織改編事項を決定した。

③年度計画

年度計画については、各部等で平成29年度計画案の検討・作成を行い、政策企画部が年度計画案及びこれに伴う具体的実施事項について調整の上、経営管理会議及び理事会における審議を経て決定した。

④業務実績評価

平成27年度の業務実績に関する評価について、経営管理会議及び理事会での審議において、適切に実施されていることを確認した。

(3)IT戦略委員会

業務のIT化を推進し、業務の効率的実施を図るため、IT化に係る事項を調査・審議・調整することを目的として平成26年度に設置された「IT戦略委員会」において、各部等におけるIT化に係る個別事項の計画(IT化実施計画)及び進捗状況について審議した。(第1回:5月30日、第2回:9月6日、第3回:12月9日、第4回:3月8日)

また、マイナンバー・新所得連動対応に関するIT化小委員会において、マイナンバー制度及び新所得連動返還型奨学金制度のシステムの開発や運用等のIT化に係る技術的・実務的な検討及び進捗状況の報告を行った。(第1回:9月28日、第2回:3月24日)

○リスクの把握・管理

(1)リスク管理委員会の開催

各部等におけるリスク管理のPDCAサイクルの確実な実行を促すため、リスク管理委員会を毎月(計13回(平成27年度は6回))開催し、平成28年度のリスク管理実施計画の策定及び下記(2)及び(3)の取組についての検討と実施状況の確認を行った。

(2)機構の組織全体を対象としたリスク管理体制の構築

各部等におけるリスク管理のPDCAサイクルを実行するため、リスク管理委員会での検討を踏まえ、以下の取組を行った。

①リスクの洗い出し・評価結果の見直し

機構内外の環境変化を踏まえ、平成27年度に実施したリスクの洗い出し及び評価結果の見直しについて検討した。

②リスク対応計画の実行・実施状況報告

平成27年度に策定した、以下の優先対応リスクに係るリスク対応計画を引き続き実行し、平成28年度の実施状況をリスク管理委員会に報告した。

				<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事・業務に関するリスク</li> <li>・自然災害等による業務継続に関するリスク</li> <li>・情報システムに関するリスク(セキュリティ)</li> <li>・情報システムに関するリスク(システム)</li> </ul> <p>③リスク管理に関する理解増進 「リスク管理に関する理事長特命事項の業務」の担当者による、部長等を対象としたリスク管理勉強会を実施した。(第1回:4月21日、第2回:6月8日)</p> <p>(3)金融業務(奨学金貸与事業)に係るリスク管理体制の構築 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)及び「財政融資資金本省資金通先等実地監査について」(平成27年2月12日財務省理財局長通知)における金融業務のリスク管理に関する指摘等を踏まえ、金融リスク(信用リスク、自己査定リスク、金利リスク、流動性リスク等)の管理体制の構築に向け、以下の取組を行った。</p> <p>①リスク管理委員会への報告 平成27年度に取りまとめたリスク管理委員会への報告事項に基づき担当部署からリスク管理委員会へ報告を行った。</p> <p>②リスクの洗い出し・評価結果の見直し 機構内外の環境変化を踏まえ、平成27年度に金融検査マニュアルのチェックリストに基づいて実施したリスクの洗い出し及び評価結果の見直しについて検討した。</p> <p>③リスク対応計画の策定 リスクの評価結果を踏まえ、優先課題及びリスク対応計画について検討し、リスク対応計画(金融業務)を策定した。</p> <p>④リスク対応計画の実行・実施状況報告 リスク対応計画に沿って、上記①でなされる報告に加え、内部監査の実施等の課題対応策を実行し、実施状況をリスク管理委員会に報告した。</p> <p>(4)中期計画・年度計画の執行管理 平成28年度上半期の中期計画・年度計画の執行状況について、各部等からの報告に基づき確認を行うとともにヒアリング等を実施して、計画達成における課題や業務運営の課題を洗い出し、必要に応じて改善を求めると対応を行った。 進捗状況及びヒアリングの結果については経営管理会議に報告した。 その後、ヒアリングを通して確認された課題や改善策についてはフォローアップを実施し、改善状況や計画達成の見込みについて理事長に報告した。</p> <p>(5)重点課題に関する進捗状況把握 行政改革等での指摘事項など機構における重点課題については、経営管理会議に定期的に進捗状況を報告し、理事長からの指示事項の確認を行うと</p>	
--	--	--	--	--	--

			<p>もに、第 3 期中期計画等を踏まえ、適宜重点課題として取り上げる事項の見直しを行った。</p> <p>(6)危機管理の取組  「独立行政法人日本学生支援機構事業継続計画」(BCP)を最適化するため、「日本学生支援機構危機管理対策要綱」を改正するとともに、日本学生支援機構事業継続計画策定ワーキンググループを設置し、見直しについて検討した。  また、危機管理に係る防災対策として、危機管理対策本部立ち上げ訓練を実施するとともに、以下の取組を引き続き実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災訓練の実施</li> <li>・安否確認サービスの登録、運用の徹底</li> <li>・防災意識高揚に向けた情報の発信</li> <li>・防災備蓄用品の購入</li> </ul> <p>○改正独立行政法人通則法に基づく内部統制システムの整備  内部統制の状況を把握するため、内部統制担当役員と職員との面談を行った。  (2月16日・28日)</p>	
--	--	--	---	--

## II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 3 内部統制・ガバナンスの強化

#### (2) 監査の実施

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価																													
中期目標	中期計画	28年度計画	評価指標	業務実績		自己評価																							
<p>理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確認し、適切なガバナンスを確保する。</p> <p>また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）」に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。 〔再掲〕</p>	<p>業務の適正化を図るため、機構の行う業務及び会計について、内部監査を実施する。</p>	<p>第3期中期計画期間における内部監査の実施方針に基づき、計画的に内部監査を実施する。</p>	<p>&lt;59&gt; 内部監査の実施状況</p>	<p>業務部門から独立した監査室において、以下のとおり内部監査を実施した。</p> <p>○平成28年度内部監査計画の策定 「第3期中期計画期間（平成26～30年度）における内部監査の実施方針（重点事項等）について」（平成26年9月3日理事長了解）を踏まえ、平成28年度内部監査計画を策定した。</p> <p>○内部監査（業務監査・会計監査・自己査定監査・法人文書監査）の実施 機構内の特定課題を調査し、課題改善につなげることを目的として、以下のとおり内部監査（業務監査・会計監査・自己査定監査・法人文書監査）を実施した。</p> <p>&lt;内部監査実施概要&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>監査内容</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">平成28年5月～平成29年3月</td> <td rowspan="7">業務監査</td> <td>債権管理部機関保証業務課</td> </tr> <tr> <td>貸与部学資貸与第二課</td> </tr> <tr> <td>総務部総務課</td> </tr> <tr> <td>情報部情報管理課</td> </tr> <tr> <td>奨学事業戦略部奨学事業戦略課</td> </tr> <tr> <td>財務部資金管理課</td> </tr> <tr> <td>東海北陸支部</td> </tr> <tr> <td>九州支部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成28年11月～平成29年3月</td> <td rowspan="2">会計監査</td> <td>東海北陸支部</td> </tr> <tr> <td>九州支部</td> </tr> <tr> <td>平成28年5月～8月</td> <td>自己査定監査</td> <td>奨学事業戦略部奨学事業戦略課 債権管理部法務課</td> </tr> <tr> <td>平成28年5月～7月</td> <td>法人文書監査</td> <td>総務部総務課ほか</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1)業務監査 以下7件の業務監査を実施した。</p>		実施時期	監査内容	対象	平成28年5月～平成29年3月	業務監査	債権管理部機関保証業務課	貸与部学資貸与第二課	総務部総務課	情報部情報管理課	奨学事業戦略部奨学事業戦略課	財務部資金管理課	東海北陸支部	九州支部	平成28年11月～平成29年3月	会計監査	東海北陸支部	九州支部	平成28年5月～8月	自己査定監査	奨学事業戦略部奨学事業戦略課 債権管理部法務課	平成28年5月～7月	法人文書監査	総務部総務課ほか	<p>&lt;評価&gt; B</p> <p>&lt;評価根拠&gt; ・業務部門から独立した監査室において、内部監査の実施方針を定めたうえで、それに基づいて計画的に業務監査、会計監査、自己査定監査、法人文書監査を実施し、その結果を関係部署にフィードバックしたことは評価できる。 ・監査結果についてフォローアップを実施したことは評価できる。</p>
実施時期	監査内容	対象																											
平成28年5月～平成29年3月	業務監査	債権管理部機関保証業務課																											
		貸与部学資貸与第二課																											
		総務部総務課																											
		情報部情報管理課																											
		奨学事業戦略部奨学事業戦略課																											
		財務部資金管理課																											
		東海北陸支部																											
九州支部																													
平成28年11月～平成29年3月	会計監査	東海北陸支部																											
		九州支部																											
平成28年5月～8月	自己査定監査	奨学事業戦略部奨学事業戦略課 債権管理部法務課																											
平成28年5月～7月	法人文書監査	総務部総務課ほか																											

- ①「機関保証制度の運営(代位弁済基準見直し等)」  
 機関保証制度の運営(代位弁済請求基準見直し等)について、平成 26 年 11 月に実施された財務省理財局の財政融資資金本省金融通先等実地監査において、指摘された事項に対する対処方針に示された事項が適切に実施されているかを確認した。また、併せて法人文書の管理状況についても監査を行った。
- ②「退学者等の振込超過」  
 奨学金貸与事業に係る「退学者等の振込超過」について、平成 26 年 10 月 30 日付で会計検査院より指摘され改善を求められた事項について、適切に実施されているか及び振込超過金の件数・金額が減少しているかを確認した。また、併せて法人文書の管理状況についても監査を行った。
- ③「自然災害等における業務継続に関するリスク」  
 自然災害等における業務継続に関するリスクについて、現行の事業継続計画(平成 26 年 5 月 23 日策定)が適切に運用され、かつ、策定されてからこれまでの間、当該計画で実施すべきとされていた事項が実効性を伴いつつ計画的に実施されてきたか。また、「危機管理対策要綱」に基づき、事業継続計画の策定及び見直しに係る諸作業が適切になされているか、の 2 点を確認した。
- ④「情報セキュリティ」  
 情報セキュリティについて、情報セキュリティ対策基準及び実施手順の整備状況、平成 27 年度情報セキュリティポリシー自己点検実施結果状況、平成 27 年度実施の脆弱性診断報告書及びその対応状況及び情報システム台帳の整備状況の 4 点を確認した。
- ⑤「信用リスク」  
 信用リスクについて、回収率、延滞債権比率に係るリスク管理委員会への報告体制及び資料を確認した。
- ⑥「市場(金利)リスク」  
 市場(金利)リスクについて、奨学金貸与事業における資金の借入(調達)と返還金の回収(運用)の状況に係るリスク管理委員会への報告体制及び資料を確認した。
- ⑦「支部の法的処理及び法人文書の管理状況」(東海北陸支部・九州支部)  
 「支部の法的処理」について、業務とマニュアルの整合性、個人情報保護・管理の状況及び法人文書管理の状況について確認した。

(2)会計監査

「支部の会計処理」を重点項目とし、平成 28 年 11 月に東海北陸支部、平成 29 年 2 月に九州支部のそれぞれについて、小口現金の出納事務、館費等収入、切手印紙等、固定資産の管理状況、委託契約の実施状況について、ヒアリング・現物実査による監査を実施した。

## (3)自己査定監査

平成 28 年 5 月～8 月に、平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日までの期間内における「債務者区分破綻先認定処理の実施状況」、「債務整理マニュアルに基づく事務処理」、「貸倒引当金算定及び償却処理業務に係る書類の決裁、保管、管理状況」、「新たに『実質破綻先』、『破綻先』に移行した債権及び『実質破綻先』、『破綻先』から改善された債権の債務者区分の設定処理」、「2 以上の貸与契約のある債務者の全債権についての債務者区分の設定処理」について、監査を実施した。

## (4)法人文書監査

平成 28 年 5 月～7 月に、平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日までの期間内における法人文書の管理状況について総務課が点検を行っており、その点検文書等関係資料の提出を求め、それを踏まえてヒアリングを行うとともに、文書管理規程、マニュアル等と業務処理の状況について関係書類を確認すること等により監査を実施した。

なお、上記(1)～(4)の各監査の結果については、関係部署に通知し、経営管理会議等において適時報告を行った。

## (5)監査結果のフォローアップ

平成 27 年度及び平成 28 年度において内部監査を実施した事項のうち、改善に向けた方策の検討及び計画的な取組を行い、速やかに一定の結論を得るよう求めた以下の事項について監査対象部署に対し、指摘事項に関する取組状況の提出を求めた。その結果、各部署における内部監査結果のフィードバック及び指摘事項に対する改善が着実に実施されていることを確認した。

- ・業務監査「日本語教育センターの業務体制」(平成 28 年 7 月)
- ・会計監査「日本語教育センターの会計処理」(平成 28 年 7 月)
- ・業務監査「分割返還及び延滞金減免」(平成 28 年 7 月)
- ・業務監査「外国人留学生学習奨励費・帰国留学生フォローアップ事業」(平成 28 年 9 月)
- ・業務監査「「個人信用情報機関の活用」の開発及び運用について」(平成 28 年 10 月)
- ・法人文書監査(平成 29 年 1 月)
- ・業務監査「官民協働海外留学支援制度」(平成 29 年 2 月)

平成 27 年度監査結果のフォローアップのうち、業務監査「返還誓約書の審査(未提出者対応)」に係る改善状況を確認(平成 29 年 2 月)したが、未だ改善完了まで至っていないため、引き続き平成 29 年度事業においても改善状況について報告を受けることとした。



Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

3 内部統制・ガバナンスの強化

(3) コンプライアンスの推進

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価													
中期目標	中期計画	28年度計画	評価指標	業務実績		自己評価							
<p>理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。</p> <p>また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）」に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。 〔再掲〕</p>	<p>コンプライアンス推進委員会において、各年度のコンプライアンス・プログラムを策定し、以下の取組により、コンプライアンスの一層の推進を図る。</p> <p>① コンプライアンス職員研修</p>	<p>コンプライアンス推進委員会において、コンプライアンス・プログラムを策定し、以下の取組により、コンプライアンスの一層の推進を図る。</p> <p>① コンプライアンス職員研修 第3期中期計画期間におけるコンプライアンス職員研修の実施方針に基づき、計画的に研修を実施する。</p>	<p>&lt;60&gt; コンプライアンス職員研修の実施状況</p>	<p>○コンプライアンス・プログラムの策定 コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進委員会（外部有識者1名を含む20名の委員で構成。平成28年6月21日開催）において「平成28年度日本学生支援機構コンプライアンス・プログラム」を策定し、ホームページで公表するとともに、研修資料としての配付やグループウェアを通して、役職員への周知を図った。また、「法令・規程等の遵守」「個人情報の保護・漏えい防止」等についての理解と意識向上を目的としたコンプライアンス研修の実施など、以下の取組を実施した。</p> <p>○コンプライアンス職員研修 コンプライアンスの一層の推進・強化を図る上で、コンプライアンス管理者等に指定されている職員だけではなく、業務に関わる職員一人ひとりが高い意識を持ち業務執行にあたる必要があることから、「第3期中期計画期間におけるコンプライアンス職員研修の実施方針」に基づいて、以下のとおり職員研修を実施した。</p> <p>(1)コンプライアンス・個人情報保護・情報セキュリティ研修 コンプライアンスに係る更なる意識の向上を図るため、平成28年度は各支部の職員に対する研修を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="853 1031 1621 1182"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>日程</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">各支部に所属する職員 (75人)</td> <td>平成28年11月16日</td> <td>35人</td> </tr> <tr> <td>平成28年11月30日</td> <td>38人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)上記の日程で参加できなかった者2名に対しては、後日補講等を実施した。</p> <p>(2)新入職員等(非常勤職員・派遣職員を含む)研修 新入職員等に対して、採用の都度研修を実施し、コンプライアンスに係る理解の促進を図った。</p>	対象者	日程	参加者数	各支部に所属する職員 (75人)	平成28年11月16日	35人	平成28年11月30日	38人	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンスに対する職員の理解を深めるための階層別研修を実施するとともに、コンプライアンス・プログラムを策定し周知するなど、積極的にコンプライアンスの推進を図ったことは評価できる。</li> <li>・支部職員に対する研修を行い、欠席者に対してもフォローとして外部講座を受講させることで、対象職員全員に対する研修を行ったことは、機構の事業の適切な運営に資するという観点から評価できる。</li> </ul>
対象者	日程	参加者数											
各支部に所属する職員 (75人)	平成28年11月16日	35人											
	平成28年11月30日	38人											

	<p>② 個人情報保護の徹底</p>	<p>② 個人情報保護の徹底 個人情報保護について、役職員の意識向上を図るため研修等を実施する。</p>	<p>&lt;61&gt; 個人情報保護の徹底に係る実施状況</p>	<p>○個人情報保護の取組</p> <p>(1)研修等の実施 役職員の個人情報保護の意識向上に資するため、個人情報保護研修の回数を増やすとともに、実施時期の早期化を図り、以下のとおり実施した。</p> <p>①個人情報保護研修(個人情報の取扱いの多い部署の職員対象)(平成28年9月28日～10月31日) 平成27年度に発生した事案のうち、機構の過失による事案の多くは郵便物等の誤発送等単純な確認の不備に起因する事案が中心であったことから、特に個人情報を含む文書等の発送件数が多い部署を対象に個人情報保護研修を実施した。 各職員が個人情報保護に関する事案を確認し、簡単な設問に解答、各課長が採点及び補足説明等を実施する方法にて実施した(対象者438人)。</p> <p>②個人情報保護研修(全役職員対象(条件に合致する派遣職員含む。))(平成29年2月28日～3月14日) 個人情報保護に関する法律の規定内容、漏えい等の防止のために必要な措置、実際に発生した漏えい等事案と再発防止策等、業務において参照できる内容をまとめた機構独自のテキストを作成し、全役職員に配付した上で、自習形式により研修を実施した。受講状況の確認に加え、理解度を自己点検する目的で、確認テストを実施し、提出を義務付けた。</p> <p>③個人情報保護研修(個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者対象)(平成28年12月12日及び27日(いずれかに参加)) 個人情報保護における基本概念と最近の傾向の理解及び責任者としての役割認識とマネジメント方法の理解を目的として外部講師を招き実施した(参加者42人)。</p> <p>④コンプライアンス・個人情報保護・情報セキュリティ研修会(支部職員対象)(平成28年11月16日及び30日(いずれかに参加)) 外部講師によるプログラムの他、総合計画課長が「個人情報保護規程」の逐条解説を中心に実施した。業務の都合で欠席となった者は、後日、外部研修の受講を義務づけた(対象者:支部職員75人)。</p> <p>⑤新入職員等(常勤、任期付、非常勤職員、派遣職員)研修 採用の都度、個人情報保護に係る守るべきポイントを中心に総合計画課又は個人情報保護管理者等により実施した。</p> <p>(2)個人情報保護規程施行状況調査の実施(平成29年2月) 「個人情報保護規程」第38条及び第44条第1項に基づき、個人情報保護管理者に個人情報の管理に関する点検及び同規程の施行状況報告を求めた。平成28年度においては、「体制の整備(第5条)」及び「複製等の制限について(第17条)」を重点確認事項に据えて実施した。</p>	<p>&lt;評定&gt; C</p> <p>&lt;評定根拠&gt; ・個人情報保護に係る職員の意識向上を図るため、個人情報の取扱いの多い部署の職員を対象とした研修、全役職員研修、個人情報保護管理者及び担当者に向けた研修、支部職員研修、新規採用職員等研修を実施したことは評価できる。特に、平成27年度に実施した研修に加え、平成28年度新たに個人情報の取扱いの多い部署を対象を絞り、上半期に研修を実施したことは評価できる。 ・「個人情報を含む文書等発送時に係る機構内統一ルール」の制定、漏えい等事案発生部署に対するヒアリングや視察の実施、支部における事務の標準化に向けた取組等、再発防止に組織が一丸となって取り組んだことは評価できる。 ・平成28年度における個人情報漏えい等事案の発生(発覚)件数のうち、委託先も含む機構の過失に起因する漏えい等事案は27件であり、平成27年度とほぼ同様の発生状況となった。今後、ダブルチェックの実施に係る機構内統一ルールの遵守徹底等、平成28年度の再発防止の取組の効果を検証しながら、当該件数の削減に取り組む必要がある。このことを踏まえてC評定とする。</p>
--	--------------------	--	------------------------------------	--	---

- (3)個人情報漏えい等事案に対する再発防止策の取組  
組織が一丸となった仕組みの改善として、文書発送時のチェックに関する「機構内統一ルール」の制定を中心に、以下のとおり取り組んだ。
- ①「保有個人情報の適切な管理のための委員会」の開催(平成 28 年 8 月、12 月)  
個人情報漏えい等事案の削減を目指し、総括管理者が指名する首都圏事務所筆頭課等の課長相当職を委員とする「保有個人情報の適切な管理のための委員会」を開催し、平成 27 年度に発生した個人情報漏えい等事案の確認、平成 28 年度の取組等について共有した。
  - ②「ダブルチェック等に係る実態調査」の実施(平成 28 年 8 月～9 月)  
「保有個人情報の適切な管理のための委員会」での検討を踏まえて、文書発送時に複数人で確認を行うダブルチェックの実態調査や個人情報を含む文書等の発送状況調査を実施した。
  - ③「個人情報を含む文書等発送時に係る機構内統一ルール」の制定(平成 28 年 11 月)  
ダブルチェック等の実態調査に基づき、文書発送時に全役職員が実施すべき確認のルールとして、「個人情報を含む文書等発送時に係る機構内統一ルール」を制定し、経営管理会議やグループウェアでの掲示を通じて機構内に周知した。
  - ④個人情報漏えい等事案の共有  
個人情報漏えい等事案の発生時には、迅速に個人情報保護の総括部署である政策企画部総合計画課への報告を行うとともに、各部署において同様の事案を発生させることのないよう、役員や各部等の長に事案の概要等を共有した。
  - ⑤職場ミーティングの実施  
個人情報漏えい等事案が発生した部署において、事案の共有及び対応プロセス等の振り返り等を目的として、職場ミーティングを実施した。
  - ⑥個人情報漏えい等事案発生部署へのヒアリング等の実施(平成 29 年 2 月～3 月)  
平成 28 年度に個人情報漏えい等事案が複数回発生した部署等に対し、その後の再発防止策の実施状況等について確認するため、管理者へのヒアリングや業務状況の視察を行い、その結果を経営管理会議で報告した。
  - ⑦支部における事務の標準化に向けた取組  
支部間での事務処理の不統一が個人情報漏えい等を含む過失事故にも繋がることを踏まえ、支部における業務の効率化及び事務の標準化を目的とした「法的処理支部事務ガイド」(試行版)を作成し、平成 29 年 4 月より全ての支部においてこれに基づき業務を実施することとした。(今後検証・改訂の上、平成 30 年度より本格施行の予定。)

			<p>また、郵便事故が増加していることを受け、日本郵政東京支社に対して、郵便事故防止について協力を要請した。(平成 28 年 9 月 14 日)</p> <p>&lt;個人情報漏えい等事案(郵便物誤発送等)発生(発覚)状況&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>平成 28 年度</th> <th>(参考) 平成 27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機構職員によるもの</td> <td>21 件</td> <td>22 件</td> </tr> <tr> <td>委託業者によるもの</td> <td>6 件</td> <td>3 件</td> </tr> <tr> <td>当該者の住所変更未届等に起因するもの</td> <td>9 件</td> <td>6 件</td> </tr> <tr> <td>郵便事故等によるもの</td> <td>19 件</td> <td>6 件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>55 件</td> <td>37 件</td> </tr> </tbody> </table>	種別	平成 28 年度	(参考) 平成 27 年度	機構職員によるもの	21 件	22 件	委託業者によるもの	6 件	3 件	当該者の住所変更未届等に起因するもの	9 件	6 件	郵便事故等によるもの	19 件	6 件	計	55 件	37 件	
種別	平成 28 年度	(参考) 平成 27 年度																				
機構職員によるもの	21 件	22 件																				
委託業者によるもの	6 件	3 件																				
当該者の住所変更未届等に起因するもの	9 件	6 件																				
郵便事故等によるもの	19 件	6 件																				
計	55 件	37 件																				
③ 情報公開の適正な実施	③ 情報公開の適正な実施 情報公開に関する審査基準に基づき、情報公開を適正に実施する。	<62> 情報公開の実施状況	<p>○情報開示請求への対応</p> <p>平成 28 年度の情報開示請求は、法人文書開示請求 44 件(うち、全部開示 5 件、部分開示 31 件)、保有個人情報開示請求は 1 件(うち、全部開示 1 件)であり、情報公開等審査基準に基づき、適切に対処した。</p>	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt; 情報開示請求に対して適切に対処したことは評価できる。</p>																		

Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

(1) 収入の確保等

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価																								
中期目標	中期計画	28年度計画	評価指標	業務実績		自己評価																		
<p>寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用を努める。</p> <p>また、奨学金貸与事業においては、財投機関債の計画的な発行等により適切な自己調達資金の確保に努める。</p>	<p>寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用を努める。</p> <p>また、奨学金貸与事業においては、財投機関債の計画的な発行等により適切な自己調達資金の確保に努める。</p>	<p>寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用を努める。</p> <p>また、奨学金貸与事業においては、財投機関債の計画的な発行等により適切な自己調達資金の確保に努める。</p>	<p>&lt;63&gt; 収入の確保等の状況</p>	<p>○寄附金の獲得</p> <p>(1)学生支援寄附金受入状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積極的な寄附金募集のため、特に優れた業績による返還免除者、新規返還開始者に対して、寄附金募集に関するリーフレット等を送付した。また、返還完了者へ送付する通知に、寄附金募集の案内について記載し、更なる周知を図った。</li> <li>・新たに、過去の寄附者に対して寄附金事業報告を行った。</li> <li>・平成29年1月より導入した所得税の税額控除制度について周知するため、新たにリーフレットを作成し、過去の寄附者等へ送付するなど、寄附希望者への周知を図った。</li> </ul> <p>&lt;学生支援寄附金受入状況&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> <th>(参考)平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>1,667件</td> <td>1,641件</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>275,957,913円</td> <td>221,792,733円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)「グローバル人材育成コミュニティ」に係る寄附金受入状況</p> <p>平成28年度は、機構幹部及びグローバル人材育成部並びに文部科学省幹部等により95の民間企業等に対して企業訪問を行うとともに、訪問済み290の企業等に対して引き続き寄附金募集活動を行った。</p> <p>&lt;「グローバル人材育成コミュニティ」に係る寄附金受入状況&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> <th>(参考)平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>166件</td> <td>149件</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>1,490,098,465円</td> <td>1,816,396,320円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○自己収入の確保</p> <p>留学生宿舎については、大学による貸出方式の利用、推薦方式の推進などにより収入の確保に努めている。日本語教育センターについては、広報・学生募集活動を積極的に行うなど、収入の確保に努めた。また、日本留学試験については、日本語教育機関等への広報や大学等への利用促進の取組により応募者数増を図ると共に、受験料の改定(モンゴル)によって、収入確保に努めた。</p>		区分	平成28年度	(参考)平成27年度	件数	1,667件	1,641件	金額	275,957,913円	221,792,733円	区分	平成28年度	(参考)平成27年度	件数	166件	149件	金額	1,490,098,465円	1,816,396,320円	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附金の募集を積極的に行ったことは評価できる。</li> <li>・留学生宿舎等において自己収入の確保に努めたことは評価できる。</li> <li>・奨学金貸与事業において、計画的に財投機関債を発行し、自己調達資金の確保に努めたことは評価できる。</li> </ul>
区分	平成28年度	(参考)平成27年度																						
件数	1,667件	1,641件																						
金額	275,957,913円	221,792,733円																						
区分	平成28年度	(参考)平成27年度																						
件数	166件	149件																						
金額	1,490,098,465円	1,816,396,320円																						

< 宿舎等収入 >

項目	金額
平成28年度留学生宿舎収入	643,588千円
平成28年度日本語学校収入	309,428千円
平成28年度日本留学試験検定料収入	467,618千円

○保有資産の有効活用

居室の有効利用を行うため、全室貸出方式による利用の札幌及び金沢国際交流会館以外の国際交流会館等において、大学推薦方式による入居者募集を行った。

この結果、昨年度に比べ東京国際交流会館の入居率は13.1ポイント、兵庫国際交流会館の入居率は6.6ポイント上昇し、会館等全体の入居率の上昇につながった。

< 国際交流会館等入居率 >

(単位: %)

会館名	平成28年度	(参考)平成27年度
札幌国際交流会館	100.0	100.0
東京国際交流会館	94.6	81.5
金沢国際交流会館	100.0	100.0
兵庫国際交流会館	88.5	81.9
福岡国際交流会館	92.6	93.8
大分国際交流会館	-	75.7
会館全体の入居率	94.0	82.5

※大分国際交流会館は平成28年3月末、福岡国際交流会館は平成28年6月末にそれぞれ売却済み。

○奨学金貸与事業における自己調達資金の確保

(1)財投機関債発行額

発行年月日	発行額
平成28年6月8日	300億円
平成28年9月7日	300億円
平成28年11月9日	300億円
平成29年2月8日	300億円
計	1,200億円

				(2)民間資金借入額実績(年度末残高) 3,161 億円	
--	--	--	--	---------------------------------	--

Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

(2) 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	28年度計画	評価指標	業務実績		自己評価
独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行うとともに、貸倒引当金については、延滞状況の推移を的確に把握し、適正な評価を行った上で、これを計上する。	独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行う。貸倒引当金については、延滞の今後の推移を的確に把握し、独立行政法人会計基準に沿って適正な評価を行った上で、これを計上する。	独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行う。貸倒引当金については、延滞の今後の推移を的確に把握し、独立行政法人会計基準に沿って適正な評価を行った上で、これを計上する。	<64> 適切な債権管理及び貸倒引当金計上に係る実施状況	<p>○債権管理の状況 独立行政法人会計基準に従った債務者区分により請求を行った。</p> <p>○貸倒引当金の計上 貸倒引当金については、学資金貸与事業における適切な債権管理を実施するために、独立行政法人会計基準に従った債務者区分に基づく算定方法により計上した。</p> <p>&lt;平成28年度決算額&gt; ・第一種 572億円 ・第二種 1,117億円</p>		<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt; ・適切な債権管理を実施すべく、独立行政法人会計基準に従った債務者区分により請求を行っていることは評価できる。 ・独立行政法人会計基準に従って貸倒引当金を計上したことは評価できる。</p>



Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

(3) 予算

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績			自己評価	
<p>予算を適正かつ効率的に執行し、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。</p>	略	略	<p>&lt;65&gt; 予算の執行状況</p>	<p>○平成28年度予算 【全体】</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p>			<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt; 概ね計画どおりの実績となっており、評価できる。</p>	
				区分	予算	決算		差引増減額
				収入				
				借入金等	1,372,149	1,321,299		△50,850
				運営費交付金	13,245	13,245		-
				育英資金返還免除等補助金	6,560	6,560		-
				留学生交流支援事業費補助金	8,712	8,712		-
				奨学金業務システム開発費等補助金	-	2,314		2,314
				受託収入	4	4		0
				寄附金収入	2,833	1,989		△844
				貸付回収金	733,630	756,495		22,865
				貸付金利息等	38,550	37,657		△893
				政府補給金	5,399	781		△4,618
				事業収入	953	953		0
				雑収入	3,480	4,754		1,274
				計	2,185,514	2,154,764		△30,750
				支出				
奨学金貸与事業費	1,094,365	1,046,478	47,887					
一般管理費	2,095	2,261	△166					
うち、人件費(管理系)	1,075	1,148	△73					
物件費	1,019	1,114	△95					
業務経費	15,395	14,934	461					
貸与事業を除く事業費	9,003	8,971	32					
うち、人件費(事業系)	3,210	3,096	114					
物件費	5,793	5,875	△82					
貸与事業業務経費	6,393	5,963	430					
特殊経費	188	70	118					

借入金等償還	1,030,684	1,030,214	470
借入金等利息償還	46,178	33,503	12,675
留学生交流支援事業費補助金経費	8,712	8,322	390
奨学金業務システム開発費等補助金経費	-	2,314	△2,314
受託経費	4	4	0
寄附金事業費	2,833	1,989	844
計	2,200,454	2,140,089	60,365

## 【奨学金貸与事業】

(単位:百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	1,372,149	1,321,299	△50,850
運営費交付金	5,680	5,506	△174
育英資金返還免除等補助金	6,560	6,560	-
留学生交流支援事業費補助金	-	-	-
奨学金業務システム開発費等補助金	-	2,314	2,314
受託収入	-	-	-
寄附金収入	63	216	153
貸付回収金	733,630	756,495	22,865
貸付金利息等	38,550	37,657	△893
政府補給金	5,399	781	△4,618
事業収入	-	-	-
雑収入	2,981	4,065	1,084
計	2,165,011	2,134,895	△30,116
支出			
奨学金貸与事業費	1,094,365	1,046,478	47,887
一般管理費	-	-	-
うち、人件費(管理系)	-	-	-
物件費	-	-	-
業務経費	8,569	8,065	504
貸与事業を除く事業費	2,177	2,102	75

うち、人件費(事業系)	2,177	2,102	75
物件費	-	-	-
貸与事業業務経費	6,393	5,963	430
特殊経費	92	14	78
借入金等償還	1,030,684	1,030,214	470
借入金等利息償還	46,178	33,503	12,675
留学生交流支援事業費補助金経費	-	-	-
奨学金業務システム開発費等補助金経費	-	2,314	△2,314
受託経費	-	-	-
寄附金事業費	63	216	△153
計	2,179,951	2,120,805	59,146

【留学生支援事業】

(単位:百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	-	-	-
運営費交付金	5,152	5,067	△85
育英資金返還免除等補助金	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金	8,712	8,712	-
奨学金業務システム開発費等補助金	-	-	-
受託収入	4	4	0
寄附金収入	2,770	1,772	△998
貸付回収金	-	-	-
貸付金利息等	-	-	-
政府補給金	-	-	-
事業収入	953	953	0
雑収入	461	641	180
計	18,052	17,149	△903
支出			
奨学金貸与事業費	-	-	-
一般管理費	-	-	-

うち、人件費(管理系)	-	-	-
物件費	-	-	-
業務経費	6,505	6,598	△93
貸与事業を除く事業費	6,505	6,598	△93
うち、人件費(事業系)	811	815	△4
物件費	5,694	5,783	△89
貸与事業業務経費	-	-	-
特殊経費	61	24	37
借入金等償還	-	-	-
借入金等利息償還	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金経費	8,712	8,322	390
奨学金業務システム開発費等補助金経費	-	-	-
受託経費	4	4	0
寄附金事業費	2,770	1,772	998
計	18,052	16,720	1,332

## 【学生生活支援事業】

(単位:百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	-	-	-
運営費交付金	334	285	△49
育英資金返還免除等補助金	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金	-	-	-
奨学金業務システム開発費等補助金	-	-	-
受託収入	-	-	-
寄附金収入	-	-	-
貸付回収金	-	-	-
貸付金利息等	-	-	-
政府補給金	-	-	-
事業収入	-	-	-
雑収入	-	-	-

計	334	285	△49
支出			
奨学金貸与事業費	-	-	-
一般管理費	-	-	-
うち、人件費(管理系)	-	-	-
物件費	-	-	-
業務経費	322	270	52
貸与事業を除く事業費	322	270	52
うち、人件費(事業系)	223	178	45
物件費	99	92	7
貸与事業業務経費	-	-	-
特殊経費	13	-	13
借入金等償還	-	-	-
借入金等利息償還	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金経費	-	-	-
奨学金業務システム開発費等補助金経費	-	-	-
受託経費	-	-	-
寄附金事業費	-	-	-
計	334	270	64

【法人共通】

(単位:百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	-	-	-
運営費交付金	2,079	2,387	308
育英資金返還免除等補助金	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金	-	-	-
奨学金業務システム開発費等補助金	-	-	-
受託収入	-	-	-
寄附金収入	-	-	-
貸付回収金	-	-	-
貸付金利息等	-	-	-

				政府補給金	-	-	-
				事業収入	-	-	-
				雑収入	38	48	10
				計	2,117	2,435	318
				支出			
				奨学金貸与事業費	-	-	-
				一般管理費	2,095	2,261	△166
				うち、人件費(管理系)	1,075	1,148	△73
				物件費	1,019	1,114	△95
				業務経費	-	-	-
				貸与事業を除く事業費	-	-	-
				うち、人件費(事業系)	-	-	-
				物件費	-	-	-
				貸与事業業務経費	-	-	-
				特殊経費	22	33	△11
				借入金等償還	-	-	-
				借入金等利息償還	-	-	-
				留学生交流支援事業費補助金経費	-	-	-
				奨学金業務システム開発費等補助金経費	-	-	-
				受託経費	-	-	-
				寄附金事業費	-	-	-
				計	2,117	2,294	△177
				(注)各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。			

Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

(4) 収支計画

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績			自己評価
—	略	略	<66> 計画と実績の対比	○平成28年度 収支計画 【全体】 (単位:百万円)			<評定> B  <評定根拠> 概ね計画どおりの実績となっており、評価できる。
				区分	計画	決算	差引増減額
				費用の部			
				経常費用	112,165	94,476	△17,689
				業務経費	106,097	88,875	△17,222
				寄附金事業費	2,833	1,988	△845
				一般管理費	2,096	2,238	142
				減価償却費	1,139	1,375	236
				臨時損失	—	14	14
				収益の部			
				経常収益	116,771	98,889	△17,882
				運営費交付金収益	12,722	11,481	△1,241
				自己収入	42,832	43,088	256
				受託収入	4	4	—
				寄附金収益	2,831	1,984	△847
				補助金等収益	20,980	17,465	△3,515
				財源措置予定額収益	36,636	23,937	△12,699
				資産見返負債戻入	547	707	160
				財務収益	218	224	6
				臨時利益	—	1,857	1,857
				純利益	4,606	6,256	1,650
				目的積立金取崩額	—	—	—
				総利益	4,606	6,256	1,650

## 【奨学金貸与事業】

(単位:百万円)

区分	計画	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	91,610	75,251	△16,359
業務経費	90,563	73,836	△16,727
寄附金事業費	63	216	153
一般管理費	-	-	-
減価償却費	984	1,198	214
臨時損失	-	2	2
収益の部			
経常収益	96,216	79,483	△16,733
運営費交付金収益	5,241	3,962	△1,279
自己収入	41,381	41,446	65
受託収入	-	-	-
寄附金収益	63	216	153
補助金等収益	12,268	9,142	△3,126
財源措置予定額収益	36,636	23,937	△12,699
資産見返負債戻入	409	560	151
財務収益	218	220	2
臨時利益	-	1,845	1,845
純利益	4,606	6,075	1,469
目的積立金取崩額	-	-	-
総利益	4,606	6,075	1,469

## 【留学生支援事業】

(単位:百万円)

区分	計画	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	18,049	16,641	△1,408
業務経費	15,200	14,769	△431
寄附金事業費	2,770	1,772	△998
一般管理費	-	-	-



減価償却費	79	100	21
臨時損失	-	7	7
収益の部			
経常収益	18,049	16,723	△1,326
運営費交付金収益	5,083	4,955	△128
自己収入	1,414	1,598	184
受託収入	4	4	0
寄附金収益	2,768	1,768	△1,000
補助金等収益	8,712	8,322	△390
財源措置予定額収益	-	-	-
資産見返負債戻入	68	75	7
財務収益	-	-	-
臨時利益	-	7	7
純利益	-	82	82
目的積立金取崩額	-	-	-
総利益	-	82	82

【学生生活支援事業】

(単位:百万円)

区分	計画	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	336	271	△65
業務経費	334	269	△65
寄附金事業費	-	-	-
一般管理費	-	-	-
減価償却費	2	2	0
臨時損失	-	-	-
収益の部			
経常収益	336	286	△50
運営費交付金収益	334	284	△50
自己収入	-	-	-

受託収入	-	-	-
寄附金収益	-	-	-
補助金等収益	-	-	-
財源措置予定額収益	-	-	-
資産見返負債戻入	2	2	0
財務収益	-	-	-
臨時利益	-	-	-
純利益	-	15	15
目的積立金取崩額	-	-	-
総利益	-	15	15

## 【法人共通】

(単位:百万円)

区分	計画	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	2,170	2,314	144
業務経費	-	-	-
寄附金事業費	-	-	-
一般管理費	2,096	2,238	142
減価償却費	74	75	1
臨時損失	-	5	5
収益の部			
経常収益	2,170	2,398	228
運営費交付金収益	2,064	2,280	216
自己収入	38	44	6
受託収入	-	-	-
寄附金収益	-	-	-
補助金等収益	-	-	-
財源措置予定額収益	-	-	-
資産見返負債戻入	68	70	2
財務収益	0	4	4
臨時利益	-	5	5

					純利益	-	84	84	
					目的積立金取崩額	-	-	-	
					総利益	-	84	84	
<p>(注)各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。</p>									

## Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

## (5) 資金計画

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績			自己評価
—	略	略	<67> 計画と実績の対比	○平成 28 年度資金計画 【全体】 (単位:百万円)			<評価> B <評価根拠> 概ね計画どおりの実績となっており、評価できる。
				区分	計画	決算	差引増減額
				資金支出			
				業務活動による支出	△3,830,830	△6,605,476	2,774,646
				奨学金貸与	△1,094,583	△1,046,478	△48,105
				人件費支出	△4,451	△4,438	△13
				短期借入金の返済による支出	△1,629,272	△4,467,390	2,838,118
				長期借入金の返済による支出	△1,030,684	△850,214	△180,470
				支払利息	△44,758	△33,503	△11,255
				寄附金事業による支出	△2,833	△1,997	△836
				その他の業務支出	△22,236	△19,443	△2,793
				国庫補助金の精算による返還金の支出	△2,013	△2,013	0
				投資活動による支出	△525	△30,355	29,830
				財務活動による支出	△592	△746	154
				次年度への繰越金	145,995	166,796	△20,801
				資金収入			
				業務活動による収入	3,814,991	6,620,462	△2,805,471
				運営費交付金による収入	13,245	13,245	-
				政府補給金による収入	5,399	781	4,618
				国庫補助金による収入	15,272	15,842	△570
				貸付回収金による収入	733,849	756,629	△22,780
				短期借入による収入	1,629,272	4,467,390	△2,838,118
				長期借入による収入	1,371,946	1,321,132	50,814
				貸付金利息	38,338	37,445	893
				その他の業務収入	4,835	6,147	△1,312
				受託収入	4	8	△4

寄附金による収入	2,830	1,843	987
投資活動による収入	1,000	31,006	△30,006
その他の投資収入	1,000	31,006	△30,006
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	161,950	151,904	10,046

【奨学金貸与事業】

(単位:百万円)

区分	計画	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△3,808,250	△6,584,787	2,776,537
奨学金貸与	△1,094,583	△1,046,478	△48,105
人件費支出	△2,269	△2,139	△130
短期借入金の返済による支出	△1,629,272	△4,467,390	2,838,118
長期借入金の返済による支出	△1,030,684	△850,214	△180,470
支払利息	△44,758	△33,503	△11,255
寄附金事業による支出	△63	△215	152
その他の業務支出	△6,622	△4,848	△1,774
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-
投資活動による支出	△438	△30,149	29,711
財務活動による支出	△575	△638	63
次年度への繰越金	141,830	157,166	△15,336
資金収入			
業務活動による収入	3,794,325	6,600,567	△2,806,242
運営費交付金による収入	5,680	5,506	174
政府補給金による収入	5,399	781	4,618
国庫補助金による収入	6,560	7,130	△570
貸付回収金による収入	733,849	756,629	△22,780
短期借入による収入	1,629,272	4,467,390	△2,838,118
長期借入による収入	1,371,946	1,321,132	50,814
貸付金利息	38,338	37,445	893
その他の業務収入	3,218	4,278	△1,060
受託収入	-	-	-

寄附金による収入	63	276	△213
投資活動による収入	1,000	31,000	△30,000
その他の投資収入	1,000	31,000	△30,000
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	155,769	141,173	14,596

## 【留学生支援事業】

(単位:百万円)

区分	計画	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△20,126	△18,601	△1,525
奨学金貸与	-	-	-
人件費支出	△849	△894	45
短期借入金の返済による支出	-	-	-
長期借入金の返済による支出	-	-	-
支払利息	-	-	-
寄附金事業による支出	△2,770	△1,782	△988
その他の業務支出	△14,493	△13,913	△580
国庫補助金の精算による返還金の支出	△2,013	△2,012	△1
投資活動による支出	△71	△154	83
財務活動による支出	△12	△103	91
次年度への繰越金	3,393	5,614	△2,221
資金収入			
業務活動による収入	18,192	16,968	1,224
運営費交付金による収入	5,152	5,067	85
政府補給金による収入	-	-	-
国庫補助金による収入	8,712	8,712	-
貸付回収金による収入	-	-	-
短期借入による収入	-	-	-
長期借入による収入	-	-	-
貸付金利息	-	-	-
その他の業務収入	1,557	1,613	△56
受託収入	4	8	△4

寄附金による収入	2,767	1,567	1,200
投資活動による収入	-	6	△6
その他の投資収入	-	6	△6
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	5,408	7,498	△2,090

【学生生活支援事業】

(単位:百万円)

区分	計画	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△335	△305	△30
奨学金貸与	-	-	-
人件費支出	△235	△204	△31
短期借入金の返済による支出	-	-	-
長期借入金の返済による支出	-	-	-
支払利息	-	-	-
寄附金事業による支出	-	-	-
その他の業務支出	△100	△100	0
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	△1	1
投資活動による支出	0	△1	1
財務活動による支出	-	-	-
次年度への繰越金	17	14	3
資金収入			
業務活動による収入	334	285	49
運営費交付金による収入	334	285	49
政府補給金による収入	-	-	-
国庫補助金による収入	-	-	-
貸付回収金による収入	-	-	-
短期借入による収入	-	-	-
長期借入による収入	-	-	-
貸付金利息	-	-	-
その他の業務収入	-	-	-
受託収入	-	-	-

寄附金による収入	-	-	-
投資活動による収入	-	-	-
その他の投資収入	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	18	35	△17

## 【法人共通】

(単位:百万円)

区分	計画	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△2,119	△1,783	△336
奨学金貸与	-	-	-
人件費支出	△1,098	△1,201	103
短期借入金の返済による支出	-	-	-
長期借入金の返済による支出	-	-	-
支払利息	-	-	-
寄附金事業による支出	-	-	-
その他の業務支出	△1,021	△582	△439
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-
投資活動による支出	△15	△50	35
財務活動による支出	△5	△5	0
次年度への繰越金	756	4,002	△3,246
資金収入			
業務活動による収入	2,139	2,642	△503
運営費交付金による収入	2,079	2,387	△308
政府補給金による収入	-	-	-
国庫補助金による収入	-	-	-
貸付回収金による収入	-	-	-
短期借入による収入	-	-	-
長期借入による収入	-	-	-
貸付金利息	-	-	-
その他の業務収入	60	256	△196
受託収入	-	-	-



				寄附金による収入	-	-	-	
				投資活動による収入	-	-	-	
				その他の投資収入	-	-	-	
				財務活動による収入	-	-	-	
				前年度からの繰越金	756	3,198	△2,442	
<p>(注)各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。</p>								

## IV 短期借入金の限度額

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	28年度計画	評価指標	業務実績		自己評価
—	奨学金貸与事業において、第二種学資金の財源とするための短期借入金の限度額は、13,500億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、44億円とする。	奨学金貸与事業において、第二種学資金の財源とするための短期借入金の限度額は、13,500億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、44億円とする。	<68> 短期借入金の調達状況	第二種学資金の財源とするための短期借入金の借入残高の最大額は、6,587億円であった。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の実績はなかった。		<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt; 限度額の範囲内で短期借入金を調達できたことは評価できる。</p>

V 独立行政法人通則法第三十条第二項第四の二号で定める不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	28年度計画	評価指標	業務実績		自己評価
—	<p>札幌、金沢、福岡、大分の各国際交流会館については、引き続き、地方公共団体や大学等に対し条件面も含め様々な働きかけを行うことにより売却を進める。</p> <p>国際交流会館の売却により生じた収入の額は、政府支出の比率に応じて国庫納付する。</p>	<p>札幌、金沢、福岡の各国際交流会館については、引き続き、地方公共団体や大学等に対し条件面も含め様々な働きかけを行うことにより売却を進める。</p> <p>国際交流会館の売却により平成28年度に譲渡収入が生じた場合は、政府支出の比率に応じて国庫納付することに向け、必要な手続きを行う。</p>	<p>&lt;69&gt; 国際交流会館の売却に向けた取組状況及び売却による収入の国庫納付等手続きの取組状況</p>	<p>○大分国際交流会館売却による収入の国庫納付 平成27年度に売却した大分国際交流会館について、平成28年3月31日の文部科学大臣からの通知に基づき、平成28年4月15日に71,163,281円を国庫納付した。</p> <p>○福岡国際交流会館売却による収入の国庫納付 平成28年6月16日に公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団と、不動産売買契約を締結した。平成28年6月30日に公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団から機構へ売却額の入金があり、同日、福岡国際交流会館を公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団に引き渡した。 この売却収入を国庫納付するために、「独立行政法人通則法」(平成11年法律第103号)第46条の2第2項ただし書き並びに「独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令」(平成12年政令第316号)第6条第2項及び第3項の定めるところにより、平成28年8月2日に文部科学大臣への報告を行った。平成28年8月19日に文部科学大臣からの国庫納付の通知を受け、同通知に基づき、平成28年8月30日に6,205,678円を国庫納付した。</p> <p>○札幌、金沢の各国際交流会館の売却の状況 札幌国際交流会館及び金沢国際交流会館については、地方公共団体等と譲渡に向けて協議等を行った。</p>	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt; ・大分国際交流会館及び福岡国際交流会館売却による収入の国庫納付等手続きについて、独立行政法人通則法に基づき適正に申請等を実施しており、評価できる。</p>	

## VI 独立行政法人通則法第三十条第二項第五号で定める重要な財産の処分等に関する計画

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	28年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
—	職員宿舎(百合丘第1(平成29年3月廃止予定))については、売却により処分を行い、その売却収入は貸倒引当金の財源とする。	職員宿舎(百合丘第1(平成29年3月廃止予定))の売却に向けて、不動産価格の調査に着手する。	<70> 職員宿舎の処分に係る実施状況	職員宿舎(百合丘第1)については、平成29年3月末の廃止後の売却に向けて、不動産鑑定評価や廃止後の不法侵入防止対策等を検討した。	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;          廃止後の売却に向けて適切な対応を実施しており、評価できる。</p>

Ⅶ 剰余金の使途

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	28年度計画	評価指標	業務実績		自己評価
—	決算において剰余金が発生したときは、学生支援に関する業務の充実、広報・広聴活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。	決算において剰余金が発生したときは、学生支援に関する業務の充実、広報・広聴活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。	<71> 剰余金の活用状況	※平成28年度に剰余金の使用実績はなかった。		—

## VIII その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

## 1 施設及び設備に関する計画

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	28年度計画	評価指標	業務実績		自己評価
施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。	施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。	施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。	<72> 施設及び設備の整備に係る実施状況	<p>○事務所の在り方に係る検討 今後の業務量の増大を踏まえた主たる事務所の事務環境の改善のために設置する「主たる事務所の在り方に関するプロジェクトチーム」において、都内事務所の在り方等について方向性を議論するとともに、市谷事務所のレイアウト変更を決定し、移動書架スペースの事務室への改修等を行った。</p> <p>○施設・設備の整備等の実施 「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)に基づき、東京国際交流館及び兵庫国際交流会館の維持管理に係る行動計画(平成28年度～平成32年度)を策定した(平成28年12月)。個別施設計画策定に向けて、施設整備の現状把握のために建物診断業務及び施設整備計画策定業務を実施した。また、機構が所有する施設等について、安全性の向上や省エネルギーの推進等を目的として修繕等を行い、必要な保全を適切に行った。</p>		<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt; ・主たる事務所の在り方に関するプロジェクトチームにおいて、市谷事務所のレイアウト変更を決定し、施設・設備の整備を推進したことは評価できる。 ・「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)に基づき、東京国際交流館及び兵庫国際交流会館の維持管理に係る行動計画を策定したことは評価できる。また、施設等について適切に状況確認及び保全を行ったことは評価できる。</p>

Ⅷ その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

2 人事に関する計画

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価																																																			
中期目標	中期計画	28年度計画	評価指標	業務実績		自己評価																																													
<p>機構の業務を適切に実施するために必要な人材の確保・育成と適正配置を図る。</p>	<p>(1)方針 ① 多様かつ優れた人材を計画的に確保するとともに、各職員が能力を最大限に発揮できるよう適正に配置する。 ② 高度な実務能力と使命感を持った人材の育成を図るため、他機関との人事交流、職員の能力や意識、専門性の向上に重点を置いた研修を充実する。</p>	<p>(1)方針 ① 多様かつ優れた人材を計画的に確保するとともに、各職員が能力を最大限に発揮できるよう適正に配置する。 ② 高度な実務能力と使命感を持った人材の育成を図るため、他機関との人事交流、職員の能力や意識、専門性の向上に重点を置いた研修を充実する。</p>	<p>&lt;73&gt; 人材の確保、適正配置、育成のための取組状況</p>	<p>○職員の計画的な採用及び配置</p> <p>(1)幅広い分野層から機構の将来を担う人材を確保するために、年齢・学歴を問わずに募集を行い、任期付採用39人を含む77名を計画的に採用した。この内、専門的な能力を有する人材を確保するため、情報関係の分野において8人、金融関係の分野において1名、施設整備関係の分野において1名を採用した。また、非常勤職員から任期付職員、任期付職員から常勤職員への内部登用に係る採用基準の設定を行い、任期付職員・常勤職員への登用を行った。(内部登用による平成28年度任期付職員採用17名、常勤職員採用10名)</p> <p>(2)職員の適性、経験等を考慮するとともに、業務に関する希望等も勘案し適材適所の配置を行った。</p> <p>(3)女性職員の管理職への登用を引き続き行った。また、今後の登用に向けて、課長補佐級への登用を積極的に行い、育成に努めた。</p> <p>&lt;女性職員の管理職等への登用状況&gt; (各年度末現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="3">平成28年度</th> <th colspan="3">(参考)平成27年度</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">人数</th> <th colspan="2">うち女性</th> <th rowspan="2">人数</th> <th colspan="2">うち女性</th> </tr> <tr> <th>人数</th> <th>割合</th> <th>人数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級</td> <td>21人</td> <td>5人</td> <td>23.8%</td> <td>20人</td> <td>3人</td> <td>15.0%</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>57人</td> <td>10人</td> <td>17.5%</td> <td>57人</td> <td>14人</td> <td>24.5%</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級</td> <td>61人</td> <td>18人</td> <td>29.5%</td> <td>59人</td> <td>15人</td> <td>25.4%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>139人</td> <td>33人</td> <td>23.7%</td> <td>136人</td> <td>32人</td> <td>23.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○公正な人事評価の実施 勤労手当について、期間中の職員の勤務状況と業績を的確に反映したものとすするため、自己評価及び上司による評価等を総合的に勘案し、適正な額を算出の上、支給した。</p>		区分	平成28年度			(参考)平成27年度			人数	うち女性		人数	うち女性		人数	割合	人数	割合	部長級	21人	5人	23.8%	20人	3人	15.0%	課長級	57人	10人	17.5%	57人	14人	24.5%	課長補佐級	61人	18人	29.5%	59人	15人	25.4%	合計	139人	33人	23.7%	136人	32人	23.5%	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt; 「独立行政法人日本学生支援機構人事基本計画」に基づき、人材の確保、適正な配置及び人材の育成を行ったことは評価できる。</p>
区分	平成28年度			(参考)平成27年度																																															
	人数	うち女性		人数	うち女性																																														
		人数	割合		人数	割合																																													
部長級	21人	5人	23.8%	20人	3人	15.0%																																													
課長級	57人	10人	17.5%	57人	14人	24.5%																																													
課長補佐級	61人	18人	29.5%	59人	15人	25.4%																																													
合計	139人	33人	23.7%	136人	32人	23.5%																																													

				<p>○人事交流の実施  高い専門性と柔軟性をもつ人材の育成、広い視野と公共の精神の醸成及び専門知識、経験の相互提供等を目的として、国、国立大学法人、私立大学、公益法人及び民間企業等と積極的に人事交流を行った。  ・機構から他機関への出向者：23人  ・他機関から機構への出向者：50人</p> <p>○職員研修の実施状況  (1)管理職研修  機構職員の安全管理の徹底に資するため、また、障害を理由とする差別の解消を図るため、管理職研修を実施した。(安全配慮義務研修64人、障害者差別解消法研修74人)</p> <p>(2)その他重点的に実施した研修  ①新職員研修(18人)  ②新職員フォローアップ研修(8人)  ③若手職員研修(24人)  ④主任研修(21人)  ⑤分野別研修(延べ618人)  ※各業務の特性に応じた専門知識・スキルの獲得を目的とする研修  ⑥JASSO講演会(2回・延べ215人)  ※機構業務の改善・充実を図り、加えて若手職員の一層の意欲奮起を促すための特別研修</p>	
	<p>(2)人事に係る指標  業務量に応じた適正な人員配置を行う。</p> <p>(参考)  中期目標期間中の人件費総額見込み  17,799  (百万円)  ただし、上</p>	<p>(2)人事に係る指標  業務量に応じた適正な人員配置を行う。</p>	<p>&lt;74&gt; 業務量に応じた適正な人員配置の実施状況</p>	<p>○事業が拡大している中、定型的業務の外部委託を推進するとともに、非常勤職員及び人材派遣の活用を行った。  また、平成28年度においても平成27年度に引き続き、新規採用及び任期付職員への登用を行うなど、自己都合等退職者の補充を行い、必要な職員数の適切な確保を行った。</p> <p>○役職員数(平成29年3月末現在)  ・役員：7人(7人)  ・職員：511人(476人)  ※( )は平成28年3月末現在</p>	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;  円滑な事業実施のために必要な職員数を適切に確保したことは評価できる。</p>



	記の額は役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。				
--	--	--	--	--	--

## VIII その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

## 4 積立金の使途

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価					
中期目標	中期計画	28年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
—	前中期目標期間繰越積立金については、以下の事業の財源に充てる。 前期中期目標期間中の繰越積立金については、貸倒引当金の増額による繰り入れのための財源とする。	前中期目標期間繰越積立金については、貸倒引当金の増額による繰り入れのための財源とする。	<75> 積立金の利用状況	※平成28年度に前中期目標期間繰越積立金の使用実績はなかった。	—